別添１

デジタル田園都市国家構想交付金
デジタル実装タイプ TYPES　制度概要

令和６年３月18日
令和６年５月17日追加

内閣府　　地方創生推進室
内閣官房　デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
　　デジタル行財政改革会議事務局

目次

デジタル田園都市国家構想
DIGIDEN

1.「デジタル田園都市国家構想交付金」の概要（P.2）

2.デジタル実装タイプ： TYPESの制度概要・共通要件（P.6）

3.デジタル実装タイプ： TYPESのスケジュール（追加募集分）（P.15）

１.「デジタル田園都市国家構想交付金」の概要

デジタル田園都市国家構想交付金の概要

デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、「デジタル田園都市国家構想交付金」により、各地方公共団体の意欲的な取組を支援

デジタル田園都市国家構想交付金

デジタル実装タイプ

➢ デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するため、デジタル実装に必要な経費などを支援。

書かない窓口

地域アプリ

遠隔医療

地方創生拠点整備タイプ

➢ 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

道の駅に隣接した観光拠点

子育て支援施設

スタートアップ支援拠点

地方創生推進タイプ

➢ 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。

- 地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援（最長５年間）
- 東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策
- 省庁の所管を超える２種類以上の施設（道・汚水処理施設・港）の一体的な整備

地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ

➢ 産業構造転換の加速化に資する半導体等の大規模な生産拠点整備について、関連インフラの整備への機動的かつ追加的な支援を創設。

大規模生産拠点整備プロジェクト ← 選定 ← プロジェクト選定会議

「デジタル田園都市国家構想交付金」の予算推移

R4補正予算において、「デジタル田園都市国家構想交付金」を創設。R6当初：1,000億円／R5補正：735億円（R5当初：1,000億円／R4補正：800億円）を措置しています。

当初予算の推移

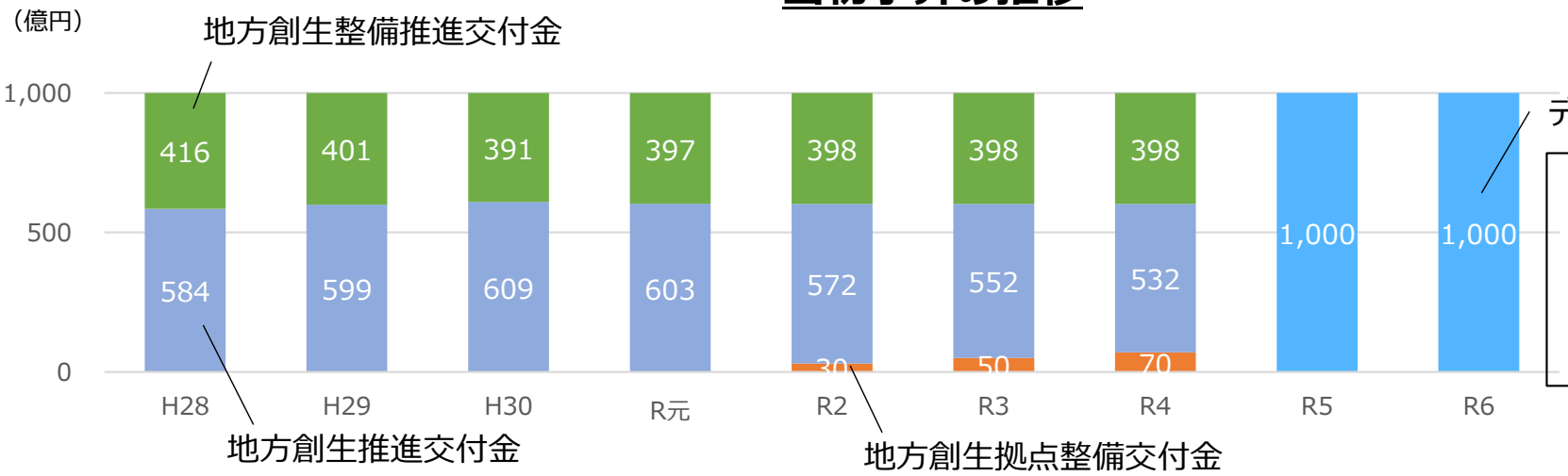

（参考）R6当初の内訳
- 地方創生推進タイプ：950億円
  （うちソフト事業：552億円）
  （R5当初：930億円）
- 地方創生拠点整備タイプ：50億円
  （R5当初：70億円）

補正予算の推移

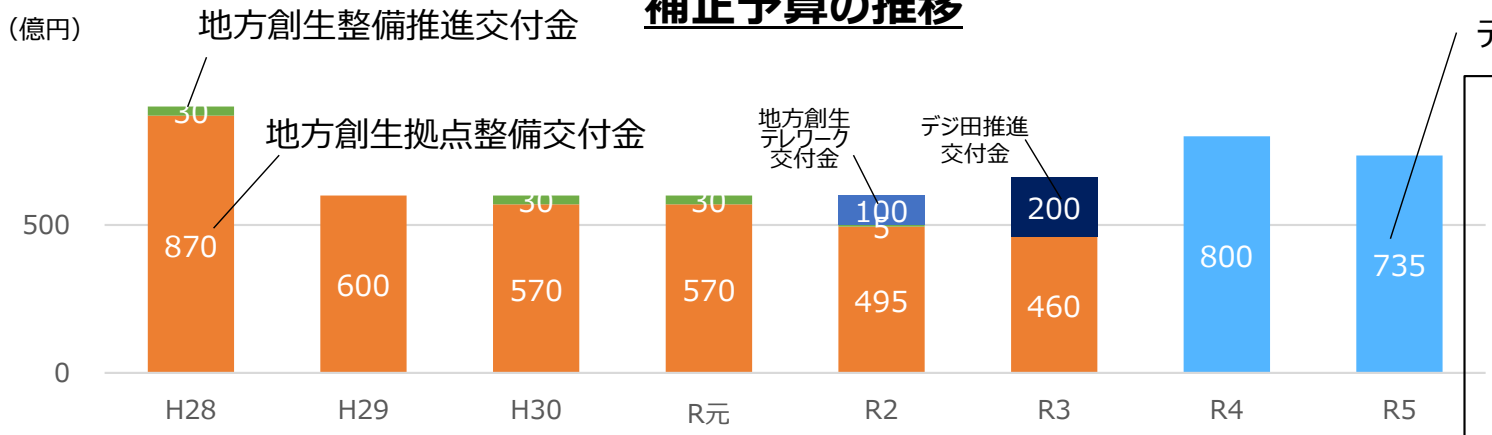

（参考）R5補正の内訳
- デジタル実装タイプ：**360**億円
  （R4補正：400億円）
- 地方創生拠点整備タイプ：300億円
  （R4補正：400億円）
- 地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ：60億円
- 地方創生推進タイプ※：15億円

※万博の開催を契機として、各都道府県において新たに実施する地方創生に資する取組を支援

当初＋補正	1,900億	1,600億	1,600億	1,600億	1,600億	1,660億	1,800億	1,735億

デジタル実装タイプ1/2/3等：制度概要

デジタル田園都市国家構想
DIGIDEN

目的	デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援し、「デジタル田園都市国家構想」を推進するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援
概要	デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、以下の事業の立ち上げに必要な経費を単年度に限り支援 【TYPE1】他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して迅速に横展開する取組 【TYPE2】オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴う、モデルケースとなり得る取組 【TYPE3】（TYPE2の要件を満たす）デジタル社会変革による地域の暮らしの維持につながり、かつ総合評価が優れている取組 【TYPES】「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある地方公共団体の先導的な取組
共通要件	①デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む ②コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制を確立

詳細

＜TYPE別の内容＞

デジタル行財政改革先行挑戦型【TYPE S】	「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤への横展開につながる見込みのある先行モデル的な取組	事業費：**5**億円 補助率：3/4 ＋ 伴走型支援
デジタル社会変革型【TYPE３】	下記いずれかを満たし、総合評価が優れているもの ・新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓 ・AIを高度活用した準公共サービスの創出	国費：**4**億円 補助率：2/3
データ連携基盤活用型【TYPE２】	データ連携基盤を活用した、複数のサービスの実装を伴う取組	国費：**2**億円 補助率：1/2
優良モデル導入支援型【TYPE１】	優良モデル・サービスを活用した実装の取組	国費：**1**億円 補助率：1/2

＜対象事業（一例）＞

【TYPE2/３】

複数分野データ連携の促進による
共助型スマートシティ（会津若松市）

【TYPE1】

書かない窓口

地域アプリ

遠隔医療

(注) 上記のほか、計画策定支援事業において、デジタル実装に取り組もうとする地域の計画づくりを支援し、地方創生テレワーク型において、サテライトオフィスの整備・利用促進等を支援。

２. TYPESの制度概要・共通要件

デジタル実装タイプ：TYPES制度概要

- 「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、**将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤や持続可能な行財政基盤につながる見込みのある地方公共団体の先導的な取組**について、プロジェクト推進に要する経費を支援。
- 具体分野及びサービスは、デジタル行財政改革事務局が**主な改革分野として指定する分野から、社会変革につながるような取組について、各２件程度**が補助対象（※各府省における実証等の補助金がある場合は対象外）。
- 審査に関しては、デジタル行財政改革事務局の**各分野を所管するチームと連携し、選定予定。**執行段階においても、EBPMや利用者起点の観点から、伴走支援を実施。

デジタル行財政改革の基本的考え方

1. 地域を支える公共サービス等に関し、システムの統一・共通化等で現場負担を減らすとともに、デジタルの力も活用してサービスの質も向上。
2. あわせて、デジタル活用を阻害している規制・制度の徹底的な見直しを進め、社会変革を起動。
3. ＥＢＰＭの手法も活用し、ＫＰＩや政策効果の「見える化」を進め、予算事業を不断に見直し。

これらにより、豊かな社会・経済、持続可能な行財政基盤等を確立

×

主な改革分野

※ 先導的プロジェクトに取り組む地域を手厚く支援するTYPESの趣旨に鑑み、R5補正で支援したPJについて、翌年度以降、TYPESにおける採択は行わない。（必要に応じてTYPE1/2/3や各府省補助金等を活用。）

<費用スキーム>

事業費上限 **5** 億

行財政改革プロジェクト推進費用 **3/4補助**

×

主な改革分野から **6** 分野程度、各 **2** 件程度を想定
※基準を満たすものがなければ0件

＋

委託調査費： **3** 億円程度

利用者起点、ＥＢＰＭ、業務効率化・財政改革に向けた伴走型支援

＝

最大上限 **48**億程度 のウェイトを想定

※国費ベース

募集プロジェクト一覧

今回TYPESにおいては、デジタル行財政改革会議事務局が定める、以下９つのプロジェクトに参画を希望する地方公共団体を募集いたします **（5/17 防災を追加）**

	分野	プロジェクト名
1	子育て	保活ワンストップの実現
2	子育て	保育業務ワンスオンリーの実現
3	福祉相談	住民に寄り添った相談・支援業務を行うためのデジタル技術活用
4	介護	要介護認定に関する自治体業務等のデジタル化
5	介護	介護の生産性向上とケアの質を高めるための産福学官連携の仕組みづくり
6	交通・観光	地域連携で移動の足を確保するためのモビリティサービス基盤の構築
7	教育	デジタル教材・学習データの活用促進に向けた基盤整備
8	教育	多様な人材の活用に向けたオンライン授業ソリューションパッケージの整備
9	防災	広域災害において切れ目のないきめ細やかな被災者支援を展開するためのデジタル技術の活用

追加

TYPES（デジタル行財政改革先行挑戦型）の要件

デジタル田園都市国家構想
DIGIDEN

交付対象者

地方公共団体

都道府県、市区町村又は一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法第４条第１項の規定による港務局を含む。

申請上限数

都道府県・市町村（特別区を含む）いずれも 実装タイプの申請上限数の枠外措置

共通要件

① **将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤や持続可能な行財政基盤につながる見込みのあるものとして、デジタル行財政改革事務局がコミットし、当該団体のフィールドを活用し、先導的な取組として後押しする価値があると判断できるもの**
国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤の構築を持続可能な行財政基盤につなげる観点から、利便性の向上に加えて、業務効率化や財政改革の効果が見込まれること

② **利用者起点に加え業務効率化や財政改革の観点でKPI設定、モニタリング、効果測定を行い報告すること**
当該事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであることについて、事業執行の中で（課題分析、デジタル基盤等の構築、サービス提供や利用等の執行状況、事業効果の発現）複数年に渡って計測するためのKPIを設定していること

③ **コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制が確立されているものであること**
事業の実現に向けて、地方公共団体、民間事業者、地域の団体、国、専門家など、地域内外の関係者が参加・連携する体制を構築していること

TYPES（デジタル行財政改革先行挑戦型）の要件

デジタル田園都市国家構想
DIGIDEN

交付対象事業費上限・補助率

種別	補助率	交付上限額
TYPES	3/4	１事業あたり国費3.75億円（事業費ベース５億円）

地方負担

- デジタル実装タイプの地方負担分については、地方交付税の増額交付等の中での対応となる。

※令和３年度補正予算におけるデジタル田園都市国家構想推進交付金の地方負担分に充当可能とされていた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国庫補助事業の地方負担分）について、デジタル実装タイプの地方負担分は令和４年度補正予算分より対象外となっているため、留意すること。

その他

- 令和６年度中に国が別途実施する「利用者起点及びEBPMに基づく公共サービスに関する調査・支援事業」において、 TYPESの採択団体に対し、サービスデザイン及びEBPMの観点から伴走支援を行う。当該事業の実施にあたり、委託事業者及びデジタル行財政改革会議事務局と連携してプロジェクトを実施すること。

【関連事業】利用者起点及びEBPMに基づく公共サービスに関する調査・支援事業

概要

- 「デジタル行財政改革」の基本的考え方に基づき、**将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤や持続可能な行財政基盤につながる見込みのある地方公共団体の先導的な取組**の推進にあたっては、**利用者起点／EBPMの考え方に沿った形で**実証・検証を行う必要。
- **デジ田交付金TYPESの支援対象となる各PJについて、利用者起点のサービスデザイン／EBPMの観点から、包括的に団体をサポート**し、サービスの質の向上にとどまらず、業務効率化や財政改革につなげていく。

利用者起点のサービスデザインアプローチ

✓住民（利用者）の現状の課題整理・分析を行い、地域内でのマーケットニーズやターゲット像の深堀

✓サービスの確実な普及・定着を見据えた住民（利用者）への周知や、住民へのきめ細やかな利用サポート体制の構築に向けた検討

✓サービスの質向上や拡充に向けた、事業実施上の課題・論点整理

⇒住民に寄り添い、利用者起点での**地域の課題解決に繋がるサービスの在り方を検討**

EBPM推進に向けた調査、伴走支援

✓事業設計・執行の各段階（課題分析、デジタル基盤等の構築、サービスの利用状況、事業効果の見える化）におけるKPI群の提案

✓データソースの特定、データの収集・分析・モニタリング・効果測定を行うための仕組み構築

⇒ EBPMの手法に基づき、**業務効率化・財政改革につながるよう伴走支援**を行い、持続可能なデジタル行財政基盤を構築

※モニタリング結果等は、ダッシュボード等を通じて見える化・公表をすることを想定

※上記業務はイメージであり、今後調達のプロセスにおいて変更になる可能性があります

TYPESの申請手順

TYPESは、TYPE1/2/3とは異なり、各募集プロジェクトごとに要件・様式・評価基準が異なります。
申請を希望する各プロジェクトの資料を熟読したうえで、実施計画等を作成願います。

各プロジェクト資料

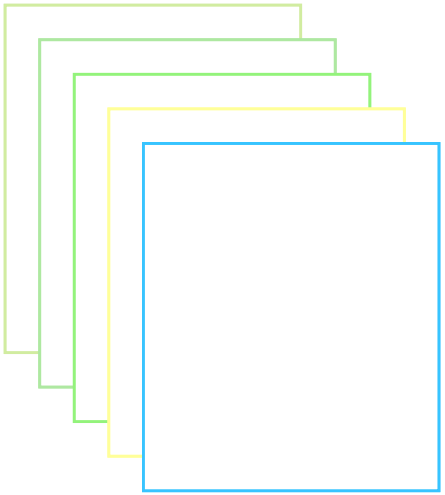

（別添４）
募集要項

＋

各プロジェクト資料

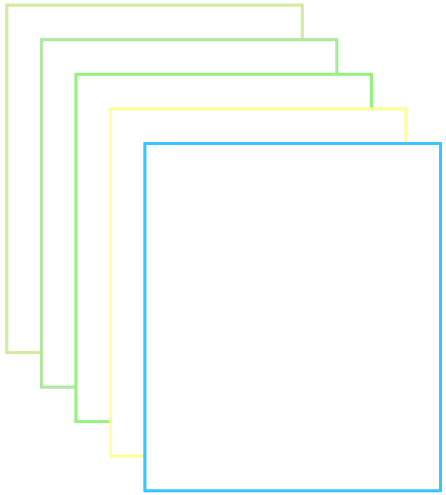

（別紙１）
実施計画 様式

＝

申請するプロジェクトの実施計画
＋
収支予定Excel（共通）

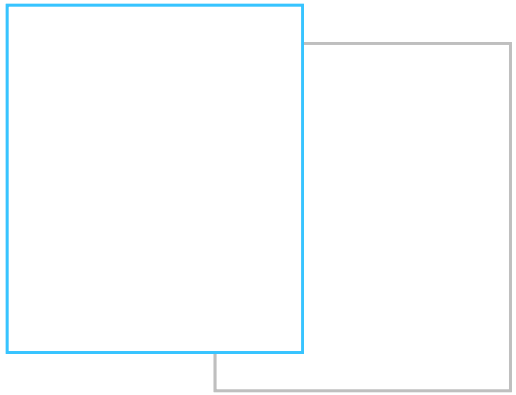

期日までに国へ提出

各プロジェクトによって要件や様式項目が
異なりますので対応するものを確認してください

デジタル実装タイプ： TYPE1/2/3/S 共通 （対象経費）

デジタル田園都市国家構想
DIGIDEN

対象経費

- デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業の立ち上げに要する経費を単年度に限り支援。
- 事業遂行に必要な、設備・システム導入費、施設改修費などのハード経費、人件費、サービス利用費、外注費などのソフト経費、のいずれも支援対象とし、総事業費に対するハード経費割合の制限は設けない。
- サービス実装に向けたシステム構築費等に止まらず、普及・定着に向けた周知広報や、改善に向けた調査等も対象。

経費の具体例

- 事業の計画・戦略立案・計画修正等の経費
- サービス実装に係る付随費用（例：マーケティング調査、サービス普及・定着・改善をはかるために要する人件費等）
- 事業のプロジェクトマネジメントに係る経費
- 外部人材招聘経費（デジタル専門人材、中核的経営人材等への委嘱費用等）、その他人材確保等関係経費（人材マッチング等）
- 事業評価（KPI取得に係るアンケート調査等）に要する経費
- 事業遂行に必要となる設備・備品の整備に関する経費
- 広報・プロモーション経費（サービスの体験イベント等の開催、チラシ等販促物の作成等）
- 事業の立ち上げに掛かる費用として単年度に支出するものであれば、複数年契約に基づくPCレンタル料やクラウドサービス利用料等を複数年度分一括して初年度に費用計上することが地方公共団体の会計ルール上適切に対応できる場合には、交付対象事業の実施計画期間としている３か年（実装計画期間１年、運営計画期間２年）を上限として対象経費に含めることが可能。

デジタル実装タイプ： TYPE1/2/3/S 共通 （対象経費）

デジタル田園都市国家構想
DIGIDEN

対象外経費

- 本交付金は、地域の個性を活かしたサービスを地域や暮らしに実装する事業を支援するものであり、実装を伴わない実証や調査のみ止まる事業の経費は対象外である
- 本交付金は、サービス実装の立ち上げに係る費用を単年度に限って支援するものであり、実装後のランニングコストは地方公共団体自身で確保することが前提（例外として複数年契約に基づく初年度一括支出の場合は認める*前頁参照）
- サービス実装を伴わない事業（例：Wi-Fi等のインフラ整備、人材育成、コンテンツ・特産品開発のみ）は交付対象外
- また、以下の経費についても、原則として支援の対象外とする

対象外経費の具体例

- 人件費（地方公共団体の職員の人件費）
- 職員旅費（トップセールスに伴う随行旅費は除く）
- 従前から実施してきているイベントや地方都市において持ち回りで実施している会議等
- 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの
- 貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、 基金積立金
- 国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費（なお、国による他の補助金等の対象となる可能性のある事業については、国による当該補助金等の利用を優先すること）
- 地域おこし協力隊員の人件費など、財政上の支援をうけている経費
- 用地取得（区分所有権の取得を含む）や造成に要する経費

３. TYPESのスケジュール

TYPESのスケジュール（防災プロジェクト）

デジタル田園都市国家構想
DIGIDEN

TYPES（追加募集分）は以下のスケジュールにて申請を受け付けます。なお、TYPESは事務局に加え、有識者による審査も行います。各期限においては必ず確認の上、余裕を持った提出に御協力願います。

項目		TYPES
自治体向け説明会		５月22日（水）
事前相談	開始日	５月24日（金）
	締切日	５月31日（金）13時
実施計画	開始日	６月７日（金）
	締切日	**<u>６月14日（金）13時</u>**
審査期間		６月中下旬
交付決定		６月下旬～７月上旬

TYPESのスケジュール（当初募集分）

TYPESは以下のスケジュールにて申請を受け付けます。なお交付決定のスケジュールがTYPE1/2/3とは異なりますのでご留意ください。なお、TYPESは事務局に加え、有識者による審査も行います。

項目		TYPES
自治体向け説明会		３月18日（月）
事前相談	開始日	３月26日（火）
	締切日	４月２日（火）13時
実施計画	開始日	４月９日（火）
	締切日	**４月16日（火）13時**
審査期間		５月中旬
交付決定		５月下旬

＜デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ TYPES＞
内閣官房デジタル行財政改革事務局
デジタル田園都市国家構想交付金　デジタル実装タイプTYPES担当
担当：武田、吉澤（担当参事官：小林 剛也）
Eメール：types.h8m@cas.go.jp

＜デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ 制度全般＞
内閣府地方創生推進室／内閣官房　デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
担当：鈴木、番匠、角田（担当参事官：景山 忠史）
Eメール：digitaldenen-kofukin.f7k@cao.go.jp

※情報、回答の統一的整理のため、原則メールでの問い合わせをお願いします。
　メールの宛先には双方のアドレスを入れてお問い合わせをお願いします。

保活ワンストップの実現【募集要項】

「保活」に関する課題

こどもの保育所入所に向けて、保護者は、**役所相談、情報収集、施設見学予約・見学、入所申請**等、**「保活」**に係る一連の活動を行う必要がある。

「保活」に関する課題

Point

- 手続に関する情報や施設に関する情報が一元化されておらず、情報収集に手間がかかること
- 見学予約や入所申請等の手続がオンライン化されておらず、対面や電話、紙媒体での手続に時間を要すること、等により

保活に係る一連の手続を行う保護者の負担が大きい

保活に関し、大変だったこと・苦労したこと

役所相談	✓ 入所相談のために**妊娠中や子連れの状態で役所を訪問**しなければならなかったこと（341人/696人）
情報収集	✓ 手続や保育施設に関する情報について、「**情報が一元化されておらず**情報収集が大変」、「**訪問や電話をしないと情報を得られない**」といった意見
施設見学予約	✓ 保育施設**見学予約の手段がアナログな手段（電話や訪問のみ）**しかなかったこと（423人/696人）
入所申請	✓ 入所申請**書類を手書きで作成**する必要があること、入所申請書類が多かったこと（403人/696人）

※一般社団法人 こどもDX推進協会「保活に関する保護者アンケート 結果」より

保活の負担軽減に向けて目指す姿

必要な情報が一元化されておらず**情報収集が困難**である、対面や紙・電話などの**アナログな手続が多い**といった**「保活」に関する課題の解決**を図るため、**保活に係る一連の手続をオンライン・ワンストップで可能**とすることで、保活に係る**保護者等の負担軽減**を実現する。

As is

子育て世帯

保活の負担が大きい

①情報収集が大変
手続や施設の情報が散逸しているため、必要な情報収集に手間と時間が掛かる

②見学予約が大変
施設見学は開園時間中に電話で予約することが必要なため、子育てで忙しい中大きな負担

③入所申請手続が大変
申請書への手書きでの記入や、提出のために妊娠中や子連れで窓口を訪問する必要が負担

保育施設職員

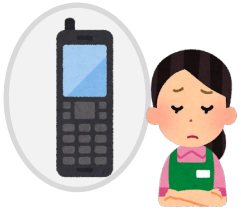

電話対応の負担が大きい

保護者からの施設見学予約や問合せへの電話対応に時間を要する

自治体職員

問合せ対応の負担が大きい

入所手続や制度、施設情報等に関する保護者からの個別の問合せ対応に時間を要する

To be

- 手続や施設の情報がまとまっていて探しやすい！
- オンラインで、いつでも、どこでも施設見学予約できる！
- オンラインで、いつでも、どこでも、簡単に入所申請できる！
- １つのシステム（＝ワンストップ）で手続きができるから迷わない！

保活の手続がワンストップで完結

①保活情報収集
②施設見学予約
③入所申請
といった**保活の手続が全てオンライン・ワンストップ**で可能に

保護者の負担を軽減し、子育てと仕事・家事との両立に向けた不安感やストレスを軽減

電話対応の負担軽減

施設見学予約のオンライン化により、保護者からの日中の電話対応の負担が軽減
こどもと接する時間を確保

問合せ対応の負担軽減

必要な保活情報を保護者が簡単に入手可能となることで、個別の問合せが減少し、自治体職員の負担が軽減

保活ワンストップシステムの全国展開

保活に関する一連の手続をオンライン・ワンストップで実施可能とする**保活ワンストップの実現**に向けて、保活に必要な**情報を一元化**するとともに、**民間サービスや自治体システムと連携し**て、一連の手続のワンストップを実現する「**保活情報連携基盤**」を国が整備し、全国展開を行う。

保活ワンストップシステム　イメージ

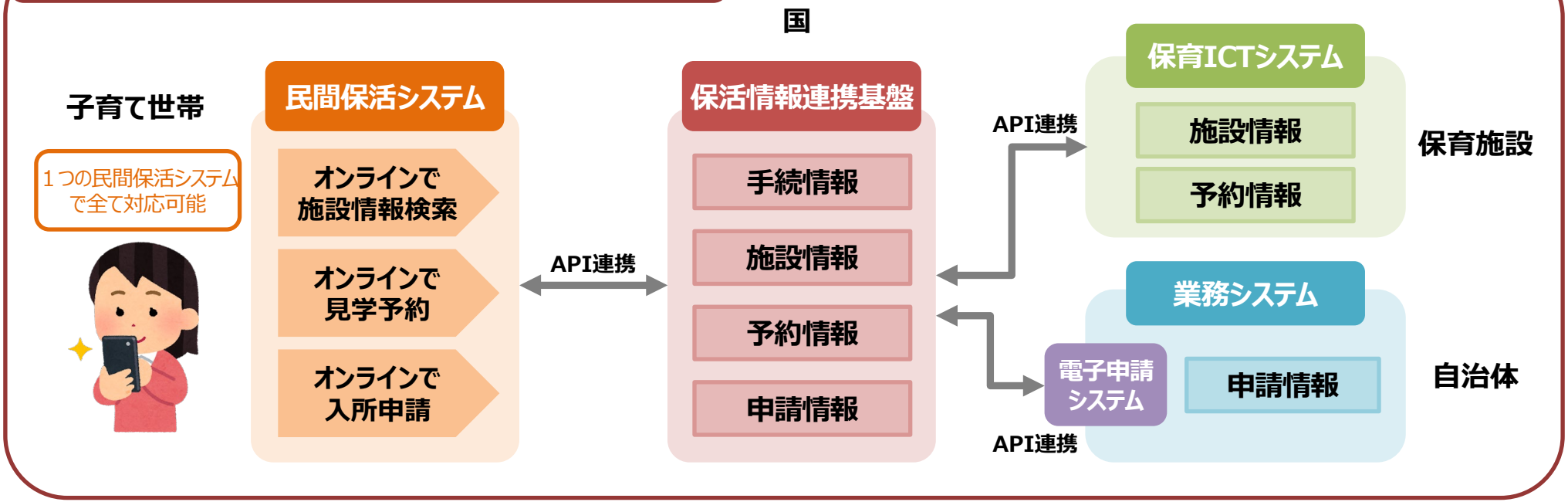

将来的には、令和8年度以降本格実施を予定している**「こども誰でも通園制度」の総合支援システムを拡張**して、保活情報連携基盤の機能を追加実装することにより、保活や誰でも通園制度に加え、延長保育や一時保育等の検索・予約機能も含めた**包括的な情報連携基盤の構築を目指す**。

保活ワンストップシステムの目指す姿

国が**一元的な基盤（保活情報連携基盤、制度・施設レジストリ）を構築**し、保護者が利用する民間保活システムや保育施設の保育ICTシステム、自治体の電子申請システム等と連携することで、保活に関する一連の手続のオンライン・ワンストップを実現する。

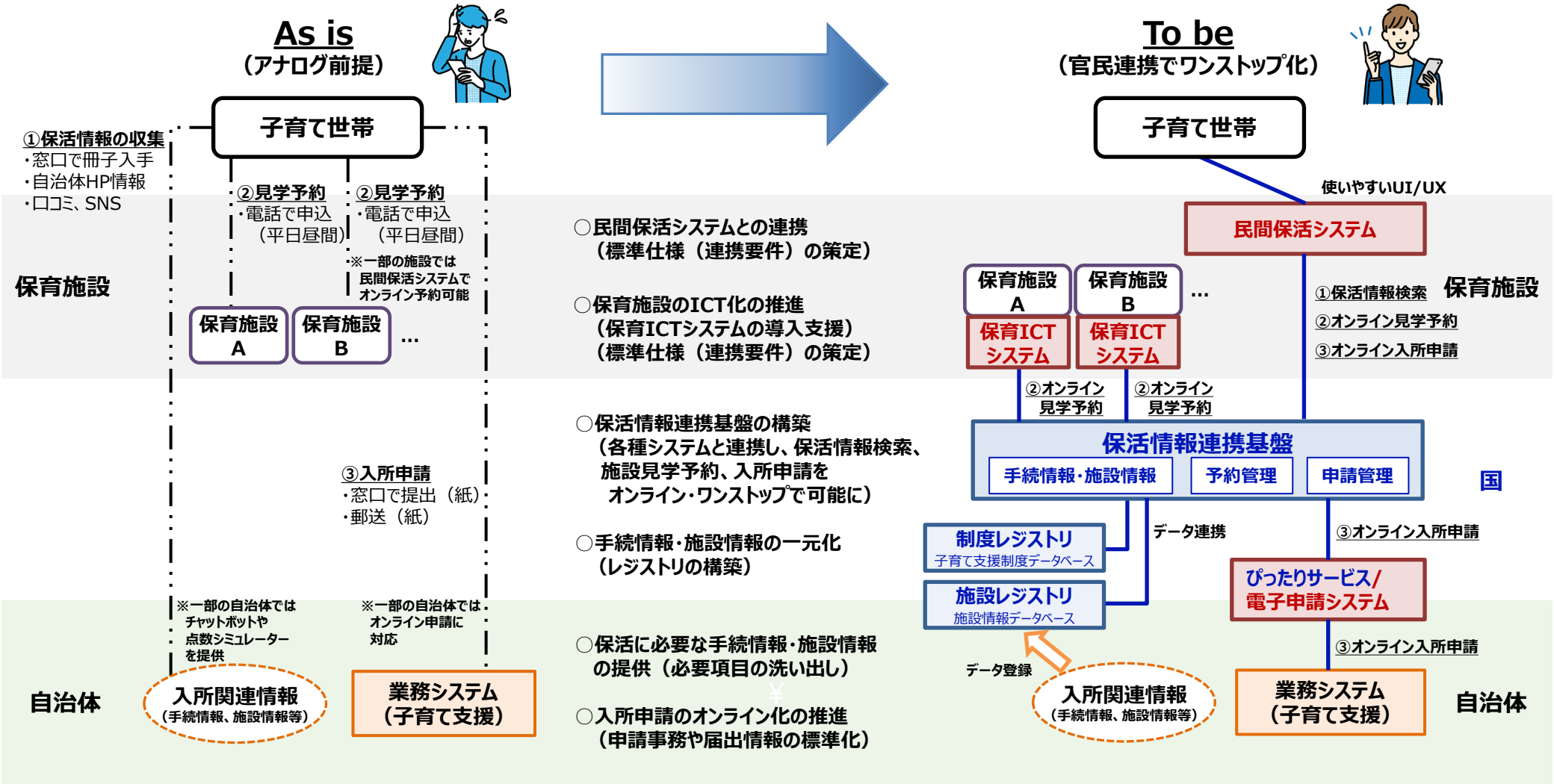

TYPES：保活ワンストップの実現

「保活ワンストップシステム」の全国展開に先立ち、**デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用し、意欲ある自治体と協力して先導的な取組**を実施。

TYPESにおける事業概要

- 「保活情報連携基盤」を試験的に構築・運用し、民間保活システムや保育ICTシステム、電子申請システムと連携
- 保護者や保育施設の協力を得て、保活に関する一連の手続において実際に利用してもらうことにより、システムの動作・接続や導入効果の検証を実施
- 事業の成果を踏まえ、全国展開に向けたシステム仕様書案の策定や課題抽出を行う

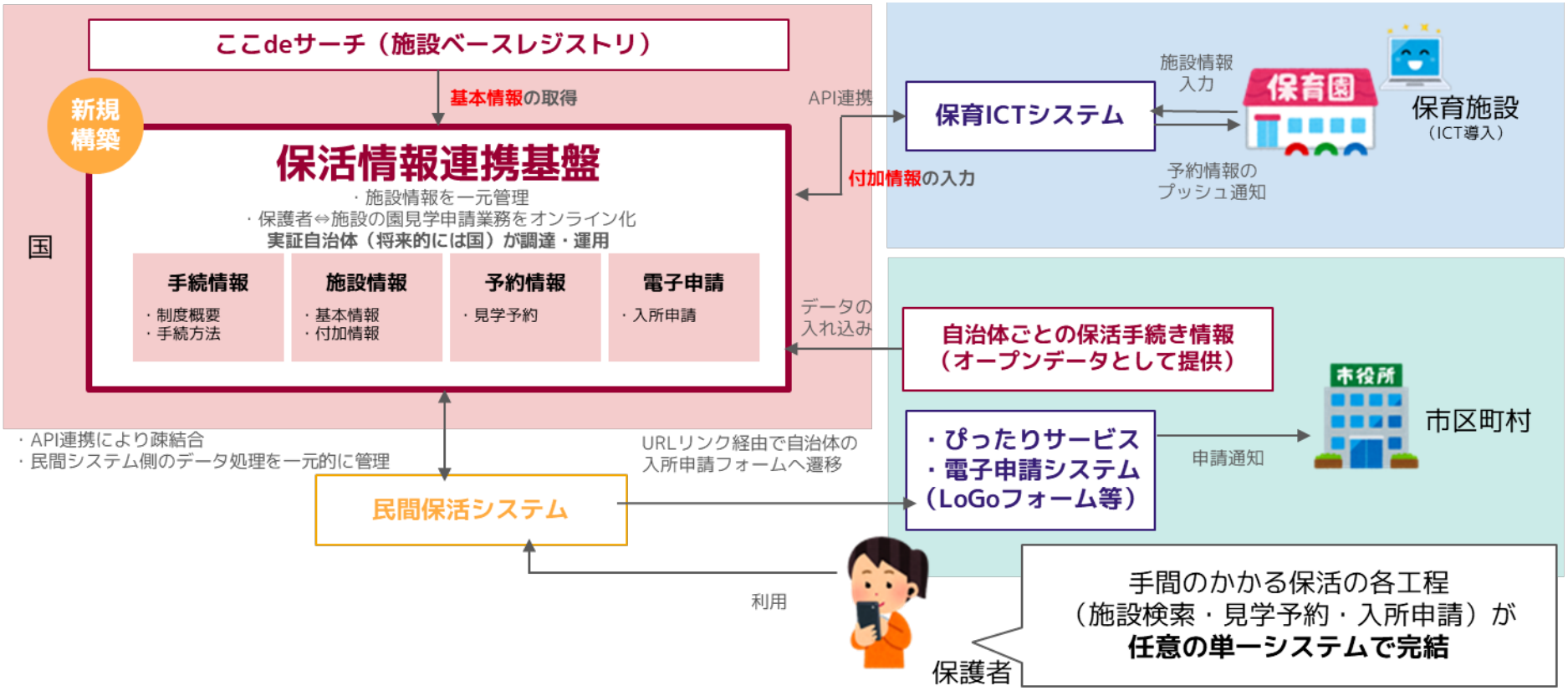

TYPES：保活ワンストップの実現

「保活ワンストップシステム」の全国展開に向けて

TYPESにおいて、国とともに、先導的実施に取り組む自治体を募集 します

保護者の方の保活の負担を軽減し、子育てしやすい環境づくりに向けて一緒に取り組みましょう。

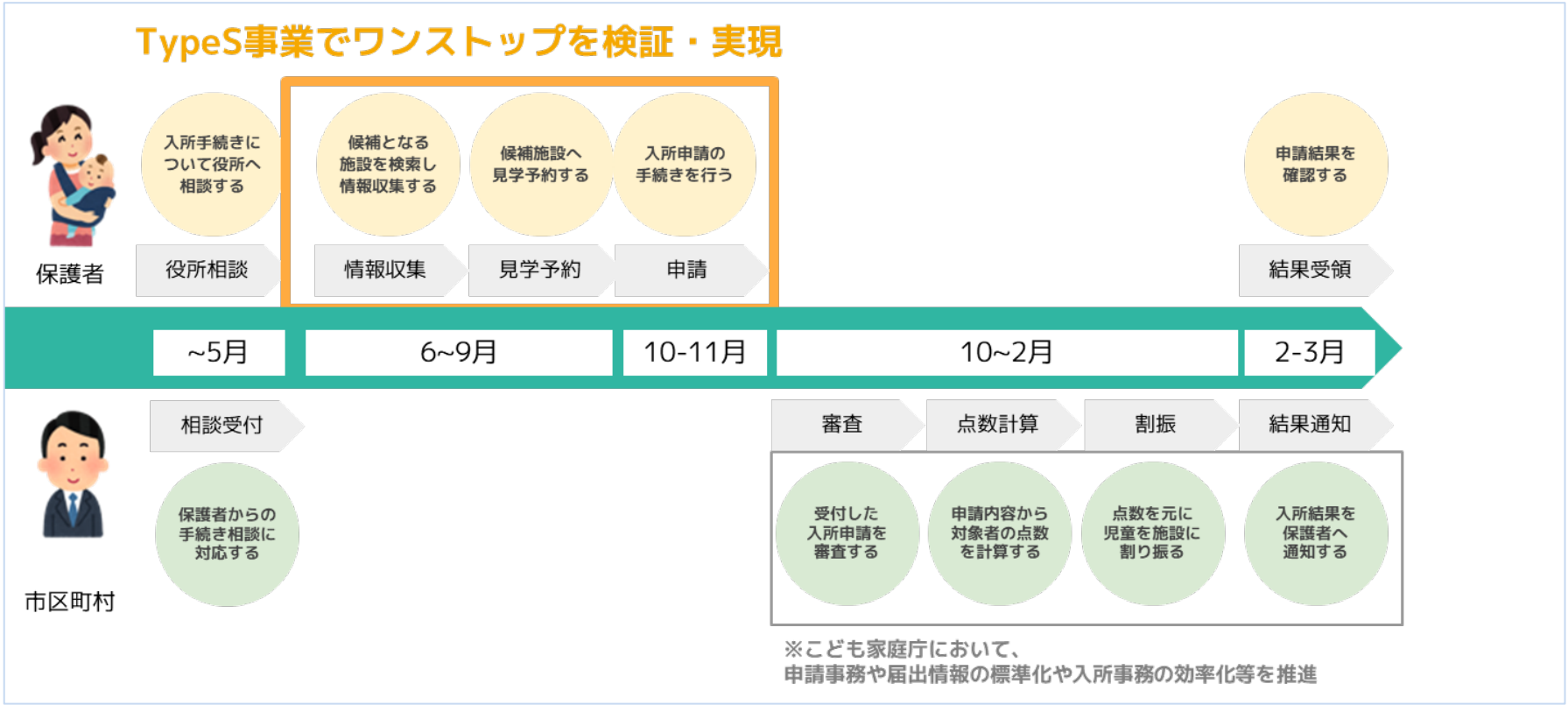

保活ワンストップ：事業要件（全体像）

TYPESにおいて、「保活ワンストップの実現」の先導的実施に取り組む自治体においては、以下の項目について、各該当ページに示す要件を充たす事業を実施いただきます。

1．事業の対象主体（P.9）
（1）保護者
（2）保育施設

実際に保育入所を希望する保護者の方などを対象に、

2．事業において実装するシステム（P.10-14）
（1）保活情報連携基盤
（2）民間保活システム
（3）保育ICTシステム
（4）電子申請システム

保活に係る情報収集、見学予約、入所申請等の一連の保活をオンライン・ワンストップで行うことのできる環境を構築し、

3．事業における検証項目（P.15-16）
（1）システム検証
（2）効果検証

保護者の方などに実際に利用してもらうことで、システム動作や導入による効果等を検証し、

4．事業の成果物（P.17）

その成果として標準仕様案や、事業報告書を作成いただきます。

5．その他（P.18）

保活ワンストップ：事業要件（対象主体）

１．事業の対象主体

（１）保護者

- 次に掲げる保護者等を参加ユーザーとし、P.13に定める民間保活システムを利用して、保活に係る必要な手続・施設情報の検索、施設見学予約、入所申請等の一連の手続を実施していただくとともに、検証のためのアンケート調査等に回答いただきます。

【参加ユーザー】
①令和6年度内の随時入所を希望する保護者：各基礎自治体50名以上、合計100名以上
②令和7年度4月入所を希望する保護者を想定したモニター：各基礎自治体30名以上

※①の保護者の確保が困難な場合、当該保護者を想定したモニターを②のモニターとは別に確保すること。

- 実施自治体においては、令和6年度内の随時入所を希望する保護者の方々に対して、本事業への参加を促すために、周知・広報等に積極的に取り組むことが求められます。

（２）保育施設

- 次に掲げる保育施設を参加施設とし、P.14に定める保育ICTシステムを利用して、施設見学予約等に対応いただくとともに、検証のためのアンケート調査等に回答いただきます。

【参加施設】
各基礎自治体内の保育施設のうち、複数の運営主体を含む30以上の施設であって、P14に定める要件を充たす保育ICTシステムを既に導入している又は本事業において導入予定であるもの

※保育施設については、基礎自治体が利用調整を行う、保育所、認定こども園、地域型保育事業所を対象とする。
※施設見学予約のオンライン化など保活に関して先進的な取組を行っている基礎自治体については、複数の自治体のうち１に限り、30施設に満たない場合でも可とする。
※保育ICTシステムを本事業において導入予定の場合は、対象施設・導入時期等を実施計画書に明記すること。

2．事業において実装するシステム

本事業において実装するシステムの全体像

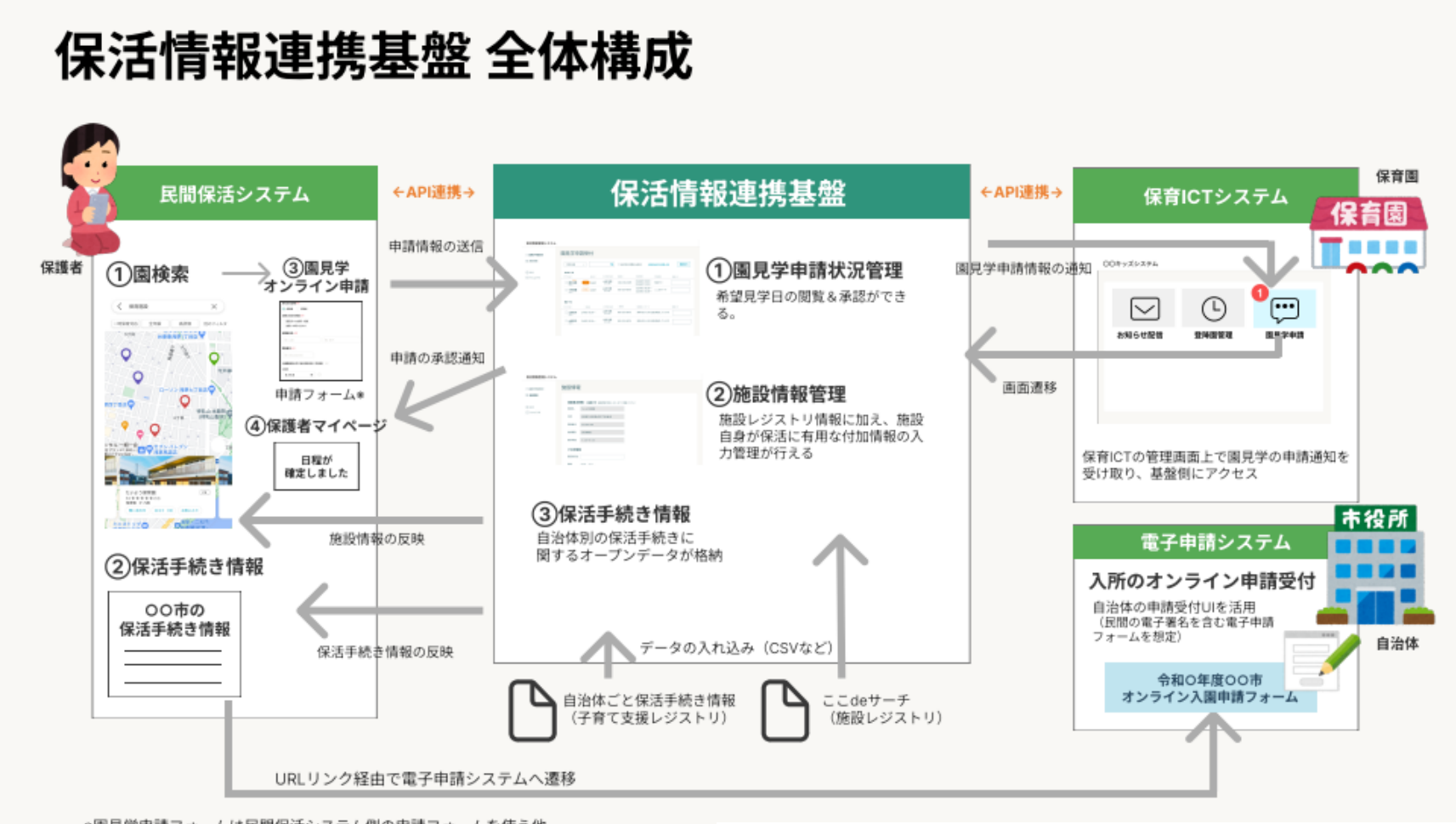

*園見学申請フォームは民間保活システム側の申請フォームを使う他、
保活情報連携基盤側で施設ごとに生成した「フォームウィジェット」を使った申請も検討

※入所申請については、令和7年度以降、申請様式・データセットの標準化を予定しており、
本事業においては申請URL等の提供にとどめる（API連携まで求めない）。

保活ワンストップ：事業要件（システム2/5）

２．事業において実装するシステム

（１）保活情報連携基盤

- 次に掲げる機能・要件を充たし、保活に係る必要な手続・施設情報の検索、施設見学予約等を民間保活システムや保育ICTシステムと連携して、オンライン・ワンストップで行うことを可能とする「保活情報連携基盤」を構築し、本事業において運用することが求められます。

【保活情報連携基盤が充たすべき機能・要件】

①複数の保育ICTシステム・民間保活システムとのAPI連携に対応し、保活手続に必要な情報の受け渡しが可能なこと
②施設情報・予約情報・手続情報等、保活手続に必要な情報をデータベースに保存できること
③保活に関する手続情報・施設基本情報をCSV等で一括インポート可能なこと
④施設が施設付加情報や予約情報を参照・入力するための管理画面を有していること
⑤TYPESの実証開始時（R6年10月想定）までに構築できること

- また、実施自治体は、保活情報連携基盤に一元化する情報について、次の対応が求められます。

① 必要書類、スケジュール、保育料、保育調整指数、前年度実績等、保活に必要な手続情報をオープンデータとして提供すること
② 「ここdeサーチ」に登録されている参加施設の基本情報を確認し、現行化するとともに、参加施設から登録された施設の付加情報を確認し、必要な修正を行うこと
③ 月次で事業に参加する保育施設の空き枠情報を更新して規定のフォーマットで提供すること

※保活情報連携基盤に一元化すべき施設の基本情報及び付加情報は、次ページのとおり。

保活ワンストップ：事業要件（システム3/5）

保活情報連携基盤において一元化すべき施設情報のデータ項目

基本情報	施設名	職員数
	施設形態（認可保育園など）	利用料金
	住所	障がい児受け入れの有無
	電話番号	一時保育の有無
	開所曜日・時間	病児保育の有無
	定員数	

※ここdeサーチに登録されている参加施設の情報を自治体が抽出して登録

付加情報	最寄り駅・バス停	園庭の有無
	受け入れ年齢（月齢）	駐車場の有無
	保育の特色	アレルギー対応の有無
	保育理念・方針	延長保育の有無
	公式HP URL	関連ページ（SNS等）のURL

※保育ICTシステムを介して参加施設が保活情報連携基盤に直接登録

保活ワンストップ：事業要件（システム4/5）

２．事業において実装するシステム

（２）民間保活システム

- 次に掲げる機能・要件を充たし、保活情報連携基盤及び電子申請システムと連携して、保活に係る必要な手続情報・施設情報の検索、施設見学予約、入所申請等の一連の手続をオンライン・ワンストップで行うことを可能とする「民間保活システム」を提供する民間事業者と連携し、本事業を実施することが求められます。

【民間保活システムが充たすべき機能・要件】

①保護者向けの保活（保育園入所）支援サービスであること
②施設検索機能・見学予約機能を提供できること
③施設ごとのPVやCVRを計測できること
④ISMS認証またはプライバシーマークを取得していること
⑤保活情報連携基盤とのAPI連携が可能なこと
⑥保活情報連携基盤からAPI経由で取得した施設情報について、施設個別のページによってもれなく表示できること。
⑦APIで取得した手続き情報をもとに各自治体の保活手続きに関する案内を表示できること
⑧保護者の見学予約情報をAPI経由で保活情報連携基盤に送信できること
⑨施設の予約承認・否認の結果を保活情報連携基盤からAPI経由で取得し、保護者マイページ上で通知できること
⑩各自治体の電子申請システムTYPESのフォーム画面にURLリンク経由で遷移できること
⑪上記の仕様について、の実証開始時（R6年10月想定）までに実装できること

- 実施自治体においては、少なくとも２以上の民間保活システムと連携して本事業を実施することが求められます。自治体自身が保活システムを提供している場合には、当該システムをそのうちの1つに含めることが認められます。

保活ワンストップ：事業要件（システム5/5）

２．事業において実装するシステム

（３）保育ICTシステム

- 次に掲げる機能及び要件を充たし、保育施設における保護者連絡機能等を現に提供しているとともに、保活情報連携基盤と連携して、オンラインでの施設見学予約への対応を可能とする「保育ICTシステム」を提供する民間事業者と連携し、本事業を実施することが求められます。

【保育ICTシステムが充たすべき機能】
①保育施設向けの業務支援システムであること
②登降園管理機能・保護者連絡機能を提供できること
③全国で、累計導入施設が10施設以上且つ1年以上の運用実績があること
④ISMS認証またはプライバシマークを取得していること
⑤新規の見学申請状況について新着件数を保活情報連携基盤からAPI経由で取得できること
⑥見学申請を新たに受信した際は、新着情報を管理画面などに通知できること
⑦保活情報連携基盤の施設情報管理画面にURLリンク経由で遷移できること
⑧保活情報連携基盤と施設アカウントの連携ができること
⑨上記の仕様について、TYPESの実証開始時（R6年10月想定）までに実装できること

（４）電子申請システム

- 次に掲げる機能及び要件を充たし、民間保活システムと連携し、オンラインでの入所申請を可能とする「電子申請システム」を用いて、本事業を実施することが求められます。

【電子申請システムが充たすべき機能・要件】
①自治体向けの電子申請システムであること
②実施自治体において、保育所等の入所申請手続における運用実績が半年以上あること
③実施自治体において、当該電子申請システムの継続的な構築支援体制※があること ※DX部門等

保活ワンストップ：事業要件（検証項目1/2）

３．事業における検証項目

（１）システム検証

- 本事業を通じて、新たに構築する保活情報連携基盤について動作検証を行うとともに、各システム間の接続に関する動作検証を行うことが求められます。

【検証すべきシステム項目】
①保活情報連携基盤の動作検証
②保活情報連携基盤と民間保活システムの接続に関する動作検証
③保活情報連携基盤と保育ICTシステムの接続に関する動作検証
④民間保活システムと電子申請システムの接続に関する動作検証

- 保活情報連携基盤の全国展開に向けた費用試算の参考とするため、本事業におけるシステム構築に要する費用の見積もり等の提出を求めることがあります。

（２）効果検証

- 本事業による効果検証として、参加ユーザーや参加施設へのアンケート調査の実施等を通じて、次ページに掲げるKPIについて計測し、報告することが求められます。
- なお、次ページに示す基本目標値よりも高い目標値を設定する場合や、次ページに示す項目以外に有益な項目をKPIとして独自に設定する場合は、加点要素となります。
- P.18に示すとおり、KPIについては、令和7年度及び8年度においても継続して計測し、国に対して報告を行うことが求められます。

保活ワンストップ：事業要件（検証項目2/2）

本事業の効果検証に係るKPI項目

対象	項目	詳細項目	基本目標値
参加ユーザー	保活に関する満足度	保活体験全体に対する満足度	70%以上
		各工程ごとの満足度（保活情報収集・施設見学予約・入所申請）	70%以上
		保活情報収集	同上
		施設見学予約	同上
		入所申請	同上
		各工程を同一サイト（民間保活システム）上でワンストップで実施できることに対する満足度	70%以上
	保活に係る所要時間	各工程ごとの所要時間（保活情報収集・施設見学予約・入所申請）	合計15時間以下
		保活情報収集	－
		施設見学予約	－
		入所申請	－
	ワンストップ活用度	随時入所申請を行う保護者のうち、各工程全てシステムを利用して行った者の割合	70%以上
参加施設	施設見学予約のオンライン申請率	施設見学予約のうち、オンラインでの申請率	60%以上
	オンライン施設見学予約の満足度	オンラインでの施設見学予約に対する満足度	70%以上
市区町村	入所申請のオンライン申請率	随時入所申請のうち、オンラインでの申請率	80%以上
	入所申請のオンライン化に伴う作業時間の削減	入所申請のオンライン化に伴い、申請書のデータ入力が不要となることで削減される作業時間数	1件当たり1分×申請数

※参加ユーザーへのアンケート調査については、参加ユーザーが利用するシステム画面上でアンケート回収できる仕組みを実装することが望ましい。
※所要時間については、保護者へのアンケートに加え、モニターについてタイムスタディを実施し、従来の保活に要する時間と比較することが望ましい。

４．事業の成果物

（１）システム関係

- 本事業を通じて、次に掲げる仕様書案や標準仕様書案を策定することが求められます。

【策定すべきシステム仕様書案等】
①保活情報連携基盤の仕様書案・デザインシステム案・データ項目案
②保活情報連携基盤とAPI連携する民間保活システムの標準仕様書案
③保活情報連携基盤とAPI連携する保育ICTシステムの標準仕様書案

- これらの成果物については、保活情報連携基盤の全国展開にあたり国において活用できるよう、実施自治体及び受託事業者は、国において自由に複製・改変等することや、それらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとすることが求められます。ただし、ソースコードの開示まで求めるものではありません。

（２）実施報告書

- 本事業の実施報告書として、次に掲げる項目を含む報告書を策定することが求められます。

【実施報告書に含むべき項目】
①本事業による効果検証結果（KPIの計測・分析）
②本事業を通じて明らかとなった運用上の課題
③保活情報連携基盤の全国展開を進めるにあたっての課題

保活ワンストップ：事業要件（その他）

５．その他の要件

（１）事業運営検討会の開催

- 実施自治体においては、本事業の実施にあたり、国（こども家庭庁）、本事業に参加する事業者、参加ユーザー及び参加施設の代表、保育施設団体、こどもDX推進協会等の関係者が参加する事業運営検討会を定期的に開催することが求められます。
- あわせて、事業の進捗状況を対外的に公開するためのHPを開設することが求められます。

（２）令和7年度・8年度における取組

- 本事業の成果を踏まえ、令和8年度以降本格実施予定である「こども誰でも通園制度」の総合支援システムを拡張して保活情報連携機能を追加実装し、将来的には一時預かり等の利用・予約申請機能等も含む包括的な情報連携基盤として整備する構想であり、実施自治体においては、令和7年度及び8年度においても、本事業で構築した保活情報連携基盤を活用して、引き続き保護者に対するサービスを提供し、保護者の利便性を引き続き確保することが求められます。

  ※複数年契約に基づくクラウドサービス利用料を複数年度分一括して初年度に費用計上することが地方公共団体の会計ルール上適切に対応できる場合には、交付対象事業の実施計画期間としている３か年（実装計画期間１年、運営計画期間２年）を上限として対象経費に含めることが可能です。

- あわせて、事業の効果を計測するためのKPIについて令和7年度・8年度も継続して計測し、国に報告することが求められます。

（３）全国展開に際しての他の自治体への協力

- 実施自治体においては、保活情報連携基盤を全国展開するにあたり、先導自治体として、他の自治体における円滑な導入をサポートするために、本事業で得られた知見を共有する等、協力することが求められます。

保活ワンストップ：想定される事業実施スケジュール

➢ 実施自治体は、実施計画書において事業実施スケジュールを具体的に示すことが求められます。
（想定される事業実施スケジュールは以下のとおり）

フェーズ		令和6年度				R7～
		1Q	2Q	3Q	4Q	
保活スケジュール（※4月入所）		相談・手続検索	施設検索・見学	入所申請	結果通知	
保活情報連携基盤の構築		デジ田採択 → 調達手続き	連携基盤構築（施設検索・見学予約）	システム運用（施設検索・見学予約）	効果測定＆仕様取りまとめ	対象サービスの拡張 ・延長保育 ・一時保育 ・誰通
連携システムの改修	民間保活システム	仕様検討	システム改修（施設検索・予約）	運用（施設情報・予約） システム改修（電子申請）	運用（入所申請）	機能追加 ・手続案内 ・レジストリ連携 等
	保育ICTシステム	仕様検討	システム改修（施設検索・予約） システム導入準備（未導入施設）	運用（施設情報・予約）		
	電子申請システム		運用準備（フォーム作成等）		運用（入所申請）	

保活ワンストップ：申請単位

１．申請単位

- 共同の保活情報連携基盤を構築・活用して、本事業を実施する「複数の基礎自治体」を含む事業主体を募集します。
- 基本的に１の事業主体の採択を想定しています。ただし、予算枠との関係で可能な場合には2以上の事業主体を採択する可能性があります。
- 複数の基礎自治体の共同申請を基本としますが、都道府県が域内の複数の基礎自治体と連携して本事業を実施する場合は、都道府県が当該複数の基礎自治体と共同で、又は都道府県が単独で申請することも認められます。
- 都道府県が単独で申請する場合、域内の複数の基礎自治体から同意を得て、実施計画書の実施体制において当該複数の基礎自治体を明記することが求められます。
- 申請主体に含まれるか否かに関わらず、広域自治体としての調整機能を果たす都道府県が本事業に参加することが実施計画書の実施体制に明記されている場合は、加点要素とします。

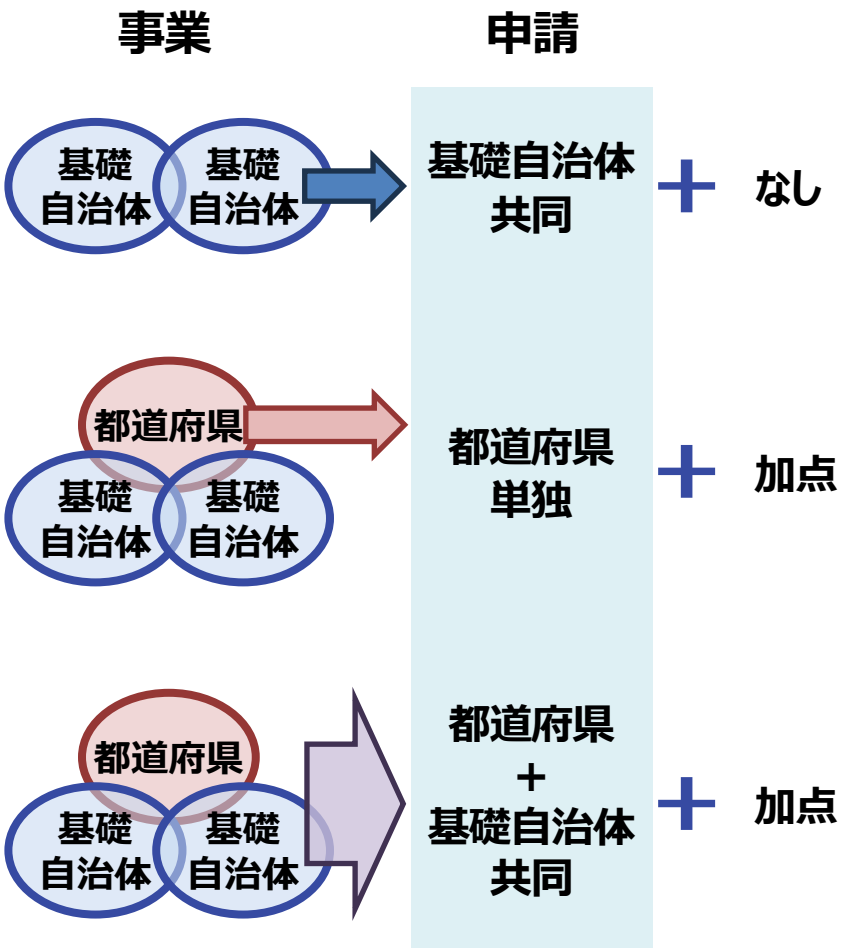

保活ワンストップ：申請要件（1/2）

	申請要件	確認方法
①	事業要件を充たす事業の実施	実施計画書においてその旨が表明されているか （☑チェックボックスへのチェックにより意思確認）
②	随時入所を希望する保護者をはじめとする参加ユーザーの確保	P.9に定める参加ユーザーに関し、参加する保護者の見込数、保護者の参加を促す取組、確保するモニター数等が具体的に記載されているか
③	参加する保育施設の確保	P.9に定める参加施設に関し、参加保育施設及び当該施設における保育ICTシステムの導入状況等が具体的に記載されているか
④	保育ICTシステム事業者の参加	参加施設に対して、P.14に定める保育ICTシステムを導入している、又は導入予定である保育ICTシステム事業者の全てが本事業に参加するものであるか
⑤	連携する民間保活システムの確保	少なくとも２以上のP.13に定める民間保活システムと連携して本事業を実施するものであるか（自治体自身が保活サービスを提供している場合は１として認める）
⑥	電子申請システムの利用実績	オンラインでの入所申請が可能な電子申請システムを半年以上業務において利用しているか、また、当該システムの継続的な構築支援体制（DX部門等）があるか

保活ワンストップ：申請要件（2/2）

	申請要件	確認方法
⑦	事業推進体制の確立	参加施設、各システム提供事業者、関係団体を含め、事業を推進するための体制が確立されているか
⑧	自治体における実施体制の確立	自治体内の事業実施体制及び自治体間の連携体制が確立されているか
⑨	KPIの計測・報告	P.16に定めるKPIについて、基本目標値以上の目標値を定め、計測・報告を行うものであるか。また、令和7年度及び8年度においても引き続き計測・報告を行うものであるか
⑩	成果物の開示	P.17に定める成果物の開示に同意するものであるか （☑チェックボックスへのチェックにより意思確認）
⑪	令和7年度及び8年度における事業の継続	令和7年度及び8年度においても、保活情報連携基盤を活用して引き続き保護者に対してサービスを提供するものであるか （☑チェックボックスへのチェックにより意思確認）
⑫	全国展開に際しての他の自治体への協力	保活情報連携基盤の全国展開に際し、先導自治体として、他の自治体に協力するものであるか

実施計画書概要

事業内容

・申請者情報
・事業要件を充たす事業を実施する旨の表明
・成果物の開示に関する同意
・令和7年度及び8年度においても事業を継続する旨の表明

参加主体の確保

・参加ユーザーの確保（随時入所希望保護者の参加見込数・参加を促す取組、直近３年間における年間の随時入所申請者数、確保するモニター数 等）
・参加施設の確保（参加保育施設数、保育ICTシステムの導入状況・予定、保活に関する自治体の先進的な取組の内容※、管内全体の保育施設におけるシステム導入率）※事業に参加する保育施設数が30施設に満たない場合にのみ記載

事業設計の適切性

・KPI（基本目標値以上の目標値設定、独自項目の設定）

事業推進体制

・全体構成（基礎自治体、都道府県、参加施設、各事業者、関係団体等を含む事業推進体制全体）
・参加する保育ICTシステム事業者（事業者名、提供システムの概要、導入施設、同意の有無）
・連携する民間保活システム（事業者名、提供システムの概要、利用ユーザー数、同意の有無）
・利用する電子申請システム（事業者名、提供システムの概要、利用実績、電子申請システム構築支援体制）
・自治体の実施体制（関係部門の役割・体制、デジタル人材、首長等幹部の関与、自治体間の連携体制）
・事業運営検討会の構成、開催頻度

事業計画（実装計画、運営計画）

・実装計画（事業実施スケジュール、事業経費内訳）
・運用計画（令和7年度及び8年度の費用見込み及びその財源、サービスの普及・改善の取組）

全国展開にむけた協力

・全国展開に向けた協力内容

保活ワンストップ：評価項目（1/2）

評価項目		評価基準	配点
1	参加主体の確保		１８
①	参加ユーザーの確保	本事業に参加する令和６年度内の随時入所を希望する保護者の見込数 直近３年間における年間の随時入所申請者数	9
②	参加施設の確保	本事業に参加する認可保育施設の数 基礎自治体内における保育ICTシステム導入率	9
2	事業推進体制		３０
①	連携する民間保活システムの確保	本事業において連携する民間保活システムの数	6
②	都道府県の参加	都道府県が本事業に参加するものであるか	6
③	自治体における実施体制の確立	自治体内の事業実施体制及び自治体間の連携体制が確立されているか	9
④	事業推進体制の確立	参加施設、システム提供事業者や関係団体を含め、事業を推進するための体制が構築できているか	9
3	事業設計の適切性		１０
①	KPIの適切性	基本目標値以上の目標値を設定するものであるか	6
		P.16に定める項目以外に有益な項目をKPIとして独自に設定するものであるか	4

保活ワンストップ：評価項目（2/2）

評価項目		評価基準	配点
4	事業計画		３３
①	実装計画	令和6年度における事業の実施スケジュールが具体的かつ合理的であるか	9
		交付対象事業費について、適切な経費項目に分類した上で、具体的に記載されているか	9
②	運営計画	令和7年度及び8年度における事業の継続実施に要する費用の財源が確実かつ具体的に確保されているか	9
		令和7年度及び8年度における事業の継続実施における普及・改善に向けた取組が具体的に記載されているか	6
5	全国展開への協力		9
①	全国展開に際しての他の自治体への協力	保活情報連携基盤の全国展開に際し、先導自治体として、他の自治体における円滑な導入をサポートするために、積極的かつ適切な協力を行う予定であるか	9

保育業務ワンスオンリーの実現【募集要項】

保育現場における課題

保育施設に係る**給付・監査業務**に関し、**保育施設**は給付に係る請求書類や監査に係る確認書類等、**多くの書類の作成**が求められ、**自治体**は**多くの書類の管理**や**煩雑な審査**が必要となっている。

保育現場における課題

Point

- 保育施設においては、手書きやアナログの業務が存続しており、給付や監査に係る多くの書類作成が必要
- 自治体においては、保育施設から提出された多くの書類の管理や煩雑なチェック、手作業での入力等が必要、であり、

給付・監査業務に関わる保育士等や自治体職員の負担が大きい

給付・監査業務に係る保育現場の課題

- 多くの書類作成が必要
- 自治体によって異なる書類様式
- 部署間・自治体間で重複した内容
- 紙やメールでの提出
- 手作業での書類チェックやデータ入力
- 誤りや記入漏れへの対応
- 大量の書類の保管・管理

【保育士/保育教諭1人当たりの月間平均業務量（業務分類別）】

事務系業務　平均計63時間（業務時間全体の33%）

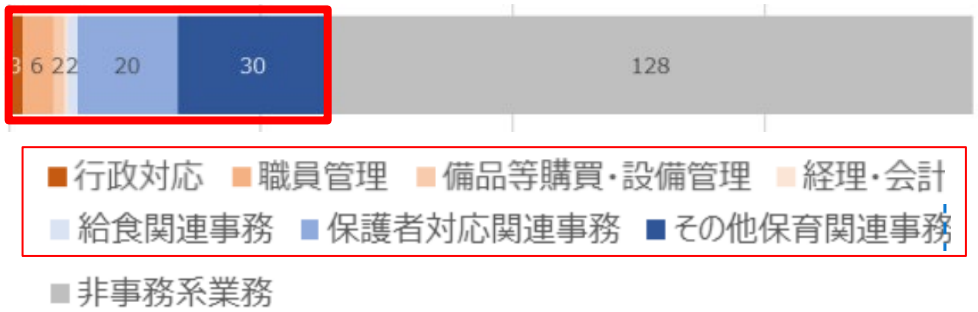

✓東京都内の保育事業者を対象とした調査（R2 調査）において、**保育士や保育教諭が事務系業務に割いている業務時間は**平均63h/月であり、**業務時間全体の33%**を占めている。

保育現場の負担軽減の実現

多くの書類作成や異なる様式への対応の負担が大きく、システムへの入力作業等に多くの時間を要するといった**給付・監査業務に係る保育現場の課題解決**を図るため、**給付・監査業務のオンライン・ワンスオンリーを実現**することで、**保育士等や自治体職員の事務負担の軽減**を図る。

※ワンスオンリー：一度提出した情報は二度提出が不要

As is

保育施設職員

給付請求や監査のための書類作成等の事務負担が大きい

- 給付請求や監査等の場面で、保育施設は**多くの書類作成**が必要であり、保育士等の事務負担が大きい
- **自治体により書類様式が異なる**ため、複数の自治体で事業を行っている事業者にとっては対応が大きな負担
- 市区町村と都道府県で求められる**項目が重複するケース**もある

自治体職員

提出された書類の審査やシステムへの入力作業等の業務負担が大きい

給付・監査に関し、保育施設から提出された書類について、

- 必要な情報を抜き出して自治体の業務システムへ転記するための**入力やチェック作業に多くの時間を要する**
- 誤りや記入漏れがあった場合の**施設とのやり取りにも多くの時間を要する**

To be

- 書類作成不要！
- 自治体独自の様式への対応も不要！
- 重複する報告も不要！

オンラインでのデータ連携により、書類作成を不要に

- 給付・監査等に必要な情報を、施設管理プラットフォーム（全国共同データベース）に入力・アップロードすることにより、**書類作成を不要に**
- また、保育施設の園務管理システムから、必要な情報を抽出できるようにすることで、入力作業も効率化
- 給付・監査**業務の標準化を進め**、各自治体独自の様式に対応する必要や、重複した報告に対応する必要も不要に
- 保育施設の**事務負担を軽減**することで、**こどもと向き合う時間を確保**

- システム入力の作業負担軽減！
- サポート機能でチェック作業も簡単に！

入力・審査業務の負担軽減

- 保育施設から施設管理プラットフォームにアップロードされたデータを、自治体の業務システムに自動的に取り込むことで、業務システムへの**入力作業の負担軽減**
- 施設管理プラットフォームにおいて、給付計算等の**サポート機能を一元的に提供**することで、自治体職員の**チェック作業を省力化**
- 自治体担当者の事務負担を軽減し、**保育の質の向上に関わる業務に注力**

保育業務ワンスオンリー実現の方向性

給付・監査業務の標準化を進めるとともに、保育施設や自治体のシステムと連携した**全国共同データベース（施設管理プラットフォーム）を国が整備**し、保育施設からオンライン提出された情報を各自治体が参照し、業務に活用可能とすることで、**給付・監査業務のオンライン・ワンスオンリーを実現**。

現状の保育現場・自治体業務

自治体個別にバラバラの様式かつ
メール・紙による運用

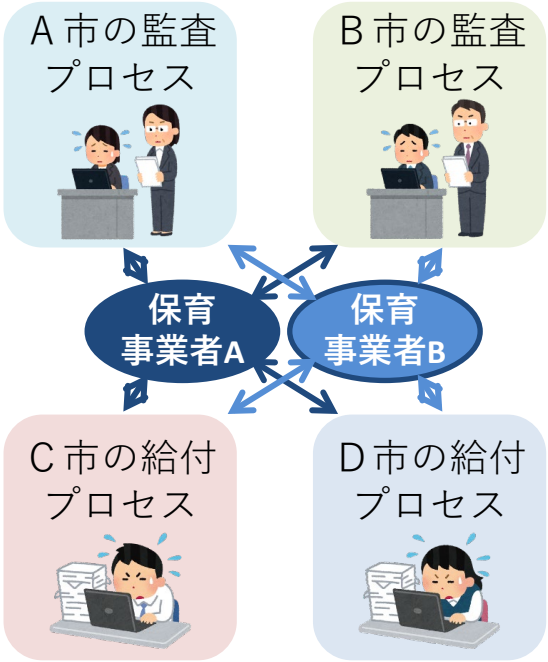

保育現場・自治体業務の過大な業務負担

保育現場での標準化・ワンスオンリーの推進

保育施設における保育ICTシステムとのデータ連携

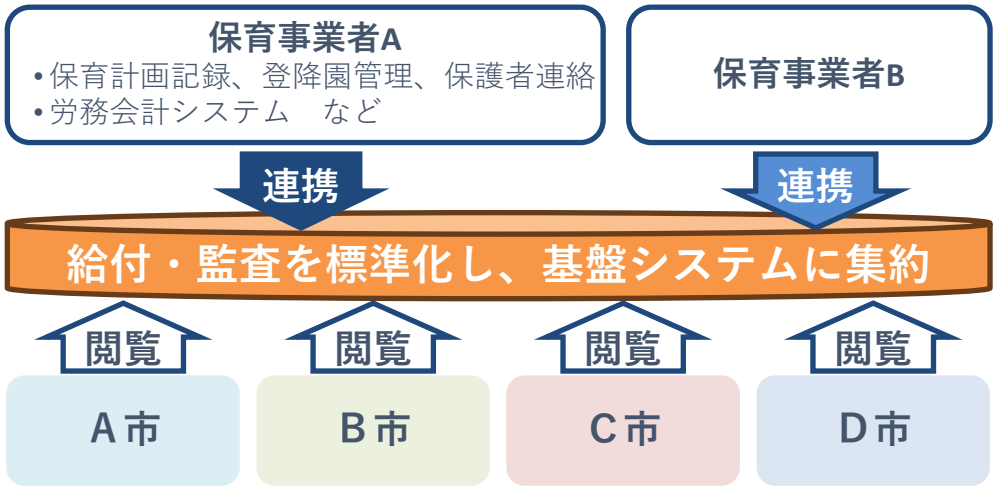

各自治体が基盤システム（全国共同DB）を参照し業務に活用

保育現場・自治体業務のワンスオンリー化

事務負担の省力化や保育の質の向上

保育業務ワンスオンリーの目指す姿

国が**一元的な基盤（施設管理プラットフォーム、施設ベースレジストリ）を構築**し、保育施設の保育ICTシステムや自治体の業務システムとデータ連携することで、給付・監査業務のオンライン・ワンスオンリーを実現する。

As is
（アナログ前提）

To be
（共通基盤でワンスオンリー化）

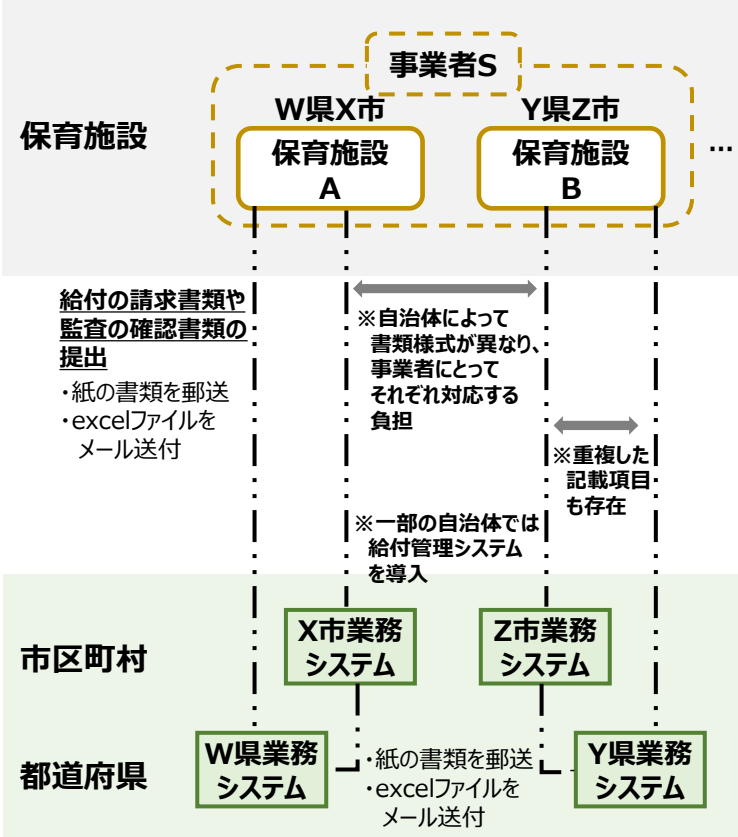

○保育施設のICT化の推進
（保育ICTシステムの導入支援）
（標準仕様（連携要件）の策定）

○施設管理プラットフォームの構築
（保育施設のシステムからPFに連携されたデータを自治体が参照。重複作業を排除しワンスオンリーを実現）

○施設情報の一元化
（施設ベースレジストリの構築）

〇給付・監査の業務標準化を推進
（標準的な事務フローやデータセットを整備）

○独自性の高い補助制度については、施設管理PFと連携したサブシステム等を各自治体において導入

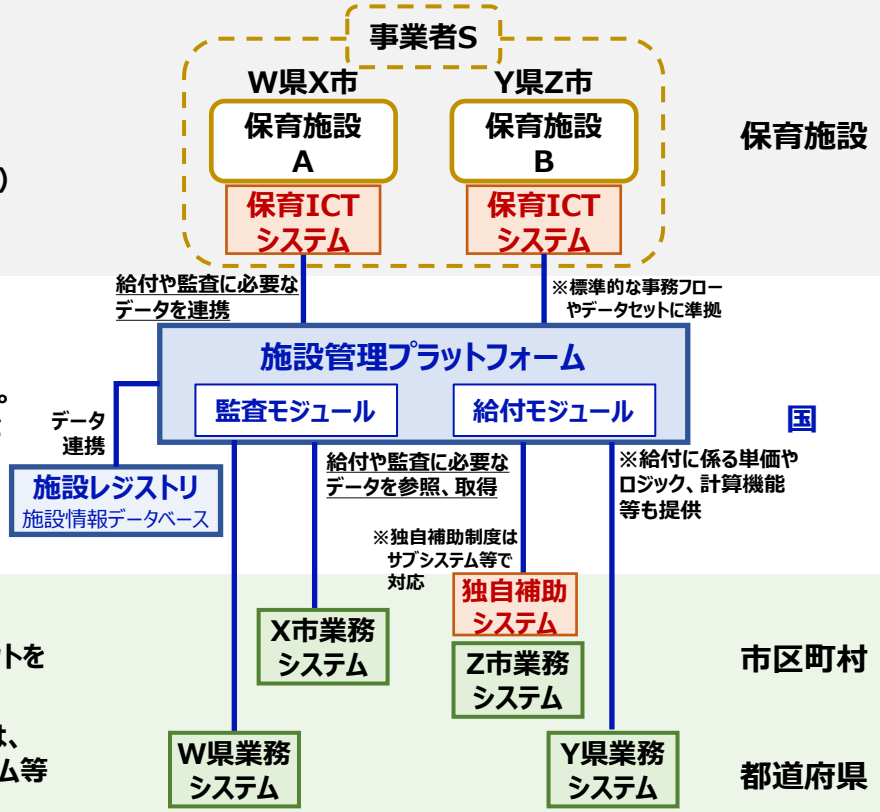

TYPES：保育業務ワンスオンリーの実現

保育業務ワンスオンリーの実現に向けて、**デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用し、意欲ある自治体と協力して先導的な取組**を実施。

TYPESにおける事業概要

- こども家庭庁が示す「標準的な業務プロセスの事務フローやデータセット（案）」に基づき、業務のBPRを実施
- 新たな事務フロー等に基づく給付管理システムを導入し、保育ICTシステムや自治体の業務システムと連携
- 保育施設の協力を得て、給付業務において実際に利用してもらうことにより、システムの動作・接続や導入効果の検証を実施
- 事業の成果を踏まえ、全国展開に向けたシステム仕様書案の策定や課題抽出を行う

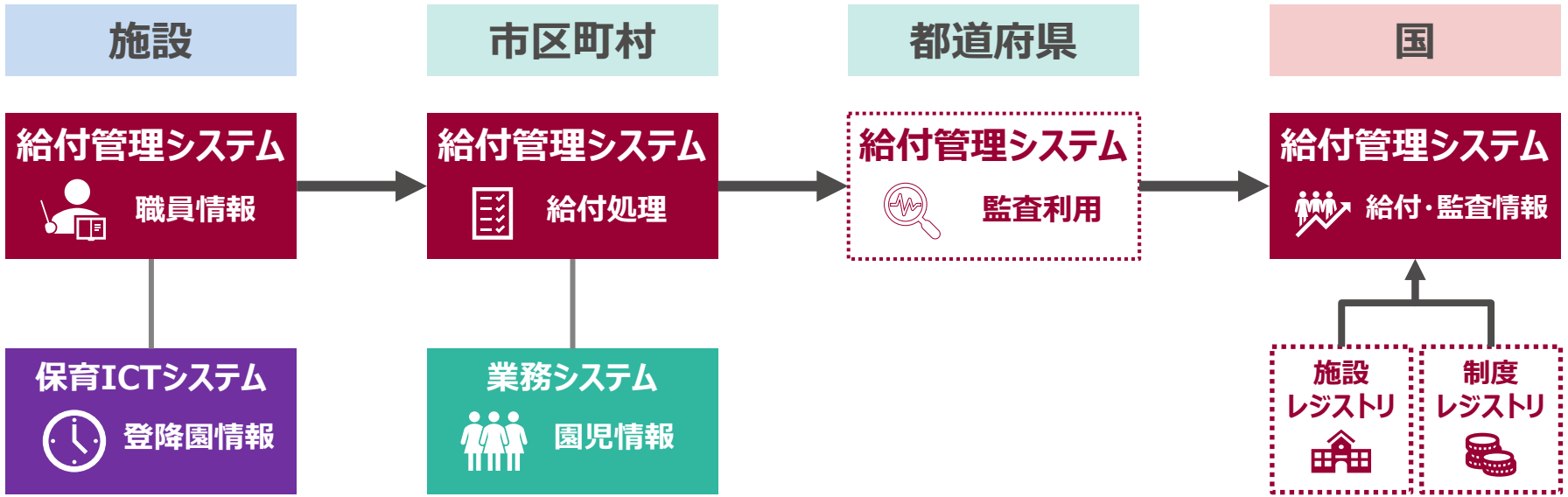

※TYPESにおける給付管理システムの検証を踏まえ、施設管理プラットフォーム（給付モジュール）として全国展開を図る
※※監査業務については、まずはTYPESにおいて施設管理プラットフォーム（監査モジュール）のプロトタイプの構築を図る

TYPES：保育業務ワンスオンリーの実現

「保育業務ワンスオンリーの実現」に向けて

TYPESにおいて、国とともに、先導的実施に取り組む自治体を募集 します

保育士等や自治体職員の負担を軽減し、こどもと向き合う時間を確保できる環境づくりに向けて一緒に取り組みましょう。

保育ワンスオンリー：事業要件（全体像）

TYPESにおいて、「保育ワンスオンリーの実現」の先導的実施に取り組む自治体においては、以下の項目について、各該当ページに示す要件を充たす事業を実施いただきます。

1．事業の対象業務（P.9）
- （1）給付業務
- （2）監査業務

自治体の給付業務、監査業務を対象に、

2．事業の対象主体（P.10-11）

モデルとなる保育施設等の協力を得て、

3．事業において実装するシステム（P.12-15）
- （1）給付管理システム
- （2）保育ICTシステム

給付業務や監査業務に必要な情報の報告・届出のワンスオンリーを可能とする環境を構築し、

4．事業における検証項目（P.16-17）
- （1）システム検証
- （2）効果検証

自治体及び保育施設職員に実際に利用してもらうことで、システム動作や導入による効果等を検証し、

5．事業の成果物（P.18）

6．その他（P.19）

その成果として、仕様書案や、事業報告書を作成いただきます。

保育ワンスオンリー：事業要件（対象業務）

２．事業の対象業務

（１）給付業務

- 次に掲げる給付業務を対象とし、P.13に定める給付管理システムを利用して、業務のワンスオンリーを試行し、仕様書案の策定や効果検証を実施していただきます。

【対象とする給付業務】
①施設型給付に係る業務
②地域型保育給付に係る業務
③地域子ども・子育て支援事業のうち「延長保育事業」及び「一時預かり事業」

（２）監査業務

- 次に掲げる監査業務を対象とし、P.15に定める施設管理プラットフォーム（監査モジュール）のプロトタイプを利用して業務のワンスオンリーを試行し、要件定義書案の策定やデータフロー等の検証を実施していただきます。

【対象とする監査業務】
①確認に係る指導監査（特定教育・保育施設等の運営基準、給付の観点からの指導監査）
②施設監査（各施設・事業の認可基準の観点からの監査）
※政令指定都市・中核市の場合、及び都道府県が事業に参加する場合に限る。

- ◆ 上記の業務検証において、業務に必要なデータ（給付における登降園実績データ、監査における職員配置データ等）は、本事業に参加する保育施設から、P.14に定める保育ICTシステムを通じて提出いただきます。
なお、給付についてはシステム連携（API）により、監査についてはCSV等を含めたファイル共有によって提出するものとします。
- ◆ 上記の業務検証は、令和6年6月目途で、こども家庭庁から示される「標準的な業務プロセスの事務フロー、データフロー、データセット、マスタ（案）」（以下「新たな事務フロー等」という。）に基づき、実施していただきます。

２．事業の対象主体

（１）給付業務の対象保育施設

- 次に掲げる保育施設を給付業務の対象施設とし、新たな事務フロー等に基づき、P.14に定める保育ICTシステムを利用して、登降園実績データなど給付業務に必要なデータの提供に対応いただくとともに、検証のためのアンケート調査等に回答いただきます。

【対象施設】

域内の保育施設のうち、P.14に定める保育ICTシステムを既に導入している又は本事業において導入予定である施設であって、以下の要件を充たすもの

①モデル施設：「保育所」３施設以上、かつ、「認定こども園」３施設以上、が望ましい

※認定こども園３施設以上の要件を充たせない場合、認定こども園及び幼稚園各１施設以上を含む合計３施設も可とする

②テスト施設　：「保育所」及び「認定こども園」であって、令和7年4月から給付業務において給付管理システムを本番利用するための導入テスト※を実施する施設　※いわゆるトライアル利用

なお、「**幼稚園（新制度）**」又は「**地域型保育事業所**」が**１施設以上**本事業に参加する場合は、**加点要素**とします。　※認定こども園の代わりに幼稚園をモデル施設に含める場合を除く。

- 給付業務については、次の**二段階に分けて検証**を行っていただきます。

①**第一段階**は、**令和６年10月頃**から、上記の**モデル施設を対象**とし、新たな事務フロー等に基づき、保育ICTシステム及び給付管理システムを利用して、**模擬的に給付業務を実施**することにより、導入効果等の検証を行っていただきます。

②**第二段階**は、**令和７年1月頃**から、上記の**テスト施設を対象**とし、**令和７年4月からの**給付管理システムの**給付業務における本番利用に向けた導入テスト**を実施する中で、あわせて効果検証も行っていただきます。

注：テスト施設についても、導入テストにおいて、給付管理システムに加え、保育ICTシステムを利用した効果検証を実施する場合は、保育ICTシステムやタブレット等の導入費用を交付対象経費に含めることが認められます。
なお、導入テストにおいて、給付管理システムの利用に係る効果検証を実施するものであれば、保育ICTシステムを導入しない施設をテスト施設に含めることも認められ、P9に定める給付業務以外の業務（例：認可外施設等に係る施設等利用給付）を対象に含めることも認められます。

２．事業の対象主体

（２）監査業務の対象保育施設

- 次に掲げる保育施設を監査業務の対象施設とし、新たな事務フロー等に基づき、P.14に定める保育ICTシステムを利用して、確認に係る指導監査において必要なデータ等監査業務に必要なデータの提供に対応いただくとともに、検証のためのアンケート調査等に回答いただきます。

【対象施設】
域内の保育施設のうち、P.14に定める保育ICTシステムを既に導入している又は本事業において導入予定である施設であって、以下の要件を充たすもの
①モデル施設：「保育所」及び「認定こども園」それぞれ少なくとも３施設以上
※認定こども園３施設以上の要件を充たせない場合、認定こども園及び幼稚園各１施設以上を含む合計３施設も可とする

なお、「**幼稚園（新制度）**」又は「**地域型保育事業所**」が**１施設以上**本事業に参加する場合は、**加点要素**とします。 ※認定こども園の代わりに幼稚園をモデル施設に含める場合を除く。

- 監査業務については、給付業務と異なり、第一段階に該当する**モデル施設での検証のみ**実施します。
  - **令和６年10月頃**から、上記の**モデル施設を対象**とし、新たな事務フロー等に基づき、保育ICTシステム及び**施設管理プラットフォーム（監査モジュール）のプロトタイプを利用**して、職員配置データ等の監査に必要な情報の**ファイル共有の仕組み等の検証**を行っていただきます。

- 同一の施設が、給付業務のモデル施設と監査業務のモデル施設の双方に参加することも認められます。

保育ワンスオンリー：事業要件（システム1/4）

2．事業において実装するシステム

（１）利用ユーザーのパソコンにインストールせず、ブラウザから利用できること
（２）給付管理システムは、LGWAN-ASPであり、インターネット環境からもアクセスすることが可能なこと
（３）保育ICTシステムは、私立園で一般的に提供されているインターネット環境におけるクラウドサービスとすること

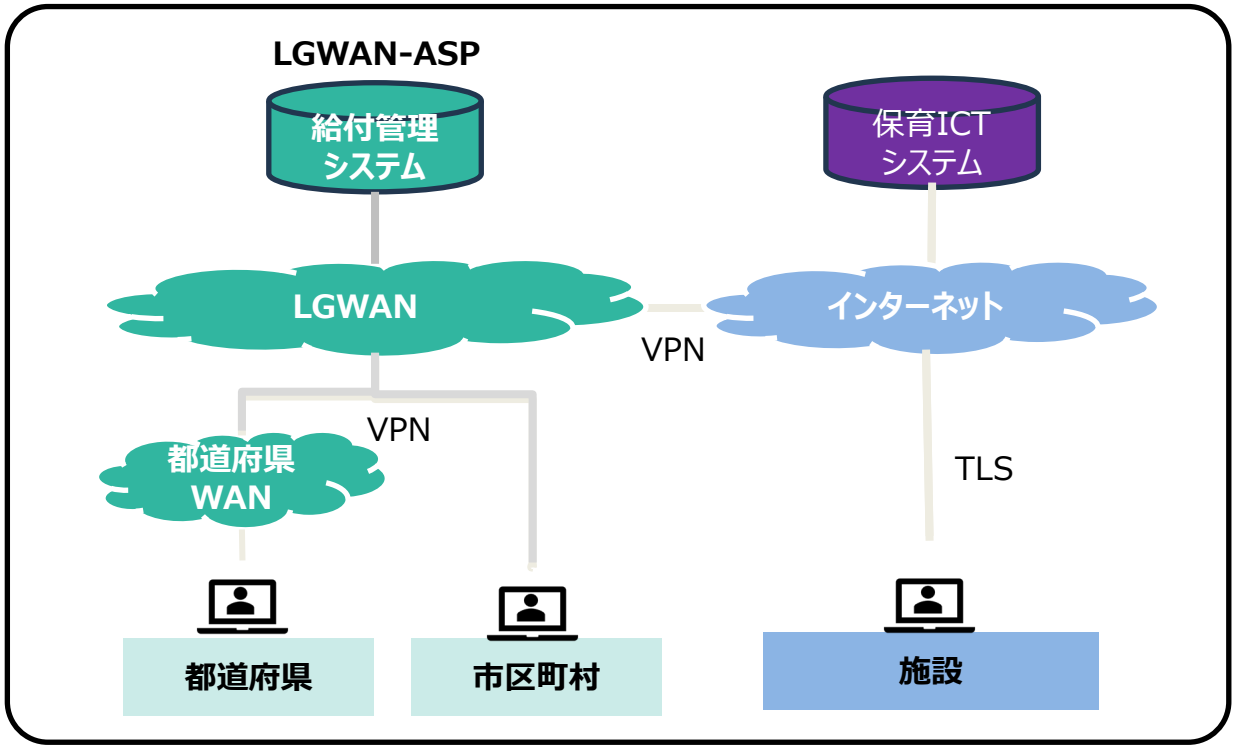

➢ 上記は全体のシステム構成イメージであり、本構成を満たすシステムを調達することが求められます。

保育ワンスオンリー：事業要件（システム2/4）

２．事業において実装するシステム

（１）給付管理システム

- 次に掲げる機能・要件を充たし、P.14に定める保育ICTシステムと連携して、実施自治体における給付業務の効率化を実現する「給付管理システム」を提供する事業者と連携し、本事業を実施することが求められます。

【給付管理システムが充たすべき機能・要件】

①クラウド型サービスであり、法令等の改修に対応が可能なこと。
②ISO/IEC 27001認証、もしくはプライバシーマーク認証を取得していること。
③データは日次で3世代以上バックアップしており、暗号化通信を行っていること。
④LGWAN-ASPであり、データは日本国内のみに保管されること。
⑤施設型給付、地域型保育給付及び地域子ども・子育て支援事業に対応した給付申請・承認業務を、２自治体以上で有償契約を締結しており、いずれも稼働開始から１年以上経過していること。
⑥13事業（延長保育、一時預かり）における登降園実績データなど、給付業務に必要な情報を保育ICTシステムにおいて対象幼保施設のデータから取得し、給付管理システムへデータ連携を行うこと。
⑦給付業務に関する情報を格納・管理し、実施自治体、対象幼保施設、都道府県等の関係者が必要に応じ閲覧・データダウンロード可能であること。なお、ユーザー主体ごとのアクセス権限の設定が可能であること。
⑧自治体の独自補助について、給付管理システムと連携したサブシステム等により対応可能であること。
⑨監査で必要なデータを幼保施設から自治体側へCSV等でデータ連携可能であること。
⑩新たな事務フロー等に対応したものであること。
⑪TYPESの実証開始時（R6年10月想定）までに構築できること。（公募参加時に上記要件に対応できていることを求めるものではない）

保育ワンスオンリー：事業要件（システム3/4）

- また、実施自治体は、給付管理システムで活用する情報に関し、次の対応が求められます。
  ① 自治体の独自補助に係る算定基準など計算ロジックに必要な情報を提供すること
  ② 「ここdeサーチ」に登録されている対象施設の登録情報を現行化した上で提供すること

（2）保育ICTシステム

- 次に掲げる機能及び要件を充たし、保育施設における登降園管理・書類作成支援・保護者連絡等の業務支援を行うとともに、登降園実績データなど給付業務に必要な情報をP.13に定める給付管理システムへ連携することで、保育施設の業務効率化を実現する「保育ICTシステム」を提供する民間事業者と連携し、本事業を実施することが求められます。

【保育ICTシステムが充たすべき機能】
①クラウド型サービスであり、法令等の改修に対応が可能なこと。
②ISO/IEC 27001認証、もしくはプライバシーマーク認証を取得していること。
③データは日次で3世代以上バックアップしており、暗号化通信を行っていること。
④インターネット環境のASPサービスであり、データは日本国内のみに保管されること。
⑤こども家庭庁「保育所等におけるICT化推進等事業」の補助対象の３機能（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務）を提供するものであること
⑥13事業（延長保育、一時預かり）における登降園実績データなど、給付業務に必要な情報を保育ICTシステムにおいて対象幼保施設のデータから取得し、給付管理システムへデータ連携を行うこと。
⑦新たな事務フロー等に対応したものであること。
⑧TYPESの実証開始時（R6年10月想定）までに構築できること。（公募参加時に上記要件に対応できていることを求めるものではない）

保育ワンスオンリー：事業要件（システム4/4）

（※）施設管理プラットフォーム（監査モジュール）

- 施設管理プラットフォーム（監査モジュール）については、本事業においてシステムの実装まで行わず、新たな事務フロー等を踏まえて、本事業においてプロトタイプを作成し、モデル施設において検証を行い、基本要件定義書案を策定いただきます。

【施設管理プラットフォーム（監査モジュール）のプロトタイプの要件】

①職員配置データなど監査業務の必要な情報のファイル共有を可能とする仕組みであること
②ユーザーごとのアクセス権限の設定を可能とする仕組みであること
③新たな事務フロー等に対応したものであること

- なお、監査モジュールのプロトタイプについて、独立したシステムでなく、P13に定める給付管理システムに上記要件を充たす機能を追加する形で作成することも認められる。

保育ワンスオンリー：事業要件（検証項目1/2）

4. 事業における検証項目

（1）システム検証

- 本事業を通じて、給付管理システムについて動作検証を行うとともに、保育ICTシステムとの接続に関する動作検証を行うことが求められます。

【検証すべきシステム項目】
①給付管理システムの動作検証
②給付管理システムと保育ICTシステムの接続に関する動作検証

- TYPESにおける給付管理システムの検証を踏まえ、施設管理プラットフォーム（給付モジュール）を全国展開する際における費用試算の参考とするため、本事業におけるシステム構築に要する費用の見積もり等の提出を求めることがあります。

（2）効果検証

- 本事業による効果検証として、実施自治体職員や対象施設へのアンケート調査の実施等を通じて、給付業務に関し、次ページに掲げるKPIについて計測し、報告することが求められます。
- なお、次ページに示す基本目標値よりも高い目標値を設定する場合や、次ページに示す項目以外に有益な項目をKPIとして独自に設定する場合は、加点要素となります。
- P.19に示すとおり、KPIについては、令和7年度及び8年度においても継続して計測し、国に対して報告を行うことが求められます。

保育ワンスオンリー：事業要件（検証項目2/2）

本事業の効果検証に係るKPI項目

対象	項目	詳細項目	基本目標値
対象施設	給付業務の削減時間	施設が請求書を作成した場合と比べて、給付管理システムの導入により削減できた時間の割合	30%以上
	保育ICTシステムとの連携による削減時間	登降園実績データ等が給付管理システムと保育ICTシステムで連携されることにより削減できた時間	ICT導入済園 ▲10分／回
	システムの満足度	従来の請求書作成業務と比べた場合の各工程での満足度 (請求、精算、加算申請等)	70%以上
	請求	左記工程での従来の業務と比べた場合の満足度	同上
	精算	左記工程での従来の業務と比べた場合の満足度	同上
	加算申請	左記工程での従来の業務と比べた場合の満足度	同上
	全体満足度	「自治体とのやり取りが減った」、「使いやすい」、非機能部分も含めた満足度	70%以上
実施自治体	給付業務の削減時間	従来の給付業務と比べて削減できた時間の割合	30%以上
	システムの満足度	各工程での満足度(請求、精算、加算申請等)	70%以上
	請求	左記工程でのシステム満足度	同上
	精算	左記工程でのシステム満足度	同上
	加算申請	左記工程でのシステム満足度	同上
	差戻件数	月次の給付のうち、誤った申請等による差戻率	20%未満

※業務時間の削減については、アンケート調査に加え、モデル施設職員及び実施自治体職員についてタイムスタディを実施することが望ましい。

5. 事業の成果物

（1）システム関係

- 本事業を通じて、次に掲げる仕様書案や基本要件定義書案等を策定することが求められます。

【策定すべきシステム仕様案等】
①給付管理システムの仕様書案
②給付管理システムと連携する自治体独自補助に対応するサブシステム等の標準仕様書案
③給付管理システムと連携する保育ICTシステムの標準仕様書案
④施設管理プラットフォーム（監査モジュール）の基本要件定義書案

- これらの成果物については、TYPESにおける給付管理システムの検証等を踏まえ、施設管理プラットフォームを全国展開するにあたり、国において活用できるよう、実施自治体及び受託事業者は、国において自由に複製・改変等することや、それらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとすることが求められます。ただし、ソースコードの開示まで求めるものではありません。

（2）実施報告書

- 本事業の実施報告書として、次に掲げる項目を含む報告書を策定することが求められます。

【実施報告書に含むべき項目】
①本事業による効果検証結果（KPIの計測・分析）
②本事業を通じて明らかとなった運用上の課題
③施設管理プラットフォームの全国展開を進めるにあたっての課題

6. その他の要件

（1）事業運営検討会の開催等

- 実施自治体においては、本事業の実施にあたり、国（こども家庭庁）、本事業に参加する事業者、モデル施設の代表、保育施設団体、こどもDX推進協会等の関係者が参加する事業運営検討会を定期的に開催することが求められます。
- また、他の採択自治体における検証との知見の共有、仕様書案等の調整を図るため、一定の節目において事業運営検討会の合同での開催を求めることがあります。
- あわせて、事業の進捗状況を対外的に公開するためのHPを開設することが求められます。

※既存の自治体HP上でのコーナー開設等も認められる。

（2）令和7年度・8年度における取組

- 本事業の成果を踏まえ、令和8年度以降施設管理プラットフォームの全国展開を進めることとしており、実施自治体においては、令和7年度及び8年度においても、本事業で構築した給付管理システムを活用して、引き続き給付業務を実施することが求められます。

※複数年契約に基づくクラウドサービス利用料を複数年度分一括して初年度に費用計上することが地方公共団体の会計ルール上適切に対応できる場合には、交付対象事業の実施計画期間としている３か年（実装計画期間１年、運営計画期間２年）を上限として対象経費に含めることが可能です。

- あわせて、事業の効果を計測するためのKPIについて令和7年度・8年度も継続して計測し、国に報告することが求められます。

（3）全国展開に際しての他の自治体への協力

- 実施自治体においては、施設管理プラットフォームを全国展開するにあたり、先導自治体として、他の自治体における円滑な導入をサポートするために、本事業で得られた知見を共有する等、協力することが求められます。

保育ワンスオンリー：想定される事業実施スケジュール

➢ 実施自治体は、実施計画書において事業実施スケジュールを具体的に示すことが求められます。
（想定される事業実施スケジュールは以下のとおり）

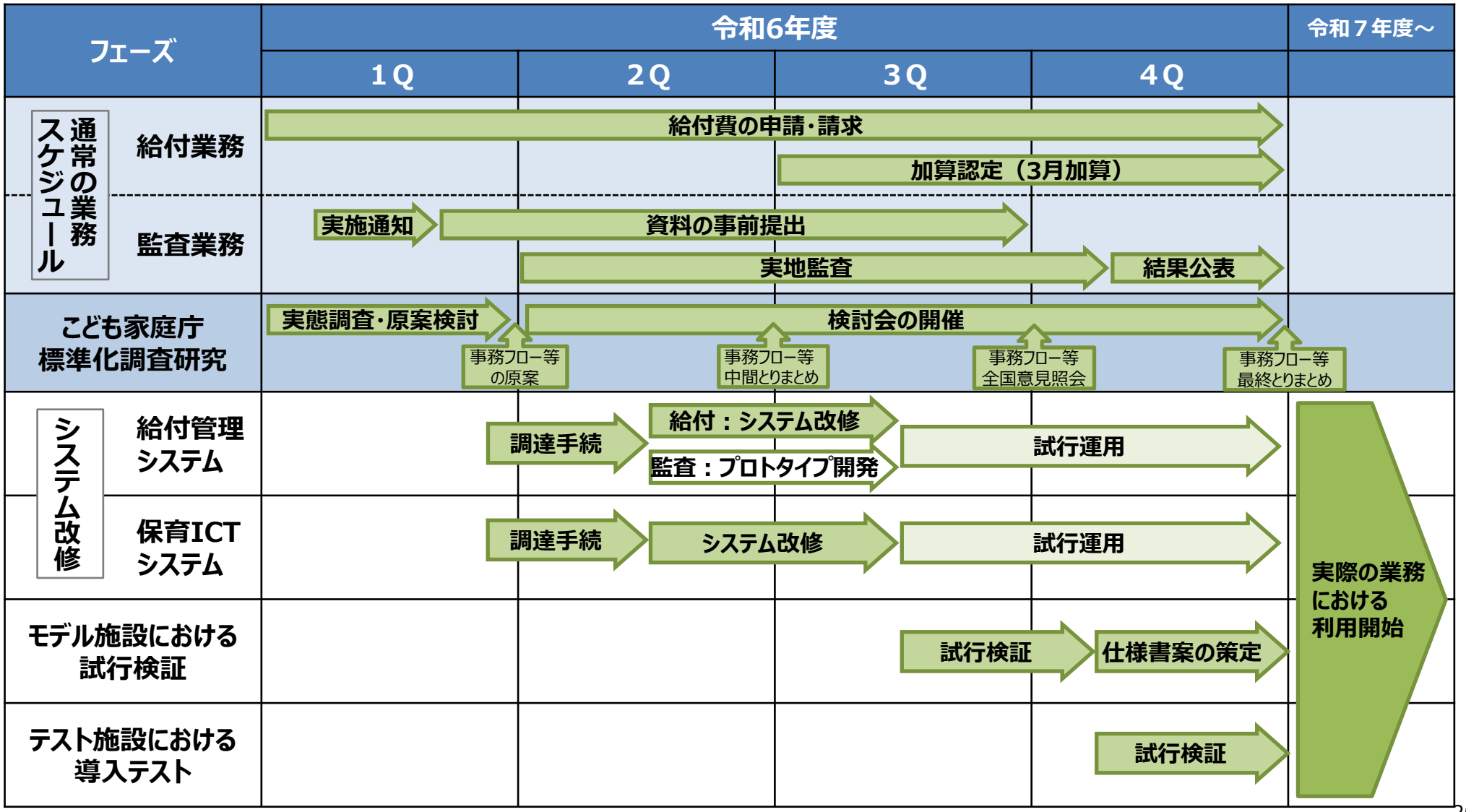

保育ワンスオンリー：申請単位

１．申請単位

- 施設管理プラットフォームを構築・活用して、本事業を実施する基礎自治体を募集します。
- 基本的に**１の政令指定都市**及び**１の市区町村**、**合計で２の事業主体**の採択を想定しています。ただし、予算枠との関係で可能な場合、それ以上の事業主体を採択する可能性があります。
- 複数の基礎自治体が連携して事業を実施する場合や都道府県が域内の基礎自治体と連携して事業を実施する場合は**加点要素**とします。
- 連携して事業を実施する場合は、連携する自治体による共同申請を基本としますが、都道府県が域内の基礎自治体と連携して事業を実施する場合、都道府県が単独で申請することも認められます。
- 都道府県が単独で申請する場合、基礎自治体から同意を得て、実施計画書の実施体制において当該基礎自治体を明記することが求められます。

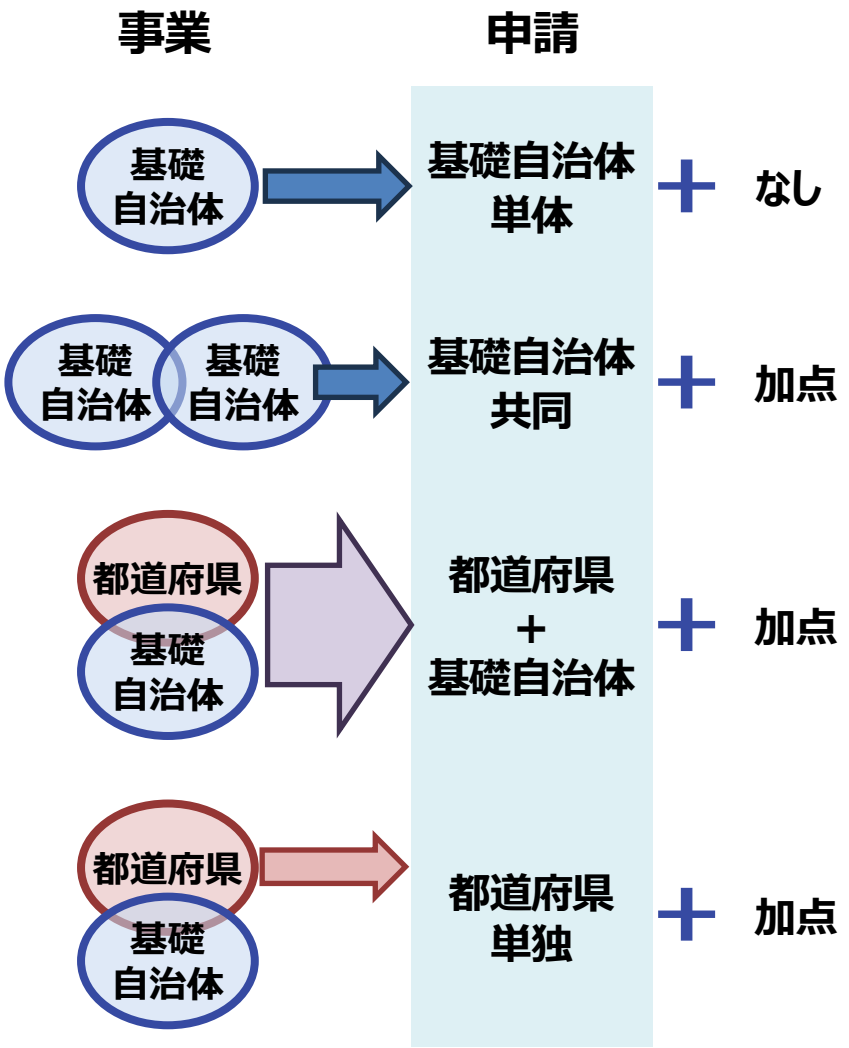

保育ワンスオンリー：申請要件（1/2）

	申請要件	確認方法
①	事業要件を充たす事業の実施	実施計画書においてその旨が表明されているか （☑チェックボックスへのチェックにより意思確認）
②	参加する保育施設の確保	P.10に定める対象施設に関し、モデル施設・テスト施設ごとに、類型ごとの参加保育施設数、当該施設における保育ICTシステムの導入状況等が具体的に記載されているか
③	給付管理システム事業者の確保	P.13に定める給付管理システムを提供可能な事業者が本事業に参加するものであるか
④	保育ICTシステム事業者の参加	対象施設に対して、P.14に定める保育ICTシステムを導入している、又は導入予定である保育ICTシステム事業者の全てが本事業に参加するものであるか
⑤	事業推進体制の確立	参加する保育施設、各システム提供事業者、関係団体を含め、事業を推進するための体制が確立されているか
⑥	自治体における実施体制の確立	自治体内の事業実施体制及び自治体間の連携体制が確立されているか

保育ワンスオンリー：申請要件（2/2）

	申請要件	確認方法
⑦	KPIの計測・報告	P.17に定めるKPIについて、基本目標値以上の目標値を定め、計測・報告を行うものであるか。また、令和7年度及び8年度においても引き続き計測・報告を行うものであるか
⑧	成果物の開示	P.18に定める成果物の開示に同意するものであるか （☑チェックボックスへのチェックにより意思確認）
⑨	令和7年度及び8年度における事業の継続	令和7年度及び8年度においても、給付管理システムを活用して、引き続き給付業務を実施するものであるか （☑チェックボックスへのチェックにより意思確認）
⑩	全国展開に際しての他の自治体への協力	施設管理プラットフォームの全国展開に際し、先導自治体として、他の自治体に協力するものであるか

実施計画書概要

事業内容

・申請者情報
・事業要件を充たす事業を実施する旨の表明
・成果物の開示に関する同意
・令和7年度及び8年度においても事業を継続する旨の表明

対象主体の確保

・対象施設の確保（モデル施設・テスト施設ごとにおける、類型ごとの参加保育施設数、保育ICTシステムの導入状況・予定）

事業設計の適切性

・KPI（基本目標値以上の目標値設定、独自項目の設定）

事業推進体制

・全体構成（基礎自治体、都道府県、対象施設、各事業者、関係団体等を含む事業推進体制全体）
・参加する給付管理システム事業者（事業者名、提供システムの概要、導入状況、同意の有無）
・参加する保育ICTシステム事業者（事業者名、提供システムの概要、導入施設、同意の有無）
・自治体の実施体制（関係部門の役割・体制、デジタル人材、首長等幹部の関与、自治体間の連携体制）
・事業運営検討会の構成、開催頻度

事業計画（実装計画、運営計画）

・実装計画（事業実施スケジュール、事業経費内訳）
・運用計画（令和7年度及び8年度の費用見込み及びその財源、サービスの普及・改善の取組）

全国展開にむけた協力

・全国展開に向けた協力内容

保育ワンスオンリー：評価項目（1/2）

評価項目		評価基準	配点
1	参加主体の確保		25
①	対象施設の確保	モデル施設として参加する保育所及び認定こども園の数	9
		テスト施設として参加する保育所及び認定こども園の数	9
		幼稚園（新制度）又は地域型保育事業所の参加	7
2	事業推進体制		27
①	都道府県の参加	都道府県が本事業に参加するものであるか	9
②	自治体における実施体制の確立	自治体内の事業実施体制及び自治体間の連携体制が確立されているか	9
③	事業推進体制の確立	参加施設、各システム・サービス提供事業者や関係団体を含め、事業を推進するための体制が構築できているか	9
3	事業設計の適切性		15
①	KPIの適切性	基本目標値以上の目標値を設定するものであるか	9
		P.17に定める項目以外に有益な項目をKPIとして独自に設定するものであるか	6

保育ワンスオンリー：評価項目（2/2）

評価項目		評価基準	配点
4	事業計画		24
①	実装計画	令和6年度における事業の実施スケジュールが具体的かつ合理的であるか	6
		交付対象事業費について、適切な経費項目に分類した上で、具体的に記載されているか	6
②	運営計画	令和7年度及び8年度における事業の継続実施に要する費用の財源が確実かつ具体的に確保されているか	6
		令和7年度及び8年度における事業の継続実施における普及・改善に向けた取組が具体的に記載されているか	6
5	全国展開への協力		9
①	全国展開に際しての他の自治体への協力	施設管理プラットフォームの全国展開に際し、先導自治体として、他の自治体における円滑な導入をサポートするために、積極的かつ適切な協力を行う予定であるか	9

住民に寄り添った相談・支援業務を行うためのデジタル技術活用【募集要項】

事業全体像

【課題】

相談内容の多様化・複雑化

- ✓ 住民が抱える困難や生きづらさが多様化・複雑化（属性（こども、障がい者、高齢者等）や、リスクの種類（要介護、虐待、生活困窮等）で割り切れない）。
- ✓ 複合的な要因が背後にあるため、異なる専門家・支援者の支援を要するものの、求める専門家等にたどり着けない、縦割りで一度に解決できない、信頼して相談できない　等の状況。
- ✓ あわせて、高度な配慮を要する個人情報等、機微にわたる相談内容を、安心してゆだねられる相談体制であることが必要。

相談の需要増の見込み、相談の質の低下の恐れ

- ✓ 相談自体が過去10年で３倍以上に増加した分野も。他方で相談できず抱え込んでいる事例も。
- ✓ 相談の需要は増加が見込まれ、相談内容は複雑化する一方、相談記録票や会議録の作成の作業負担が大きく、相談業務そのものに時間を割くことができない。
- ✓ 相談記録は紙での管理のため、書類作成のコストが大きく、過去の相談記録の検索・活用の障壁に。
- ✓ 相談内容が複雑化し、支援を行う関係者が多い中で、情報の共有方法も、相談者や相談支援員に応じて異なり、関係者間の情報連携に手間。
- ✓ 相談支援員の半数近くが、相談支援に必要な経験を積めていない経験年数３年未満のケースもあり。

【本プロジェクトの取組】

①AIチャットボット、AI等文字起こし・要約機能の実装

- ✓ **多様な相談チャネルの確保**、及び相談者に適切な支援機関の案内。
- ✓ 相談支援員にとって負担が大きい、相談記録の作成などの**事務作業を効率化。**
- ✓ 都道府県がリードして、**都道府県及び市町村が共同調達・共同利用**することでAI学習を進化。

②相談記録プラットフォームを現場の声を反映させながら整備

- ✓ **①に加え、関係者間の情報共有、過去事例の検索**等を行う相談記録プラットフォームを、**現場の相談支援員に寄り添って、現場の声を反映させながら**整備。
- ✓ 現場の相談支援員がデジタルを活用した業務方法への理解を深めながら当該プラットフォームの全国展開を進めるため、**地方自治体の現場の相談支援員が見て触れることができて**、**現場が評価するプロトタイプを構築。**
- ✓ **都道府県がリード**して、**都道府県及び市町村の幅広い福祉相談業務に利用**できるように、多岐にわたる関係者の調整を行いながら、取組みを推進。

【目指す将来像】

- 相談者と相談支援員との間の、**人と人との相談の時間を充実確保**
- 取り扱う個人情報に十分配慮しつつ、**相談支援機関間が安全かつ確実な連携**
- 相談支援員が普段から自然な形でシステムを使いこなすことにより、**相談支援記録のデータ蓄積**が進み、結果として、データ分析が進み相談の質が向上

目指したい姿

○ サービスデザインワークショップの実施や関係者からのヒアリングをもとに、目指したい姿の現時点のイメージ図を下記のとおり事務局において作成。
○ TYPES採択団体が、本イメージ図を参考に、目指したい姿を精緻化いただくことを想定。

①相談のきっかけ	②相談の実施	③相談記録の作成	④検討会議	⑤支援・支援記録	⑥関係者との協力（他機関への引継含む。）

【as is】

本人や関係者から
電話
メール
・SNS

- 紙での記録が多い
- 職員の経験に依存する部分が大きい

- 書類作成に多くの時間が割かれる

- 過去の記録は紙で保存されており、容易に検索できない

- 紙での記録
- 出先で資料が確認できない

- 紙や口頭での共有

【to be】

- ＡＩチャットボットによる案内
- 音声のデータ化/ＡＩを使った業務サポート
- ＡＩ・音声認識による相談記録の作成支援
- 過去の相談記録の容易検索
- 支援記録のデータ化
- 相談・支援記録の情報共有

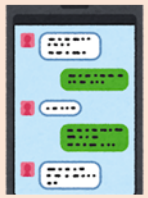

- より適切な相談支援機関に手間なく振り分け

- 書類作成に要する時間の大幅短縮
- 過去の記録を有効活用
- 会議時間の短縮

- 出先でも簡単に資料を確認・作成

- 関係者の協力や引継を迅速かつ確実に実施

想定アーキテクチャ

○ サービスデザインワークショップの実施や関係者からのヒアリングをもとに、想定アーキテクチャを事務局において作成。
○ TYPES採択団体が、アーキテクチャを精緻化しながら、相談記録プラットフォームのプロトタイプを作成。

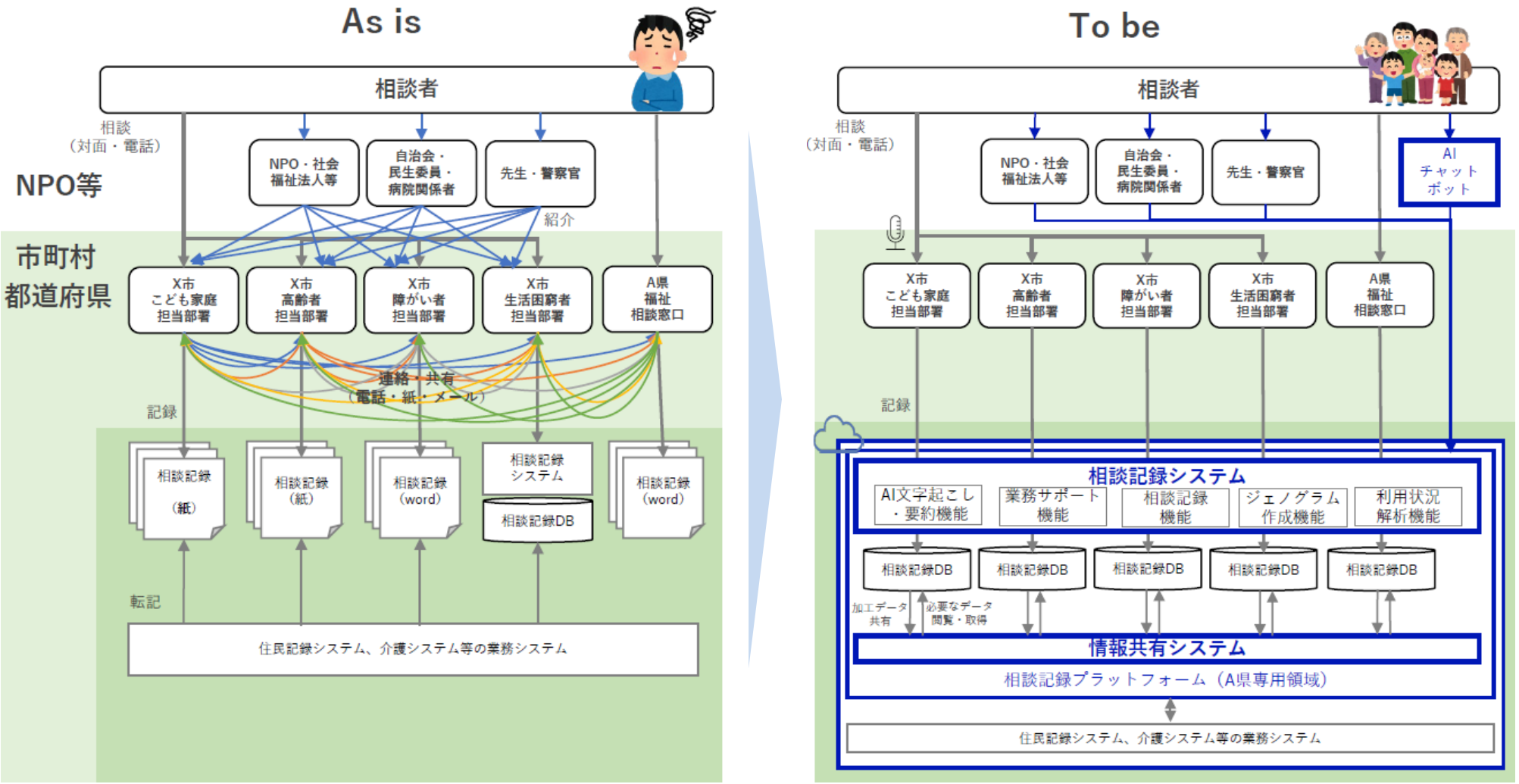

事業要件（１／５）

＜申請単位＞

- 住民に寄り添った相談・支援業務を行うためのデジタル技術活用を目指す都道府県及び当該都道府県内の複数の市町村。
- 都道府県はイニシアティブを発揮し、当該都道府県内の複数の市町村間の調整を行うこと。

＜選定における必須項目＞

１．相談業務の業務改善につながるデジタル技術を活用したソリューションの導入

- 相談支援員が住民に寄り添い、きめ細やかな相談・支援を行える体制を構築するため、こども家庭、高齢、障がい、生活困窮等の福祉分野における相談支援業務や重層的支援体制整備等に共通的に活用できる、デジタル技術を活用したソリューションを次のとおり導入すること。
  (1) 相談支援員につながる多様な機会（チャネル）を確保するため、都道府県がAIチャットボットを導入し、関係機関・部署への接続を効率化すること。
  (2) 相談記録票等の資料作成に要する時間の短縮を図るため、例えば、音声データの自動テキスト化や、相談記録への要約等の機能を持つ、AI等のデジタル技術を活用したソリューション（以下、「AI等のデジタル技術を活用したソリューション」という。）を、都道府県と複数の市町村による共同調達を行うこと。

- 今後の全国展開を進めるため、本事業に参加しない地方自治体等も含めて多様な関係機関・部署が利用を希望した場合に利用できるよう配慮するとともに、仕様書（ひな形）を作成すること。

２．相談記録プラットフォームのプロトタイプの開発

- 相談支援員が住民に寄り添い、きめ細やかな相談・支援を行える体制を構築するため、こども家庭、高齢、障がい、生活困窮等の福祉分野における相談支援業務や重層的支援体制整備等に共通的に活用（過去の相談記録の容易検索等）でき、多様な関係者間の情報共有を行うことができるクラウド上のシステム（以下、「相談記録プラットフォーム」という。）のプロトタイプ（以下、「プロトタイプ」という。）の開発を行うこと。

- 現場の相談支援員の業務プロセスに沿ったものとするため、都道府県と市町村や関係機関が協働して、現場の相談支援員を含めた多様な関係者で構成する検討会を開催し、プロトタイプを作成すること。

- プロトタイプは、次の点を配慮したものとし、利用する相談支援員のフィードバックを得ながら、アジャイルで作成すること。
  (1) １のソリューションと連携することを前提として作成すること。
  (2) 機微性の高い個人情報を取り扱うことから、適切なアクセスコントロールができるものであること。
  (3) 他のシステムと併用すること等により、相談支援員が二重入力をする負荷を抑えたものとすること。

- 今後の全国展開を行うため、当該プロトタイプは、申請団体のみが利用できるものとはせず、本事業に参加していない地方自治体及び国の利用が可能となるよう配慮すること。

事業要件（３／５）

３． KPIの測定

- KPIについては、次のとおり測定し、都道府県がとりまとめの上、(2)については令和６年度末に、(1) 及び(3)については、令和８年度まで国に報告すること。

(1) AI等のデジタル技術を活用したソリューションを利用した場合の相談1件当たりの記録作成にかかる減少時間の割合：基本目標値３割削減
内訳として、下記①～③をそれぞれ示すこと
① 電話での面談記録
② 対面での面談記録
③ 検討会議等打合せ記録の作成に係る減少時間の割合
(2) プロトタイプ開発に関わった職員のうち、当該プロトタイプに沿ったシステムの実装を強く希望する又は希望する者の割合：基本目標値７割
(3) プロトタイプを開発または利用に関わった都道府県の部署数及び職員数、市町村の数、その部署及び職員数、並びに関係機関の数及び職員数

４．全国展開に際しての知見の提供

- 本事業の成果を踏まえて全国展開するにあたり、先導自治体として、他の自治体における円滑な導入をサポートするために得られた知見の提供を行う方法を示すこと。

事業要件（４／５）

＜選定における比較項目＞

５．参加する市町村や関係機関の数

- 本事業に参加することについて同意を得ている市町村の数及びその部署、並びに関係機関の数が多いほど高く評価。

６．より幅広い分野での活用

- 本事業において、こども家庭、高齢、障がい、生活困窮等の福祉分野における相談支援業務や重層的支援体制整備等の幅広い分野での活用を提案する場合には、高く評価。

７．自治体内における実施体制の確立

- 本事業を実施するための当該自治体における実施体制について具体的な記載を求め、体制が充実・具体化されているものほど高く評価。

８．適切なKPIの設定

- 国が設定するKPIについて、より高い目標値を設定する場合は、加点。
- 国が設定する項目以外に、独自に有益なKPIを設定するものほど高く評価。

９．全国展開に際しての知見の提供

- 本事業の成果を踏まえて全国展開するにあたり、先導自治体として、他の自治体における円滑な導入をサポートするために得られた知見の提供を行う方法について、内容が充実・具体化されているものほど高く評価。

事業要件（５／５）

10. 事業計画の具体性･合理性

(1) 実装計画

- 令和６年度における事業スケジュールが具体的かつ合理的であるものほど高く評価。
- 令和６年度における事業費について、自治体ごと適切な経費項目に分類した上で、具体的に記載されているか。

(2) 運営計画

- 令和７・８年度における事業の継続実施に要する費用の財源が具体的に見込まれているか。
- 令和７・８年度における事業の継続実施における取組が具体的に記載されているか。

成果物

事業の成果物

1．システム関係

- 本事業を通じて、次に掲げる仕様書案等を策定することが求められます。

【策定すべきシステム仕様書案等】
①AIチャットボットの仕様書（ひな形）
②AI等のデジタル技術を活用したソリューションの仕様書（ひな形）
③相談記録プラットフォームのプロトタイプ及びその仕様書案

- これらの成果物については、今後の全国展開を進めるため、本事業に参加しない地方自治体等も含めて多様な関係機関・部署が利用を希望した場合に利用できるよう配慮すること。

2. 実施報告書

- 本事業の実施報告書として、次に掲げる項目を含む報告書を策定することが求められます。

【実施報告書に含むべき項目】
①本事業による効果検証結果（KPIの計測・分析・検証（それらのプロセスを含む。））
②本事業を通じて明らかとなった運用上の課題
③本事業の成果を踏まえて全国展開を進めるにあたっての知見や課題

申請要件

	申請要件	確認方法
①	自治体や関係機関内における実施体制の整備	実施計画書において、申請又は参加する自治体や関係機関における実施体制が示されているか。
②	相談業務の業務改善につながるデジタル技術を活用したソリューションの導入	実施計画書において、事業要件（p4の1)を満たすことが確認できるか。 ・AIチャットボットを導入することとしているか。都道府県が導入することとしているか。 ・AI等のデジタル技術を活用したソリューションを導入することとしているか。都道府県と市町村が共同調達をすることにしているか。 ・仕様書（ひな形）を作成することとしているか。
③	相談支援プラットフォームのプロトタイプの開発	実施計画書において、事業要件（p5の2)を満たすことが確認できるか。 ・検討会を開催することとしているか。 ・検討会には現場の相談支援員が含まれているか。 ・参加する都道府県の部署並びに、市町村の部署又は関係機関が示しているか。
④	KPIの測定	実施計画書において、事業要件（p6の3)を満たすことが確認できるか。 ・国が定めるKPIについて、計測・報告を行うものであるか。 ・令和８年度まで引き続き計測・報告を行うものであるか。
⑤	全国展開に際しての知見の提供	実施計画書において、事業要件（p6の4)を満たすことが確認できるか。 ・本事業の成果を踏まえて全国展開するにあたり、先導自治体として、他の自治体における円滑な導入をサポートするために得られた知見の提供を行う方法が示しているか。

評価項目（1／2）

評価項目		評価基準	配点
1	より多くの主体の参加		18
(1)	市町村の参加	本事業に参加する市町村の数	12
(2)	関係機関の参加	本事業に参加する関係機関の数	6
2	より幅広い分野での活用		18
(1)	デジタル技術の活用	幅広い分野で、相談業務の業務改善につながるデジタル技術を活用したソリューションを活用するか	9
(2)	プロトタイプ	幅広い分野で、プロトタイプの利用または開発をするか	9
3	事業推進体制		12
(1)	自治体における実施体制の確立	自治体内の事業実施体制及び自治体間の連携体制が具体化・充実しているか	6
		検討会の内容が具体化・充実しているか	6
4	事業設計の適切性		12
(1)	KPIの適切性	国が設定するKPIについて、より高い目標値を設定しているか	6
		必須項目に定める項目以外に有益な項目をKPIとして独自に設定するものであるか	6

評価項目（２／２）

評価項目		評価基準	配点
5	全国展開への協力		18
(1)	全国展開に際しての知見の提供	相談記録プラットフォームの全国展開に際し、先導自治体として、他の自治体における円滑な導入をサポートするために、内容が充実具体化されているか	18
6	事業計画の具体性・合理性		22
(1)	実装計画	令和６年度におけるスケジュールが具体的かつ合理的であるか	6
		令和６年度における事業費について、自治体ごと適切な経費項目に分類した上で、具体的に記載されているか	6
(2)	運営計画	令和７・８年度における事業の継続実施に要する費用の財源が具体的に見込まれているか	5
		令和７・８年度における事業の継続実施における取組が具体的に記載されているか	5

実施計画書概要

1.申請者情報

・都道府県名、市町村名、地方公共団体コード等の基本情報

2.事業内容

・相談業務の業務改善につながるデジタル技術を活用したソリューションの導入（①地方自治体名及び利用者想定数（総括表）、②参加団体及び利用者想定数（総括表）、③AIチャットボット、④AI等のデジタル技術を活用したソリューション、⑤都道府県と市区町村による共同調達・共同利用）
・相談記録プラットフォームのプロトタイプの開発（①地方自治体名及び利用者想定数（総括表）、②参加団体及び利用者想定数（総括表）、③検討会、④プロトタイプ開発）

3.実施体制

・都道府県の推進体制
・市町村又は関係機関の推進体制

4.KPIの測定

・必須項目及び独自項目

5.全国展開に際しての知見の提供

・全国展開に向けた協力内容

6.事業計画（実装計画・運営計画）

・実装計画（実装までのプロセス・スケジュール）
・運用計画（KPI達成のための中長期スケジュール）

要介護認定に関する自治体業務等のデジタル化【募集要項】

事業全体像（1/3）

概要	• 利用者の要介護認定申請から、サービス利用開始までに必要となる、 ➢ 認定調査、主治医意見書、審査会、ケアマネからの開示請求のデジタル化 ➢ 予防プランの策定等に関する業務のデジタル化 により、関連する職員の業務負担を軽減する取組を実施する。
課題・目的	• 要介護認定事務は、紙ベースで行われている自治体も少なくなく、調整先も複数にわたること等により、非常に煩雑かつ日数を要している。**（課題１）** • また、利用者のアセスメントも含めた予防プランの策定等は、地域包括支援センターの職員が、これまでの知識・経験を用いながら、紙ベースで実施しているため、事務処理負担が大きい。**（課題２）** • これらの業務について、デジタル化を図り、利用者への迅速なサービスの提供や職員の負担軽減を実現する。
事業内容	• 課題１を解決する取組として、以下を実施。 **（事業１）**：要介護認定に関する業務のデジタル化 Ⅰ 認定調査票の電子化（タブレットや認定調査支援アプリを利用する等） Ⅱ 主治医意見書の電子化（主治医意見書作成アプリ等を利用する等） Ⅲ Ⅰの認定調査票とⅡの主治医意見書が認定審査会資料として電子化されたオンライン審査会システムの導入 Ⅳ ケアマネによる利用希望者の要介護認定情報の開示請求のデジタル化 • 課題２を解決する取組として、以下を実施。 **（事業２）**：予防プランの策定等に関する業務のデジタル化 Ⅰ AI等デジタル技術の活用によるアセスメントの高度化 Ⅱ アセスメント結果から自動的に作成された予防プラン原案に基づく予防プランの策定 Ⅲ 地域包括支援センターが行うⅠ・Ⅱと連携した給付管理・請求のデジタル化

事業全体像（2/3）

事業１．要介護認定に関する業務のデジタル化（認定調査、主治医意見書、審査会、ケアマネからの開示請求のデジタル化）

要介護認定申請 → 認定審査 → ケアプラン作成 → サービス開始

認定調査の電子化
- 認定調査票の作成－①
- 市町村の介護保険システムへの連携－②

主治医意見書の電子化
- 主治医意見書の作成－③
- PMHへの送信－④

オンライン認定審査会システムの導入
- 認定審査会のオンライン化－⑤

ケアマネからの開示請求のデジタル化
- 利用者の要介護認定情報開示請求－⑥
- 事業所への開示－⑦

＜連携のイメージ図＞

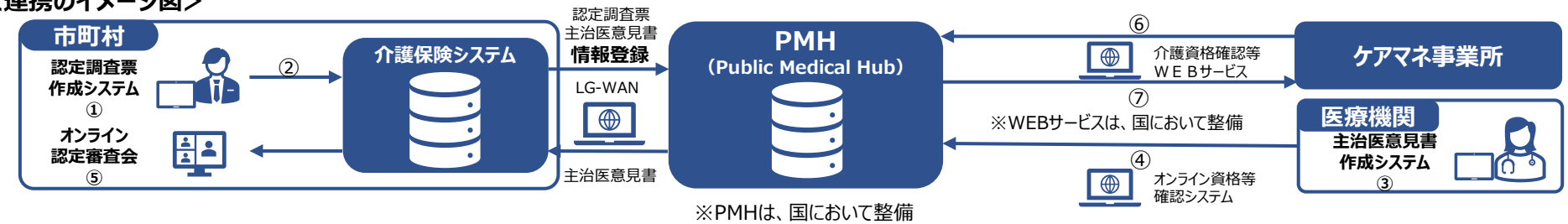

事業２．予防プランの策定等に関する業務のデジタル化

アセスメント
- ＡＩ等デジタル技術の活用によるアセスメントの高度化

予防プランの策定
- アセスメント結果から自動的に作成された予防プラン原案に基づく予防プランの策定

給付管理・請求
- 地域包括支援センターが行うアセスメント・予防プラン策定システムと連動したの給付管理・請求のデジタル化

アセスメントから給付管理・請求まで一貫したシステムの構築

事業全体像（3/3）

As is

事業1

Ⅰ　認定調査票を**紙**で作成

Ⅱ　主治医意見書を**紙**で作成、自治体に**郵送**

Ⅲ　認定審査会資料を**印刷・配布**、審査会を**対面**実施

Ⅳ　利用者情報を**紙**で開示請求、**紙**での情報開示

事業2

Ⅰ　職員の**知識・経験**に基づいたアセスメントを実施

Ⅱ　アセスメントの情報を基に**知識・経験**に基づく予防プランを策定

Ⅲ　給付管理・請求業務をⅠ・Ⅱと連携せず**紙**で実施

To be

事業1

Ⅰ　認定調査票を**電子**で作成

Ⅱ　主治医意見書を**電子**で作成、自治体に**電送**

Ⅲ　認定審査会資料を**オンライン**で共有、審査会を**オンライン**実施

Ⅳ　利用者情報を**オンライン**で開示請求、**オンライン**での情報開示

事業2

Ⅰ　**AI等デジタル技術**を活用したアセスメントを実施

Ⅱ　アセスメント結果から自動的に作成された予防プラン原案に基づく予防プランを策定

Ⅲ　給付管理・請求業務をⅠ・Ⅱと連携して**デジタル**で実施

事業要件（1/2）

◆システム関係

- 国が整備するＰＭＨと連携して、P.3に示す構想を実現するためのシステムを構築すること

◆KPIの設定

- 次に掲げるKPIについて計測し、効果検証を行うものであること
  - ➢ 要介護認定申請から要介護認定までの期間の日数　２０%短縮

    ※ ただし20%短縮の結果が30日以内とならない場合には、KPIを30日以内とする
  - ➢ 要介護認定に関する各種業務に要した時間
  - ➢ アセスメント及び予防プラン策定に要する時間　20%短縮
  - ➢ 本事業にて構築するシステム（P.3事業１①～⑤）を活用して行う要介護認定審査　50件
  - ➢ 本事業にて構築するシステム（P.3事業２）を活用して行う予防プラン策定　50件

◆事業の成果物

- システム関係

  次に掲げるシステムの標準仕様書案を策定すること
  - ➢ 要介護認定に関する情報連携システム
  - ➢ 地域包括支援センターの給付管理・請求業務システム
- 実施報告書

  次に掲げる項目を含む報告書を策定すること
  - ➢ 事業の概要
  - ➢ 本事業による効果検証結果（KPIの計測方法・各種業務に要した時間の変化等の分析含む）
  - ➢ 本事業を通じて明らかになった制度上・運用上の課題

事業要件（2/2）

◆次年度以降の事業実施

- 本事業の取組を単年度で終了させることなく、本事業の成果を次年度以降も業務に活用すること
- 次年度以降の収支計画が策定されていること

◆全国展開に際しての他の自治体への協力

- 本事業の取組を全国展開するにあたり、先行自治体として、他の自治体における円滑な導入をサポートするために、本事業で得られた知見を共有する等、協力すること

実施計画書概要

事業内容

- 申請者情報
- 事業要件を充たす事業を実施する旨の表明
- 成果物の開示に関する同意

事業件数の確保

- 要介護認定審査件数の確保（本事業にて構築するシステム（P.3事業１①～⑤）を活用して行う要介護認定審査見込件数、その積算根拠（前年の実績等））
- 予防プラン策定件数の確保（本事業にて構築するシステム（P.3事業２）を活用して行う予防プラン策定見込件数、その積算根拠（前年の実績等））

事業設計の適切性

- KPI（あれば、基本目標値以上の目標値設定、独自項目の設定）

事業推進体制

- 全体構成（基礎自治体、都道府県、参加施設、各事業者、関係団体等を含む事業推進体制全体）
- 参加するケアマネ事業者（事業者名、同意の有無）
- 参加する医療機関（医療機関名、同意の有無）
- 参加する地域包括支援センター（センター名、同意の有無）
- 参加する民間システム事業者（事業者名、同意の有無）
- 自治体の実施体制（事業担当者数、関係部門の役割・体制、デジタル人材や首長等幹部の関与）

事業計画（実装計画、運営計画）

- 実装計画（事業実施スケジュール、事業経費内訳）
- 運用計画（次年度以降の費用見込み及びその財源、サービスの普及・改善の取組）

全国展開にむけた協力

- 全国展開に向けた協力内容

申請要件（1/2）

	申請要件	確認方法
①	事業要件を充たす事業の実施	実施計画書においてその旨が表明されているか （☑チェックボックスへのチェックにより意思確認）
②	要介護認定審査件数の確保	少なくとも５０件以上、本事業（P.3事業1①～⑤）にて構築するシステムを活用して行う要介護認定審査が見込まれているか
③	予防プラン策定件数の確保	少なくとも５０件以上、本事業（Ｐ．３事業２）にて構築するシステムを活用して行う予防プラン策定が見込まれているか
④	ケアマネ事業所の確保	少なくとも５か所以上、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）が本事業に参加する見込みであるか
⑤	医療機関の確保	少なくとも５か所以上、医療機関が本事業に参加する見込みであるか
⑥	地域包括支援センターの確保	少なくとも２か所以上、地域包括支援センターが本事業に参加する見込みであるか
⑦	介護予防・日常生活支援総合事業の実施体制の確保	介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型・通所型の２類型について複数のサービス（訪問型はａ～ｄのうち複数、通所型はａ～ｃのうち複数）を実施するものであるか
⑧	システム事業者の確保	Ｐ．３のシステム構築に関わるシステム事業者が本事業に参加する見込みであるか

申請要件（2/2）

	申請要件	確認方法
⑨	事業推進体制の確立	参加事業者、関係団体を含め事業を推進するための体制が確立されているか
⑩	自治体における実施体制の確立	自治体内の事業実施体制が確立されているか
⑪	KPIの計測・報告	P. 5 に定めるKPIについて、基本目標値以上の目標値を定め、計測・報告を行うものであるか
⑫	成果物の開示	P. 5 に定める成果物の開示に同意するものであるか （☑チェックボックスへのチェックにより意思確認）
⑬	次年度以降の事業実施	実施計画書によりその旨が表明されているか （☑チェックボックスへのチェックにより意思確認）、 次年度以降の収支計画が策定されているか
⑭	全国展開に際しての他の自治体への協力	全国展開に際し、先行自治体として、 他の自治体に協力するものであるか

申請単位

- 本事業に取り組む１以上の基礎自治体を募集します。
- 複数の基礎自治体が共同で申請する場合は、加点要素とします。
- 都道府県が域内の複数の基礎自治体と連携して本事業を実施する場合は、都道府県が事業主体として単独で、又は都道府県が当該複数の基礎自治体と共同で申請することも認められます。
- 都道府県が単独で申請する場合、域内の複数の基礎自治体から同意を得て、実施計画書の実施体制において当該複数の基礎自治体を明記することが求められます。

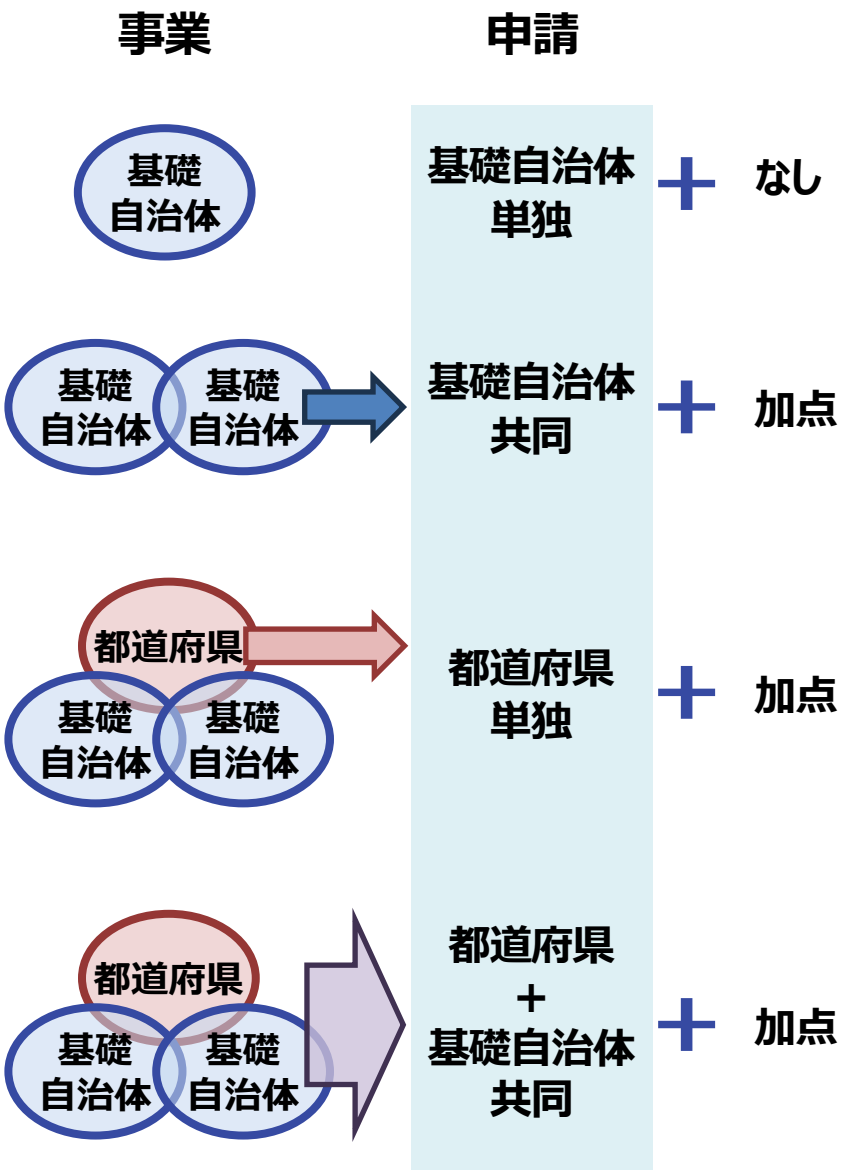

評価項目（1/3）

評価項目		評価基準	配点
1	事業件数の確保		12
①	要介護認定審査件数の確保	本事業にて構築するシステム（P.3事業１①～⑤）を活用して行う要介護認定審査見込件数	6
②	予防プラン策定件数の確保	本事業にて構築するシステム（P.3事業２）を活用して行う予防プラン策定見込件数	6
2	事業推進体制		48
①	基礎自治体の連携	本事業に参加する基礎自治体の数	3
②	都道府県の参加	都道府県が本事業に参加するものであるか	6
③	ケアマネ事業所の確保	少なくとも５か所以上、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）が本事業に参加する見込みであるか	6
④	医療機関の確保	少なくとも５か所以上、医療機関が本事業に参加する見込みであるか	6
⑤	地域包括支援センターの確保	少なくとも２か所以上、地域包括支援センターが本事業に参加する見込みであるか	6
⑥	介護予防・日常生活支援総合事業の実施体制の確保	介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型・通所型の２類型について複数のサービス（訪問型はａ～ｄのうち複数、通所型はａ～ｃのうち複数）を実施するものであるか	3

評価項目（2/3）

評価項目		評価基準	配点
⑦	システム事業者の確保	Ｐ．３のシステム構築に関わるシステム事業者が本事業に参加する見込みであるか	6
⑧	事業推進体制の確立	参加施設、各システム・サービス提供事業者や関係団体を含め、事業を推進するための体制が確立されているか	6
⑨	自治体における実施体制の確立	自治体内の事業実施体制及び自治体間の連携体制が確立されているか	6
3	事業設計の適切性		10
①	KPIの適切性	基本目標値以上の目標値を設定するものであるか	6
		P．５に定める項目以外に有益な項目をKPIとして独自に設定するものであるか	4
4	事業計画		24
①	実装計画	令和6年度における事業の実施スケジュールが具体的かつ合理的であるか	6
		交付対象事業費について、適切な経費項目に分類した上で、具体的に記載されているか	6
②	運営計画	次年度以降の事業継続に要する費用の財源が確実かつ具体的に確保されているか	6
		次年度以降の事業継続における事業の拡大・改善に向けた取組が具体的に記載されているか	6

評価項目（3/3）

評価項目		評価基準	配点
5	全国展開への協力		6
①	全国展開に際しての他の自治体への協力	本事業の取組の全国展開に際し、先行自治体として、 他の自治体における円滑な導入をサポートするために、積極的かつ適切な協力を行う予定であるか	6

介護の生産性向上とケアの質を高めるための産福学官連携の仕組みづくり【募集要項】

事業全体像

TYPESにおいて、「介護の生産性向上とケアの質を高めるための産福学官連携の仕組みづくり」の先行的実施に取り組む自治体においては、以下の項目について、各該当ページに示す要件を充たす事業を実施いただきます。

1．事業の対象業務（P.3）

（1）介護テクノロジーの開発環境の改善

（2）介護事業所の状況や利用者の状況を適時で把握するシステムの構築

2．事業の対象主体（P.4）

3．KPI（P.5）

4．事業の成果物（P.6）

5．実施計画書概要（P.7）

6．申請要件（P.8~9）

7．評価項目（P.10~12）

事業全体像

■概要

産福学官の４者連携により、介護分野における生産性の向上を始めとする様々な諸課題（介護職員の負担軽減 、介護サービスの質の向上、業務の効率化、新たなテクノロジーの開発・活用等）を一体的に解決していくための取組みを推進する。

■対象業務①：介護テクノロジーの開発環境の改善

➢ 介護テクノロジー開発側と介護現場が一体となって課題の洗い出しから機器の選定、効果検証のPDCAを回す体制を構築するため、ｉ）開発側と介護現場の双方の理解を促進するための研修・育成プログラムの策定、ⅱ）両者の間をつなぎ、テクノロジーの開発・導入の中心的な役割を果たすコーディネーターの設置、ⅲ）コーディネーターが業務を円滑に遂行するために必要な事項を取りまとめたガイドライン（ex.「介護技術開発・導入促進ガイドライン」）を作成する。

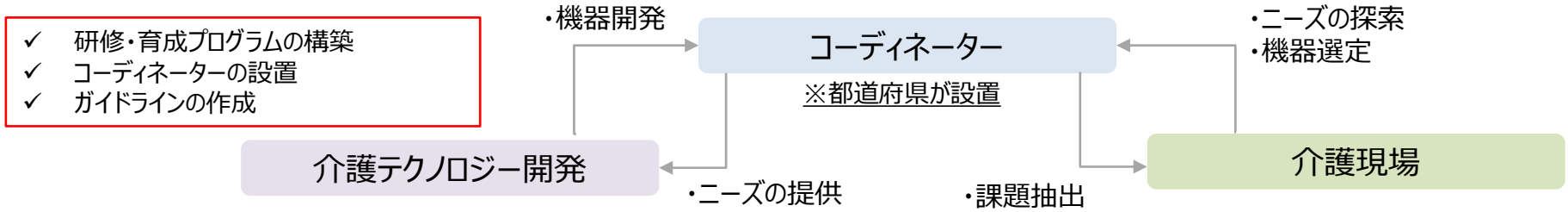

■対象業務②：介護事業所の状況や利用者の状況を適時で把握するシステムの構築

➢ 介護事業所における生産性向上の実現状況や、提供された介護サービスのアウトカム評価・ケアの質を分析・把握するための各種データを適時で取得・分析できるよう、介護事業所からのデータ提供や各分析を行える環境を構築・整備する。

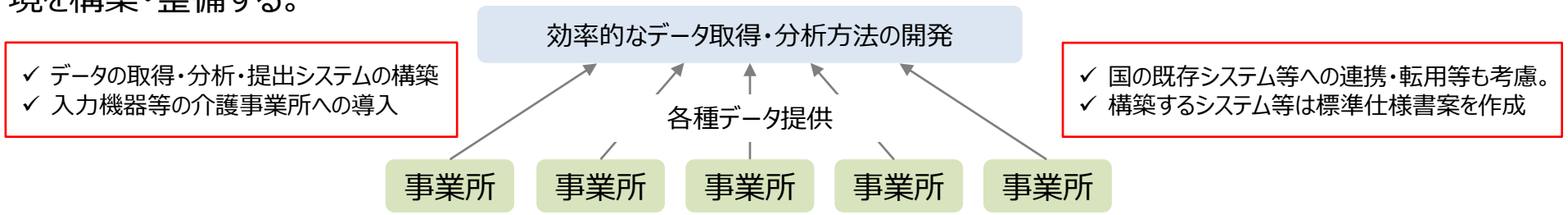

事業要件（対象主体）

２．事業の対象主体

（１）介護テクノロジーの開発環境の改善

➢ 次に掲げる介護テクノロジー開発メーカー及び介護事業所を対象とし、双方の理解増進に繋がる研修・プログラムを構築し双方に受講させると共に、両者の間を繋ぐコーディネーターの設置を求めます。

【介護テクノロジー開発メーカー】
✓ 厚生労働省及び経済産業省において定める、「開発重点分野」に特定されている６分野１３項目に該当する介護機器の開発を実施する企業
ロボット技術の介護利用における重点分野（平成29年10月改訂）
【介護事業所】
✓ 主に介護保険法第８条２５項で定める「介護保険施設」に該当する施設
【コーディネーター】
✓ 開発側・介護現場の双方を十分に理解し、新技術の開発・円滑な実装を支援

（２）介護事業所の状況や利用者の状況を適時で把握するシステムの構築

➢ 次に掲げる介護事業所を対象とし、各種データを適時で取得・分析できるシステムを導入するとともに、当該システムを活用した関連データを提供することを求めます。

【介護事業所】
✓ 主に介護保険法第８条２５項で定める「介護保険施設」に該当する施設
【取得・分析するデータ】
✓ 介護事業所の状況（生産性向上に関する取組み状況等）
✓ 提供された介護サービスのアウトカム評価・ケアの質を分析・把握するためのデータ

事業要件（KPI）

３．KPIの設定

➢ 次に掲げるKPIについて計測し、効果検証を行うものであること。

（１）介護テクノロジーの開発環境の改善

- ✓ 開発支援が実施可能な介護事業所の育成･･･１５事業所以上
- ✓ 開発支援を踏まえた介護機器の改善の実施･･･３社以上
- ✓ 研修プログラムの受講者数･･･１８名以上
- ✓ コーディネーターの設置人数･･･５名以上
- ✓ この事業で開発した介護職員の負担軽減や利用者の状態の維持改善につながるテクノロジーの数

（２）介護事業所の状況や利用者の状況を適時で把握するシステムの構築

- ✓ 自治体による分析可能事業所数･･･５０事業所以上
- ✓ 労務･人員配置情報を基に、当該事業所の生産性の向上に関する分析を実施した事業所の数

４．事業の成果物

（１）介護テクノロジーの開発環境の改善

➢ 本事業を通じて、次に掲げる研修プログラム・ガイドラインを作成すること

- ✓ **開発側と介護現場の双方の理解を促進するための研修・育成プログラム**
- ✓ **コーディネーターが業務を円滑に遂行するために必要な事項を取りまとめたガイドライン**

（２）介護事業所の状況や利用者の状況を適時で把握するシステムの構築

➢ 本事業を通じて、次に掲げるシステムの標準仕様書案を策定すること

- ✓ **介護事業所の状況や利用者のケアの質の向上に繋がる情報などを適時に把握・分析するシステム**

（３）実施報告書

➢ 本事業の実施報告書として、次に掲げる項目を含む報告書を策定することが求められます。

【実施報告書に含むべき項目】

- ✓ **事業の概要**
- ✓ **本事業による効果検証結果（KPIの計測・分析）**
- ✓ **本事業を通じて明らかとなった制度上・運用上の課題**

実施計画書概要

事業内容

- 申請者情報
- 事業要件を充たす事業を実施する旨の表明
- 成果物の開示に関する同意

参加主体の確保

- 参加主体の確保（コーディネーター、コーディネーターが支援する介護テクノロジー開発メーカー・介護事業所）

事業設計の適切性

- KPI（あれば、基本目標値以上の目標値設定、独自項目の設定）

事業推進体制

- 全体構成（基礎自治体、都道府県、対象主体、各事業者、関係団体等を含む事業推進体制全体）
- 参加する対象主体（事業者名、同意の有無）
- 自治体の実施体制（関係部門の役割・体制、デジタル人材、首長等幹部の関与、自治体間の連携体制）

事業計画（実装計画、運営計画）

- 実装計画（事業実施スケジュール、事業経費内訳）
- 運用計画（次年度以降の費用見込み及びその財源、サービスの普及・改善の取組）

全国展開にむけた協力

- 全国展開に向けた協力内容

申請要件（1/2）

	申請要件	確認方法
①	事業要件を充たす事業の実施	実施計画書においてその旨が表明されているか （☑チェックボックスへのチェックにより意思確認）
②	コーディネーターの確保	開発側・介護現場の双方を十分に理解し、新技術の開発・円滑な実装を支援できるコーディネーターを設置できる目途がついているか。
③	コーディネーターによる介護テクノロジー開発メーカーへの支援	②のコーディネーターが介護テクノロジー開発メーカー3社以上を支援する目途がついているか。
④	コーディネーターによる介護事業所への支援	②のコーディネーターが当該自治体内の介護事業所15カ所以上を支援する目途がついているか。
⑤	研修・育成プログラムの構築	介護テクノロジー開発メーカー・介護事業所への研修・育成プログラムを１０月中に構築・提供を行える見込みがついているか。
⑥	システムを導入する介護事業所数	介護事業所の状況や利用者の状況を適時で把握するシステムを当該自治体内の介護事業所５０事業所以上が導入する目途がついているか。

申請要件（2/2）

	申請要件	確認方法
⑦	データの取得・分析・提出システムの構築	システム構築を行う事業者の目途が申請時点でついており、１２月中にシステム構築を終える見込みがついているか。
⑧	事業推進体制の確立	事業を推進するために産福学官の連携による体制が確立されているか。
⑨	自治体における実施体制の確立	自治体内の事業実施体制が確立されているか。
⑩	KPIの計測・報告	KPIについて、P.5で要件としている数値以上の目標値を定め、計測・報告を行うものであるか。また、次年度以降においても引き続き計測・報告を行うものであるか
⑪	成果物の開示	P.6に定める成果物の開示に同意するものであるか （☑チェックボックスへのチェックにより意思確認）
⑫	次年度以降の事業の継続	次年度以降においても、引き続き、対象業務を実施するものであるか
⑬	全国展開に際しての他の自治体への協力	全国展開に際し、先行自治体として、他の自治体に協力するものであるか

評価項目（1/3）

評価項目		評価基準	配点
1	参加主体の確保		15
①	コーディネーターの確保	コーディネーターの確保目安数	5
②	開発メーカーの確保	コーディネーターが支援する民間事業者（介護テクノロジー開発メーカー）数	5
③	介護事業所の確保	コーディネーターが支援する介護事業所数	5
2	事業推進体制		15
①	事業推進体制の確立	産福学官の連携により事業を推進するための体制が構築できているか	8
②	自治体における実施体制の確立	自治体内の事業実施体制及び自治体間の連携体制が確立されているか	7
3	事業設計の適切性		18
①	KPIの適切性	基本目標値以上の目標値を設定するものであるか	9
		P.5に定める項目以外に有益な項目をKPIとして独自に設定するものであるか	9

評価項目（2/3）

評価項目		評価基準	配点
4	事業計画		42
①	実装計画	令和6年度における事業の実施スケジュールが具体的かつ合理的であるか	9
		交付対象事業費について、適切な経費項目に分類した上で、具体的に記載されているか	9
		介護テクノロジー開発メーカー・介護事業所への研修・育成プログラムを１０月中に構築・提供を行える見込みがついているか。	6
		システム構築を行う事業者の目途が申請時点でついており、１２月中にシステム構築を終える見込みがついているか。	6
②	運営計画	次年度以降における事業の継続実施に関する費用の財源の目途が示されているか	6
		次年度以降における事業の継続実施における普及・改善に向けた取組が具体的に記載されているか	6

評価項目（3/3）

評価項目		評価基準	配点
5	全国展開への協力		10
①	全国展開に際しての他の自治体への協力	本事業の取組みの全国展開に際し、先行自治体として、他の自治体における円滑な導入をサポートするために、積極的かつ適切な協力を行う予定であるか	10

地域連携で移動の足を確保するためのモビリティサービス基盤の構築【募集要項】

事業目的

〇人口減少、高齢化等を背景に、利用者の移動ニーズや、地域交通の担い手の状況・直面する課題に大きな変化が生じている。新たなデジタル技術の実用化や規制改革の成果を活かし、**利用者起点**に立って、潜在的なニーズも掘り起こしながら、**持続可能な地域交通網を実現することが、喫緊の課題**である。

〇現状における地域交通の課題への対応は、バス路線の廃線・減便、タクシー事業者の撤退等をきっかけとした移動手段の調整など、**自治体単位での問題対応に終始**する場合が多く、デマンド交通や自家用有償運送等の補完的な移動手段を導入する場合でも、**限定された行政区域内で、それぞれの仕組み単位での運行にとどまる場合が少なくない**。

〇行政区域を越えて、住民の生活圏ベースでの地域交通を構築するためには、多様な手段を臨機応変に組み合わせながら利用者の移動ニーズに応え、また、**利用者の移動ニーズの変化や潜在需要の把握・分析**をしながら地域の交通システムを不断に再構築していくことが必要であり、これを可能とするような仕組みとシステムが必要である。

〇このため、本事業においては、**広域の自治体が連携**し、**地域の補完的な移動手段を一元的に管理できるモビリティサービス基盤を構築、実装**し、これまで顕在化していなかったニーズも含めた住民の**多様な移動ニーズに、オンデマンドを基本に効果的に応えられるようにする**。併せて、これらの運用を通じて、**生活圏ベースでの移動ニーズをデータ蓄積により高い解像度で把握**できるようにし、域内の地域交通の再構築を具体的に検討するための**データ分析基盤として整備**する。

地域交通における課題

人口減少、新型コロナの影響等により、従来の交通サービスの提供が維持が困難となる中、これらを**補完する交通サービスが行政区域で分断**され、**生活圏での移動などに不便**が生じる状況が発生。

地域交通における課題

Point

- 新しい交通サービス導入に係る地域での合意形成が困難である、
- 自治体ごとに異なる交通サービス・システムを導入しており、行政区域を跨いだ移動ができない　等により、

利用者の移動ニーズに合わせた行政区域も越えた広域な移動が困難

地域交通の課題

- 人口減少、新型コロナの影響等により交通需要が減少
- 地域交通の担い手の減少し、高齢化も進行
- 路線維持が困難となり、廃線・減便により、地域の交通網が衰退
- 高齢化により、免許返納が増加し、移動に対する不安が増加　　など

タクシーの運転手の数

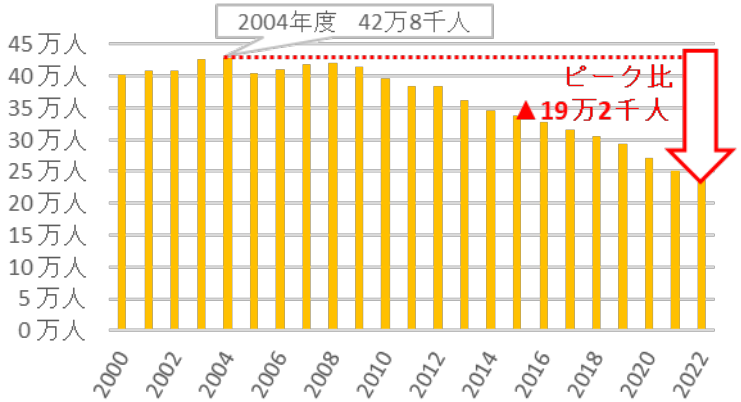

（出所）：国土交通省「タクシー事業の運転者数の推移」「交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会（令和6年2月7日）資料1」を基に事務局作成

注）2024年１月13日（土）交通界速報の（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会調査によると、2023年３月31日時点⇒2023年12月31日時点で2,816人増加（法人タクシーの運転者（個人タクシー除く）等）

タクシー運転手の平均年齢

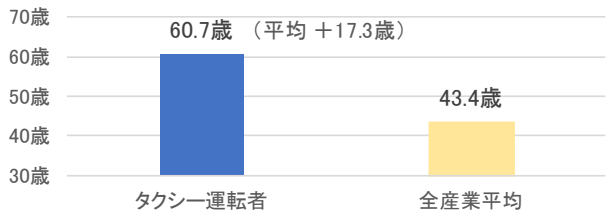

（出所）
厚生労働省「令和3年賃金構造統計調査」を基に事務局作成

持続可能な地域交通網の実現

・地域交通が抱える課題解決を図るため、モビリティサービス基盤による交通の再構築を実施。
・幅広く需要を取り込むことにより、サービスの効率化を図りつつ、持続性を確保。

As is

利用者等

住民の生活圏ベースでの交通サービス提供が不十分

・住民の生活圏を支えるべき交通サービスが行政区域で分断されており、運用エリアの広域化が課題

・アプリ等のデジタルを活用したデマンド交通が僅少。さらに、利用者が地域住民に限定されている場合もあり、観光客等来訪者の利用にハードル

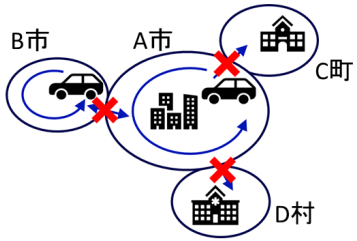

今般の規制改革の効果を最大限発揮する環境が未構築

・自家用有償旅客運送等の新たなサービスが提供されても活かしきれず、利用者が享受できる恩恵には限度

自治体職員

地域の公共交通事業者の赤字が深刻化。減便、廃線で交通網が衰退

・新たな移動サービスを導入したくても、地域公共交通会議の協議が調わない

・デマンド交通や自家用車を活用した運送サービス等が提供されている場合でも、自治体個別に交通課題へ対応している結果、非効率に

To be

移動がより便利に外出促進

・地域の多様な輸送手段や担い手の活用・参画による移動手段の充実により、気軽な外出が可能

・免許を持たない学生や、免許返納後の高齢者等の送迎にかかる家族負担を軽減

・土地に不案内な観光客等も、アプリの活用で移動の利便性が向上

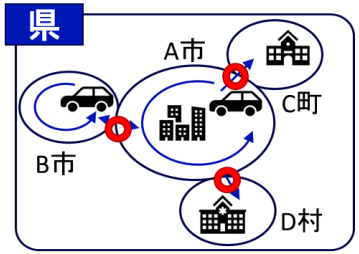

県レベルのリードにより推進

・県レベルのリードにより、基礎自治体の行政区域を越えた活用を推進

・県内の他の基礎自治体や他自治体への横展開を実施

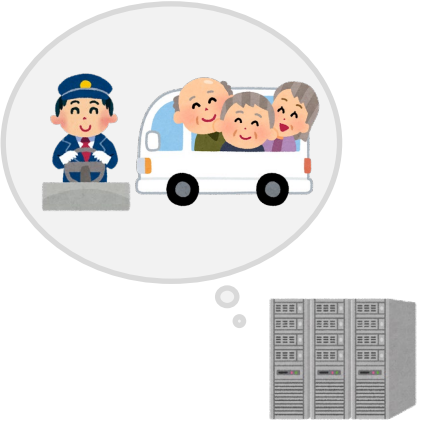

モビリティサービス基盤を構築

・地域の補完的な交通サービスとデータを一元的に管理

・システム調達に係る費用の合理化による自治体の財政負担軽減

・利用者の移動ニーズを把握し、地域交通政策や観光政策に活用

地域交通再構築の方向性

広域の自治体が連携して**モビリティサービス基盤を構築**し、潜在需要の掘り起こしも含め、移動需要を把握し、更なる**地域交通の再構築という好循環を実現**。

現状の地域交通

自治体個別に交通課題へ対応

バス、タクシー等を補完する移動手段が導入されていても、行政区内でしか運行されず、利用者の本来の移動ニーズと運行区域が不一致

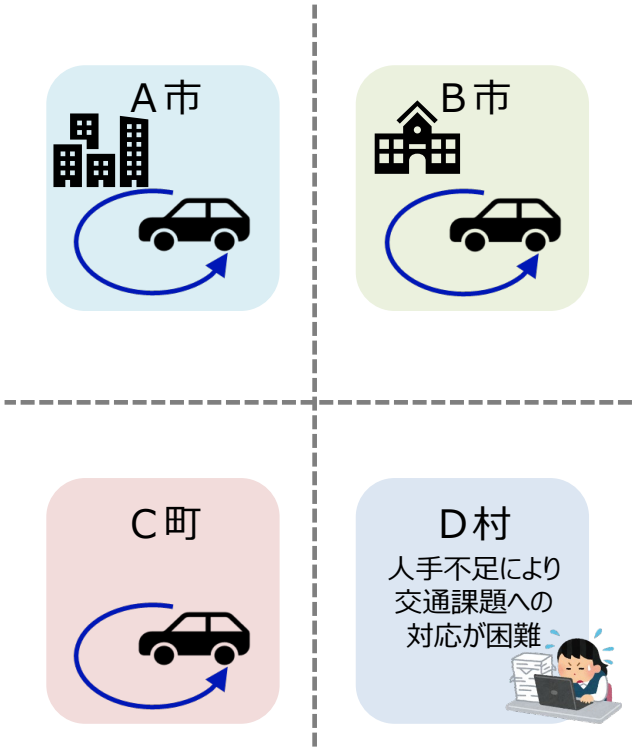

地域交通の再構築

地域の補完的な移動手段を一元的に管理

- 自家用有償旅客運送、AIオンデマンド交通等の車両情報
- 担い手情報　など

配車アプリ
・利用者・移動情報　など

システムにデータ集約

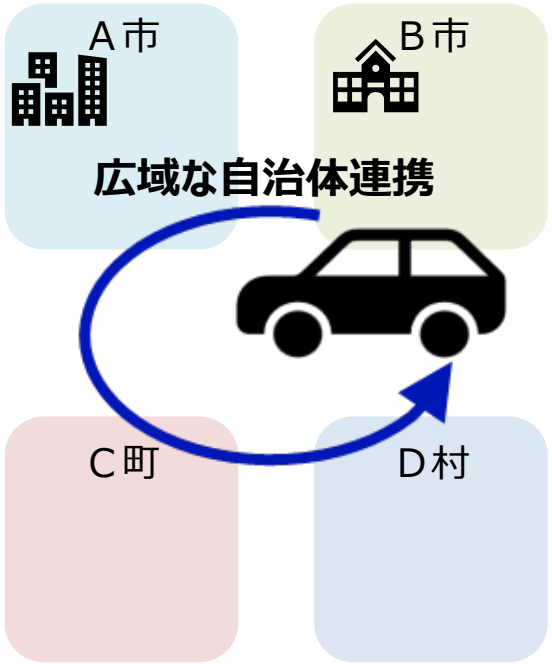

各自治体が
地域交通政策に活用

サービスの利便性向上

地域交通の利用者増
地域の活発化

地域連携で移動の足を確保するためのモビリティサービス基盤の構築

地域交通再構築に向けて、**デジタル田園都市国家構想交付金TYPESを活用し、意欲ある自治体と協力して先導的な取組**を実施。

TYPESにおける事業概要

以下の取組を実現する**「モビリティサービス基盤」**を構築

- 自治体間で連携し、自治体の行政区域を越え、利用者のニーズに合わせた運送サービスを提供
- 地域の移動を支える様々な補完的手段の運行データを一元管理する「運行データ一元管理システム」を構築
- 同システムからデータを得て、利用者の移動需要を把握・分析することにより、当該地域の交通サービスを改善・最適化

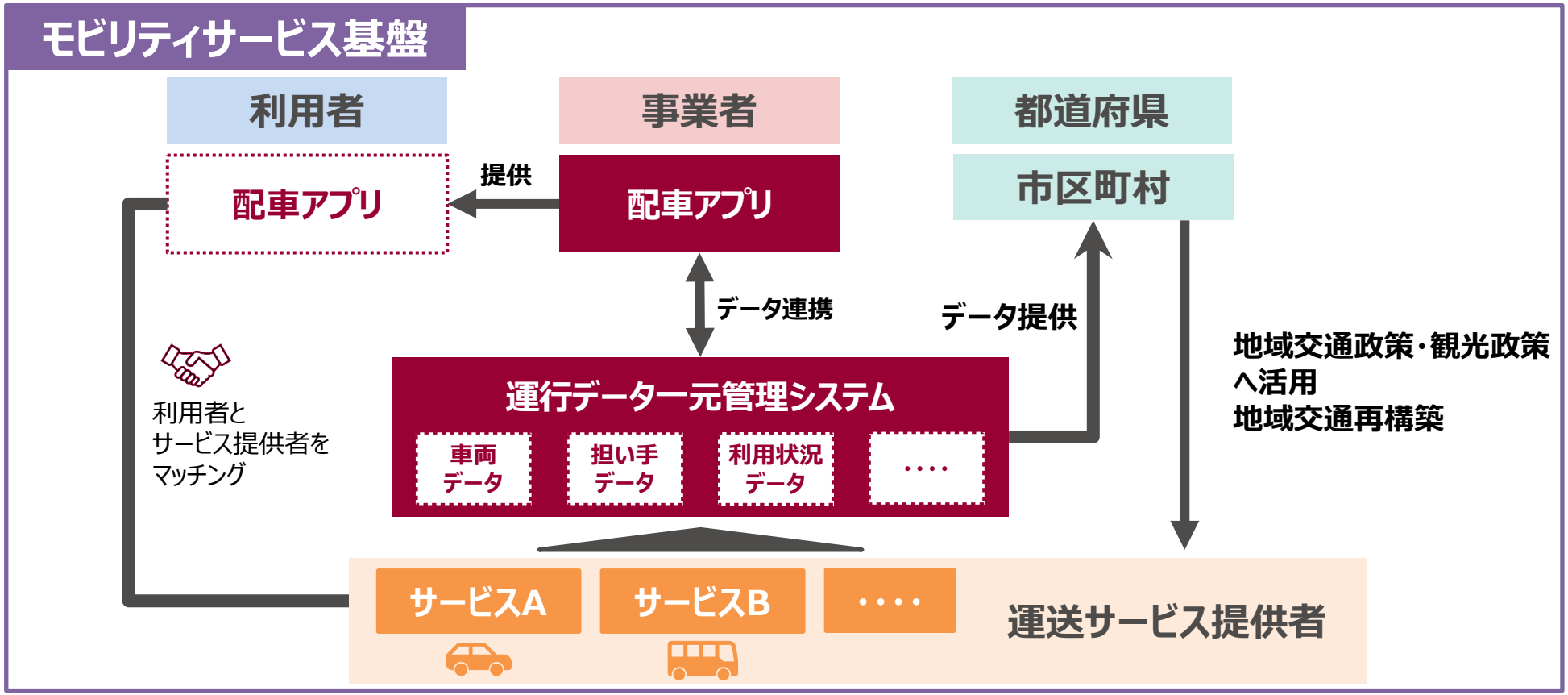

地域連携で移動の足を確保するためのモビリティサービス基盤の構築

「地域連携で移動の足の確保」に向けて

TYPESにおいて、国とともに、先導的実施に取り組む自治体を募集 します

住民や観光客の移動ニーズに寄り添い、便利に移動できる交通環境づくりに向けて一緒に取り組みましょう。

事業要件（全体像）

TYPESにおける「地域連携で移動の足を確保するためのモビリティサービス基盤の構築」における先導的実施に取り組む自治体においては、以下の項目について、各該当ページに示す要件を充たす事業を実施いただきます。

１．事業の対象業務（P.9）

（１）運送サービスの提供業務

（２）地域交通の再構築業務

２．事業において実装するシステム（P.10）

３．事業における検証項目（P.11-12）

（１）システム検証

（２）効果検証

４．事業の成果物（P.13-14）

５．その他（P. 15）

事業要件（対象業務）

１．事業の対象業務

（１）運送サービスの提供業務

- 次の①～③全ての事業を含む業務を対象として、取組の実施が求められます。
- ①については、令和６年度中のサービス提供開始が必要です。また、②及び③については、令和８年度までの開始が求められます。

【対象とする業務】
①自家用自動車や一般ドライバー（普通自動車第一種運転免許保有者）による運送サービスを含むサービスの提供（道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送等）
②自治体間で連携し、自治体の行政区域を越えた移動を可能とする運送サービスの提供
③様々な需要を積極的に取り込むことを企図し、申請する自治体の住民のみならず、区域外から訪れる観光客等当該地域への来訪者も利用可能な運送サービスの提供

（２）地域交通の再構築業務

- 次に掲げる事業を対象として、取組の実施が求められます。

【対象とする業務】
①地域交通の改善・最適化を検討するため、P.10に記載の運行データ一元管理システムから得られるデータを含む複数の移動手段に係るデータ（車両データ、担い手データ、利用状況データ等）の把握・分析

２．事業において実装するシステム

○運行データ一元管理システム及び配車アプリ

- 次に掲げる機能・要件を満たした運行データ一元管理システム及び配車アプリを整備することが求められます。

【運行データ一元管理システムが充たすべき機能・要件】
①地域の移動を支える様々な補完的手段（自家用有償旅客運送、AIオンデマンド交通等の運送サービス）の運行データの一元管理が可能であること
②当該システムにより提供される運送サービスの利用者の移動需要に関する情報を格納・管理し、実施自治体、都道府県等の関係者が必要に応じ閲覧・取得可能であること
③周辺自治体が将来的に当該システムを活用し、運送サービスを提供することが可能となるような、拡張性のあるシステムであること

【配車アプリが充たすべき機能・要件】
①運行データ一元管理システムを活用した運送サービス提供者と利用者のマッチングが可能であること
②地域住民のみならず、観光客等当該地域への来訪者も利用できるものであること

事業要件（検証項目1/2）

３．事業における検証項目

（１）システム検証

- 本事業を通じて、運行データ一元管理システム及び配車アプリについて動作検証を行うとともに、配車アプリとの接続に関する動作検証を行うことが求められます。

【検証すべきシステム項目】
①運行データ一元管理システムと配車アプリの各システムの動作検証
②運行データ一元管理システムと配車アプリの接続に関する動作検証

（２）効果検証

- 本事業による効果検証のため、次ページに掲げる各分野毎に**定量的な**KPIをそれぞれ１つ以上設定し、KPI毎にその設定理由、測定方法及び目標値及び目標値の設定理由について、提案することが求められます。
- なお、KPIの計測・分析結果について、令和6年度においては、交通の改善・最適化及び地域への貢献に係るKPIを除いて、国に対して報告が求められます。また、令和7年度及び8年度においても提案された全てのKPIを継続して計測し、国に対して報告を行うことが求められます。

事業要件（検証項目2/2）

本事業の効果検証に係るKPI項目

分野	KPIの趣旨	目標値
利用状況	運行データ一元管理システムにより提供される運送サービス（当該サービス）の利用状況に係る指標を設定（※利用者数の把握は必須であり、それ以外の指標を設定）。	申請者において要提案
満足度	当該サービスの満足度の向上を図るため、その状況に係る指標を設定。	
サービス水準	当該サービスにおけるサービス水準の向上に係る指標を設定（※自治体の行政区域を越えた運送件数の把握は必須であり、それ以外の指標を設定）。	
地域の交通の改善・最適化	当該サービスの実施による、既存の交通サービスを含めた地域の交通の改善・最適化を測る指標を設定。	
地域への貢献	当該サービスの提供開始が地域に与える影響に係る指標を設定（住民の外出頻度、消費額など）。	

４．事業の成果物

（１）システム関係

➢ 本事業を通じて、以下に掲げる「標準仕様」案を作成・提出することが求められます。

【策定すべき「標準仕様」案の想定】
①運行データ一元管理システム及び配車アプリに係る機能分類（動作環境、デザイン・操作性、情報セキュリティ）とその機能要件
②運行データ一元管理システム及び配車アプリ利用者（乗客、運転手、運行管理会社等）向けに備えるべきシステムの機能分類（予約、配車、ドライバー管理等）とその機能要件
③外部システム・サービスとの連携（システム拡張）
④交通データの収集・分析のためのデータベースシステム構成（エンティティ、属性、リレーション等）

➢ これらの成果物については、取組の横展開にあたり国において活用できるよう、
・実施自治体又は請負事業者において公開前提のものとすること、
・国において自由に複製・改変等すること、
・それらの利用を第三者に許諾することができること、
・任意に開示できるものとすること
が求められます。

４．事業の成果物

（２）実施報告書

- 本事業の実施報告書として、次に掲げる項目を含む報告書を策定することが求められます。

【実施報告書に含むべき項目】

①本事業による効果検証結果（KPIの計測・分析）（地域の交通の改善・最適化及び地域への貢献に係るKPIは除く）
②本事業を通じて明らかとなった運用上のメリットや課題等
③同様のモビリティサービス基盤の横展開を進めるにあたってのポイントや課題等
④同様の運行データ一元管理システムを横展開する場合の費用試算

５．その他の要件

（１）令和7年度・8年度における取組

- 実施自治体においては、令和7年度及び8年度においても、引き続き、本事業で構築したモビリティサービス基盤により、運送サービスを提供することが求められます。

  ※複数年契約に基づくクラウドサービス利用料を複数年度分一括して初年度に費用計上することが自治体の会計ルール上適切に対応できる場合には、交付対象事業の実施計画期間としている３か年を上限として対象経費に含めることが可能です。

- あわせて、事業の効果を計測するためのKPIについて令和7年度及び8年度も継続して計測し、国に報告することが求められます。

（２）横展開に際しての他の自治体への協力

- 実施自治体においては、他の自治体が当該モビリティサービス基盤の構築や同様の取組を検討するにあたり、先導自治体として、本事業で得られた知見を共有（問い合わせ対応、視察受け入れ）する等、協力することが求められます。

５．その他の要件

（３）事業実施スケジュールの提示

- 実施自治体は、実施計画（申請様式）において事業実施スケジュールを**具体的に**示すことが求められます。仕様検討、入札、システム構築・テスト（システム検証）　、実装、運用、成果物の作成など、実装までの年度内スケジュール詳細を記載ください。
- 交付金事業実施年度含め３年間（令和6-8年度）の事業スケジュールを記載いただきます。
- 令和６年度末までにサービスが実装段階に達することを前提としたスケジュールとなっている必要があります（実装開始時期を明記）。ただし、P.9に記載の１．　（１）②、③の運送サービスについてはこの限りではなく、令和８年度末までにサービスが実装段階に達することが求められます。

地域連携で移動の足を確保するためのモビリティサービス基盤の構築：申請単位

１．申請単位

- 自家用車をはじめとする地域の多様な輸送手段や担い手を有効活用した、自治体の行政区域を越える運送サービス提供に取り組む自治体を募集します。
- 自治体（都道府県、市区町村）が事業主体の申請より２件の採択を想定しています。ただし、予算枠との関係で可能な場合、それ以上の事業主体を採択する可能性があります。
- 申請時の留意点は以下の通りです。

【市町村が申請者※1となる場合】
・当該市区町村が所在する都道府県が、①事業実施体制に『参画自治体※2』として加わっていること　②申請前に当該都道府県の内諾がとれていること　の２点いずれも満たしている必要があります。

【都道府県が申請者となる場合】
・都道府県が申請者となる場合は単独申請も可能です。

※1:申請者…事業の実施主体。（申請者は、実施計画（申請様式）P.3「自治体名」に団体名を記載のこと）
※2:参画自治体…申請者と連携し、当該事業に参画する者。（申請者は、実施計画（申請様式）P.10「自治体間の連携体制」に参画自治体名と役割を明記すること。）

申請要件（1/2）

	申請要件	確認方法
①	事業要件を充たす事業の実施	事業要件を充たす事業を実施する旨が表明されているか。 （実施計画（申請様式）P.3の☑チェックボックスへのチェックにより意思確認）
②	自家用自動車や一般ドライバーによる運送サービスの実施	道路運送法第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送制度等を活用した取組であるか。
③	行政区域を越えた運送サービスの実施	自治体の行政区域を越えた移動が可能な取組であるか。（令和６年度中に開始しない場合は、令和８年度までに開始される計画であるか。）
④	来訪者も利用可能な運送サービスの実施	申請する自治体の住民のみならず、区域外から訪れる観光客等も利用可能な取組であるか。（令和６年度中に開始しない場合は、令和８年度までに開始される計画であるか。）
⑤	運送サービスの提供業務の担い手の安全・安心確保	P.9に定める運送サービスの提供業務の担い手の安全・安心を確保するための措置が講じられるか。
⑥	地域交通の再構築	P.9に定める地域交通の再構築業務を目的としたデータの把握・分析を行う取組であるか。
⑦	運行データ一元管理システム・配車アプリの構築	P.10に定める運行データ一元管理システム及び配車アプリの機能・要件が充足されているか。

申請要件（2/2）

	申請要件	確認方法
⑧	KPIの計測・報告	P.12に記載の分野毎に、定量的なKPIが１つ以上設定され、KPI毎に設定理由、測定方法、目標値及び目標値の設定理由が提案されているか。 また、令和7年度及び8年度においても引き続き計測・報告を行うものであるか。
⑨	成果物の提供	P.13に定める成果物の提供に同意するものであるか。 （実施計画（申請様式）P.3の☑チェックボックスへのチェックにより意思確認）
⑩	令和7年度及び8年度における事業の継続	令和7年度及び8年度においても、本事業で構築した運行データ一元管理システムにより提供される運送サービスを提供継続するものであるか。 （実施計画（申請様式）P.3の☑チェックボックスへのチェックにより意思確認）
⑪	横展開に際しての他の自治体への協力	横展開に際し、先導自治体として、他の自治体に協力するものであるか。
⑫	スケジュールの提示	事業実施年度含め３年間（令和6-8年度）の事業スケジュールが記載されているか。 令和６年度（2024年度）末までにサービスが実装段階に達することを前提としたスケジュールとなっているか。（１．（１）②、③を除く）
⑬	都道府県の参画もしくは申請	参画自治体として実施推進体制に加わることにつき当該都道府県の内諾を得ているか。もしくは都道府県自身が申請者であるか。

評価項目（1/2）

評価項目		評価基準	配点
1	事業実施体制の構築		25
①	申請自治体内担当部局の実施体制の確立	自治体内における要員の数及びそれぞれの役割が具体的・明確に記載されているか。	7
②	関係課室や他自治体との連携	関係課室間との連携体制（福祉、教育、商工等交通担当部局以外との連携体制を含む）や参画自治体間との連携体制が構築されているか。	9
③	キーパーソンの関与	デジタル人材の有無、首長等幹部のコミットメントなど、事業を効果的・迅速に推進するための体制が構築できているか。	9
2	KPI		15
①	KPIの適切性	設定理由及び測定方法が具体的であるか、また、目標値が設定理由に照らして合理的であるか。	15
3	横展開への協力		9
①	横展開に際しての他の自治体への協力	同様の取組を横展開するにあたり、先導自治体として、他の自治体における円滑な導入をサポートするために、積極的かつ適切な協力を行う予定であるか。	9

評価項目（2/2）

評価項目		評価基準	配点
4	事業内容		33
①	具体性・創意工夫	事業の実施により、解決に取り組む地域課題や将来的に実現したい地域像が明確かつ具体的に示されているか。	9
		自家用自動車や一般ドライバーによる運送サービスの円滑な導入に向けた創意工夫や具体的なスケジュールが示されているか。	6
		行政区域を越えた運送サービスの円滑な導入に向けた創意工夫や具体的なスケジュールが示されているか。	6
		来訪者も利用可能な運送サービスの円滑な導入に向けた創意工夫や具体的なスケジュールが示されているか。	6
		運行データ一元管理システム・配車アプリ構築の内容が具体的に示されているか。	6
5	事業計画		18
①	実装計画	令和6年度における実施スケジュールが具体的かつ合理的であるか。交付対象事業費について、適切な経費項目に分類した上で、具体的に記載されているか。	9
②	運営計画	令和7年度及び8年度における本事業で提供するサービスの運送サービスの利用の拡大・改善に向けた取組が具体的に記載されているか。	9

実施計画（申請様式）概要

事業内容

・申請者情報
・事業要件を充たす事業を実施する旨の表明
・成果物の提供・開示に関する同意、事業継続意思表明
・事業概要（目的、内容、イメージ図、システム図、エリア図等）
・KPI

事業推進体制

・申請主体庁内（担当部局）の体制
・関係部門の役割・体制、デジタル人材、首長等幹部の関与、自治体間の連携体制）
・他の自治体との連携体制

事業計画（実装計画、運営計画）

・実装計画（事業実施スケジュール、事業経費内訳）
・運営計画（令和7年度及び8年度の本事業で提供するサービスの利用の拡大・改善の取組）

横展開に向けた協力

・他の自治体への横展開に向けた協力内容

デジタル教材・学習データの活用促進に向けた基盤整備【募集要項】

事業全体像

目的 背景	児童生徒の特性に応じた主体的な学びを引き出し、これを支援するという教育が求められている中、そのための効果的手段であるデジタル教材等が、全国の学校教育で日常的に有効活用されることが求められている。 しかしながら、一般に、教材等の導入・活用の判断は、制度上、各学校・市町村教育委員会等に帰属する結果、比較的新しくその効果的活用のノウハウやスキルが広く普及していないデジタル教材等の活用の程度については、学校・自治体ごとの格差が大きい。 このような状況を踏まえ、本事業は、全国の児童生徒が、どの学校、市町村にあっても、デジタル教材等を効果的に導入・活用した教育を受けられるようにすることを目指し、すべての学校で使え、教師が利用しやすい、デジタル教材等の共有利用基盤を整備することを目的とする。
対象団体	都道府県
対象事業	以下の事業を対象とする。１～２は必須事業とし、３は任意とする。 1 都道府県教育委員会（総合教育センター等）に、デジタル教材等のプラットフォームを設け、<u>１回分の授業で扱う項目ごとに、デジタル教材等（指導案（略案）・授業用デジタル教材（動画、ワークシート等）・デジタルドリル）をパッケージで利用できる環境を試行的に整備</u>する 2 学校・市町村教育委員会の参加を得て、プラットフォームを通じたデジタル教材等の利活用と効果測定等を行うことで、<u>教師の使いやすいプラットフォームの構成や、効果的なデジタル教材等の在り方（標準仕様等）を検討</u>する 3 併せて、AI等による学習データの分析により、例えば、児童生徒の特性に応じたコンテンツ等を提案するなど、学びの充実と授業改善に向けたAI等の活用可能性を検討する
KPI []：基本目標値	アウトプット指標：デジタル教材等の作成数 ［ 週2コマの教科で1学期間に20コマ以上を作成）］ デジタル教材等の利用状況 ［ 先行実装校対象教科での利用、原則100% ］ アウトカム指標：・デジタル教材等の内容・使用感等の評価（教師・児童生徒からのフィードバックによる課題の把握（デジタル教材等の活用による主体的学び実現に向けた国での議論に反映）） ※デジタル教材等の効果や更なる改善点などをアンケートやヒアリングにより測定 ・プラットフォームの整備による授業準備等の負担軽減の評価（教師からのフィードバックによる効果や課題の把握（学校の働き方改革に係る国での議論に反映）） ※授業準備等に要する時間及び負担感の減少度合いなどをアンケートやヒアリングにより測定

事業全体像（事業スキーム例）

実施主体（都道府県）

A県

設置

検証推進委員会（仮称）
※学校関係者、民間事業者、有識者（大学教員等）で構成
※事務局を委託することも可

・デジタル教材等をプラットフォームで提供
（ 授業用デジタル教材（動画、ワークシート等）、
デジタルドリル（MEXCBT搭載問題等）、
指導案をパッケージで整備）
・学習データの活用可能性の検討
（AIによる分析を踏まえた、学習コンテンツ提案等）
・効果分析・検証等の実施
（授業準備負担削減、こどものニーズへの対応等）

事業者A
事業者B

デジタル教材等の提供
開発費等の支払い

2学期各コマ分のデジタル教材等の利用環境を提供
学習データ等の提供

検証事業を推進
検証の成果の取りまとめ

成果物
1 全授業コマ分のパッケージ詳細一覧
2 教師の使いやすいプラットフォームの標準仕様
3 AIの活用による効果的な学習データの分析手法事例
（3は事業対象とした場合のみ）

効果的なコンテンツを都道府県下でさらに展開

他地域へ横展開

先行実装校

小中学校等（10校程度）※高校等は任意

デジタル教材等を日々の授業で活用

事業要件（１/４：対象事業、実施主体など）

１　対象事業の規模・内容

（１）整備するデジタル教材等

１回分の授業で扱う項目ごと（各授業コマごと）に、**①指導案（略案で可）②授業用デジタル教材（動画、ワークシート等）③デジタルドリルのパッケージ**

（２）対象教科：**少なくとも小学校１教科、中学校１教科以上**

（３）検証期間（学校現場での教材運用期間）：**４か月程度**

２　実施主体の体制

（１）実施主体：**都道府県**

（２）先行実装校：都道府県内全体で**小学校及び中学校合計10校程度（ただし、高等学校等を含めることも可）**

（３）実施体制：学校関係者、民間事業者、有識者（大学教員等）等で構成すること

３　スケジュール（※時期は参考）

（１）令和６年７～８月　コンテンツ作成、指導案作成、研修等実施

（２）令和６年９～12月　デジタル教材等を利用した授業の実施

（３）令和７年１～３月　検証データ等の分析、報告書作成等

４　成果物

（１）全授業コマ分のパッケージ詳細一覧

（２）教師の使いやすいプラットフォームの標準仕様

（３）AIの活用による効果的な学習データの分析手法事例（但し、事業対象とした場合のみ）

５　横展開

他の地域への横展開に協力すること

・仕様の公開、問い合わせ対応など他の地域への横展開に関する協力をすること

・本事業での取り組みについては、他の地域で同様のサービスを実装しようとした場合に参考とできるよう、どのようなプロセスでどのような関係者とどのように取り組みを進めたかをナレッジとしてまとめ、手順書としても利用可能な形の資料を公開する。他地域からの問い合わせや視察に対応するなど、協力内容について具体的に記載すること

事業要件（２/４：システム１/２）

６　事業において実装するシステム

（１）デジタル教材等

次に掲げる機能・要件を満たし、所定の科目において学期（４か月程度）を通じて授業に用いられるものとして、授業コマごとに、デジタル教材等（指導案、授業用デジタル教材、デジタルドリル）を一体的に整備することが求められる

【デジタル教材等の基本要素】

①指導案
②授業用デジタル教材（動画、ワークシート等）
③デジタルドリル
※通期の授業内容について、授業コマごとに上記①～③の要素を一括で整備することが必須

【それぞれの要素に求められる基本機能】

＜指導案＞
①－１：教員用端末で利用可能なもの
②－２：準拠する教科書、及び①の授業用デジタル教材の構成・内容と連動した内容を有するもの
③－３：教員の指導内容・カリキュラムの見直しに対応し、教員の手で必要な編集等が可能なもの

＜授業用デジタル教材＞
①－１：児童・生徒用GIGA端末での利用が可能なもの

＜デジタルドリル＞
②－１：児童・生徒用GIGA端末での利用が可能なもの
②－２：教員側で回答集計・採点等が一括で対応できるもの
②－３：児童生徒の端末で利用する際に自動採点ができるもの

事業要件（３/４：システム２/２）

６　事業において実装するシステム

（２）デジタル教材等のプラットフォーム
次に掲げる機能・要件を満たす形で、デジタル教材等の一括管理・利用に資するプラットフォームをあわせて構築すること

【プラットフォームに求められる基本機能】
①科目・授業コマごとに、関連するデジタル教材等が整理・閲覧・取得ができるもの
②（単一の学校内に閉じず、）域内の学校・教育委員会等で共同利用が可能なもの

事業要件（４/４：検証項目）

７　事業における検証項目

（１）システム検証

本事業を通じて、新たに構築する情報連携基盤について動作検証を行うとともに、
各システム間の接続に関する動作検証を行うことが求められる

・デジタル教材等の動作検証
・デジタル教材等プラットフォームの動作検証
・デジタル教材等とデジタル教材等プラットフォームの接続に関する動作検証

※本事業で構築するシステムの広域展開に向けた費用試算の参考とするため、
本事業におけるシステム構築に要する費用の見積もり等の提出を求めることがあります

（２）デジタル教材等の内容

デジタル教材等の内容の検証にあたっては、コンテンツを選定または作成するための検証委員会を組織するものとする。

また、検証委員会は、複数基礎自治体の学校関係者（指導主事や教科担当教員）及び教科や教科教育法に関係する大学教員等をもって構成するものとする。

（３）効果検証

本事業による効果検証として、P.2に記載の各KPIについて計測し、報告することが求められる（KPIについては、令和７年度及び８年度においても継続して計測し、国に対して報告を行うことが求められる）

なお、P.2に示す基本目標値よりも高い目標値を設定する場合や、P.2に示す項目以外に有益な項目をKPIとして独自に設定する場合は、加点要素となる

実施計画書概要

１基本情報

・申請者情報

２サービス内容（仕様への適合性）

・事業成果を複数年にわたって計測するためのKPI
・サービス内容、検証方法

３他地域への横展開

・横展開に関する協力

４実施体制

・教育庁内の実施体制、学校関係者、民間事業者、有識者等を含む事業体制
・PDCAの実施体制、PDCAの方法

５事業計画（実装計画、運営計画）

・実装計画（実装までのプロセス・スケジュール、事業経費内訳）
・運用計画（実装後２年間のスケジュール、収支予定）

申請要件

番号	申請要件	具体的な確認項目
1	実施主体が抱える現状の課題解決に取り組むものであるか	・与件の整理、課題設定又は実現したい将来像が記述されているか ・交付対象事業の成果を複数年に渡って計測するためのKPIが設定されているか
2	使いやすいサービスを実装するための取り組みとなっているか	・交付対象事業の成果が利用者を裨益するものとなっているか ✓ 事業前に利用者に対して、利用しやすい教材の種類や形態（発表・表示用、実験観察・体験用、情報記録用　等）、アクセスしやすい共有方法について、ヒアリング等の調査を行う計画があるか ✓ 検証後に利用者に対して、授業準備時間の軽減や、使用感などのヒアリングやアンケート等の調査を行う計画があるか
3	事業を実施するための体制が確立されているか	・実施体制が確立されているか ✓ 都道府県及び学校の担当者とその分担業務が明記されているか ・デジタル教材等の検証にあたっては、学校関係者、民間事業者、有識者等で構成する推進体制を設けているか
4	横展開に関する協力をする意思があるか	・他の地域への横展開の協力内容が具体的に記述されているか

評価項目（1/2）

番号	評価項目	評価基準	配点	
1．事業の規模				２０
1-1	参加主体の確保	先行実装校として参加する学校数	１０	１０
1-2	事業の規模	対象教科数が多いか、又は対象教科に多様性・網羅性があるか	１０	１０
2．事業の内容				２５
2-1	事業内容の具体性	事業内容が具体的かつ詳細に記載されているか	5	１５
2-2		検証推進委員会（仮称）の設置など、事業内容・効果に係る検証の体制が適切に構築されており、その検証方法が具体的に記載されているか	１０	
2-3	事業設計の適切性	基本目標値以上の目標値を設定するものであるか P.2に定める項目以外に有益な項目をKPIとして独自に設定するものであるか	１０	１０
3．広域展開への協力				１０
3-1	先導的プロジェクトとしてのモデル性	横展開がしやすいモデルとなっているか	5	１０
3-2		他の地域への横展開の協力内容が具体的かつ有益であるか	5	

評価項目（2/2）

番号	評価項目	評価基準	配点	
４．実施体制の適切性				２０
4-1	事業実施体制	教育庁内における実施体制が確立されているか	5	１０
4-2		学校関係者、民間事業者、有識者等を含む検証推進委員会（仮）の実施体制が構築されているか	5	
4-3	PDCAの実施体制・実施方法	交付対象事業の実施状況を評価・分析するためのPDCAサイクルの実施体制が構築されているか	5	１０
4-4		PDCAサイクルの実施方法が具体的に記載されており、効果を期待できるものとなっているか	5	
５．事業計画・運営計画の妥当性				２５
5-1	事業計画（事業立ち上げ初年度）	実施方法に具体性があり、実現可能なものとなっているか	5	１５
5-2		交付決定から仕様作成、入札、開発、検証など、実装までのスケジュールが具体的であり、かつ、実現可能なものとなっているか	5	
5-3		交付対象事業費について、適切な経費項目に分類した上で、具体的に記載されているか	5	
5-4	運営計画（交付対象事業終了後（実装後）２年間）	令和７年度及び令和８年度におけるサービスの収支予定が具体的に記載されており、当該２年間におけるサービスの継続運営に係る費用の財源が確保されているか	5	１０
5-5		令和７年度及び令和８年度におけるサービスの利用拡大・改善に向けた取組が具体的に記載されているか	5	

多様な人材の活用に向けたオンライン授業ソリューションパッケージの整備【募集要項】

事業全体像

目的・背景	教育における「多様な学び」が求められている中、中山間地域や離島の小中学校においては他校との交流の機会が限定的で、配置された教員以外の教師や民間人材に接することは容易でない。この点、オンライン教育の活用は、こういった困難な環境を克服し、多様な学びを実現する上での有効な方策として期待されているが、多くの学校現場では、オンライン授業の相手方を探す伝手やノウハウの蓄積がないこと等により実践が進みづらい状況である。 このため、本事業では、オンライン教育を日常的に実施できる環境を全国で実現することを目指して、①オンライン合同授業等を行おうとする教師間で必要となる、授業計画の策定や、それに関連する情報・ノウハウの共有を容易にする「コミュニティ機能」と、②オンライン授業の発信者となる専門性の高い教師や民間人材をリスト化し、当該リストに掲載される発信者と、受信者となる教師とをつなぐ「マッチング機能」などを備えた「オンライン授業ソリューションパッケージ」を作成し、全国への横展開可能な共通利用基盤となり得る先行事例を作ることを目的とする。
対象団体	都道府県及び３以上の基礎自治体
対象事業	以下の事業を対象とする。１は必須事業とし、２は任意とする。 １　複数学校間でコミュニティを形成し、オンライン合同授業等に係る教師同士の情報交換、ディスカッション、送信側と受信側のマッチング、複数校での時間割の共有、合同授業の簡易なスケジュール設定、教師のICTに係る知識やスキルをサポートすることができるサービスを構築し、検証を行う ２　都道府県の提案として、AIの活用により、オンライン授業用の素材やオンライン合同授業の授業計画等を提案する機能の実装可能性を検討する場合は対象とする
KPI []:基本目標値	アウトプット指標：・オンライン授業実施回数［ 20回以上（少なくとも各校複数教師が１回ずつ以上） ］ ・発信者リストの参照数（セッション数） アウトカム指標：・授業の評価（教師・児童生徒からのフィードバックによる課題の把握（多様な学びの実現に向けたオンライン教育の推進に係る国での議論に反映）） ・民間人材による授業の実施回数
イメージ図	次ページ参照

想定イメージ

コミュニティ機能

複数自治体間でオンライン授業の計画・実施のためのコミュニティを構築

教師同士の情報交換、ディスカッションができる環境を構築し、ファシリテーターのもと、授業用の素材や合同授業の授業計画等を共同で作成する
また、作成した授業計画や授業素材、実施した授業動画を、アーカイブし共有する

マッチング機能

発信側の教師や民間人材と受信側をつなぐ

発信者となることを希望する専門性の高い教師や民間人材のリストを作成・共有し、。利用者が、「小学校　プログラミング」など検索できる機能により、発信側と受信側をつなぐ

その他の機能

スケジュール機能

複数校の時間割を共有し、オンライン授業のURLを簡易に設定

アドバイザー機能

アドバイザー機能で教師のICTに係る知識、スキルを全面的に支援

通信機器、ネットワーク環境の整備

通信ネットワーク環境のアセスメントを実施し、適切な速度等を検証し、必要な光回線の敷設などを行う

【背景】オンライン教育の促進に向けた制度改正

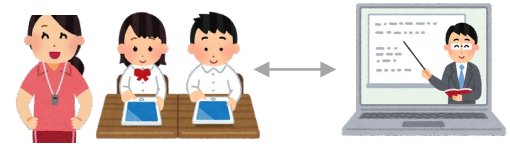

オンライン教育の活用を促進するため、学校現場で創意工夫を発揮できるよう、児童生徒のいる教室の教員配置要件の明確化（2023年度中に着手）

「個別最適な学び」「より高度な学び」の実現

小規模校を含め、専科教員や、専門性の高い教員（プログラミング等）による指導を充実

小規模校では実施が困難な、合同授業、習熟度別授業等を充実

※教師・児童生徒へのアンケート等により効果を測定

事業要件（1/3）

1　対象事業

小中学校のオンライン合同授業のためのコミュニティを形成し、各機能について４か月程度の検証を行うこと

2　実施主体の体制

（１）実施主体：**都道府県及び３以上の基礎自治体**

（２）先行実装校：都道府県内全体で**小中学校合計１０校以上**

3　スケジュール（※時期は参考）

（１）令和６年６～８月　発信者リスト作成、コミュニティ構築のための要件定義

（２）令和６年９～12月　４か月程度先行実装校において、オンライン授業を実施し、各機能の検証を行う

（３）令和７年１～３月　検証データ等の機能分析報告書作成等

4　成果物

後述の７② a)～e)の各機能にかかる標準仕様の策定

5　横展開

他の地域への横展開に協力すること

・仕様の公開、問い合わせ対応など他の地域への横展開に関する協力をすること

・本事業での取り組みについては、他の地域で同様のサービスを実装しようとした場合に参考とできるよう、どのようなプロセスでどのような関係者とどのように取り組みを進めたかをナレッジとしてまとめ、手順書としても利用可能な形の資料を公開する。他地域からの問い合わせや視察に対応するなど、協力内容について具体的に記載すること

事業要件（2/3）

6　コミュニティ構築に向けた戦略策定

P. 2 に掲げるKPIを達成するための戦略を策定すること

7　コミュニティ構築のための要件定義

① ヒアリング

コミュニティの構築にあたり、学校現場の教師等に対するヒアリングを行うこと

② 機能要件

次に掲げる機能を満たし、各機能について４か月程度（9～12月）の検証を行うこと

【各機能の基本要素】

各機能の基本要素は以下のとおり。ただし、a)b)e）は必須とし、c)d)は任意とする

a）コミュニティ機能
b) マッチング機能
c) スケジュール機能
d) アドバイザー機能
e) 通信機器、ネットワーク環境の整備

事業要件（3/3）

【それぞれの要素に求められる基本機能】

＜コミュニティ機能＞

複数学校間でオンライン授業の計画・実施するための機能

a)-1： ファシリテーターのもと、教師同士の情報交換、ディスカッションができる環境を構築し、授業用の素材や合同授業の授業計画等を共同で作成できること

a)-2： 作成した授業計画や授業素材、実施した授業動画を、アーカイブし共有できること

＜マッチング機能＞

発信側となる専門性の高い教師や民間人材と、受信側をマッチングするための機能

b)-1：発信者となる人材に係る情報（例：担当できる科目や領域/講師歴/授業の感想　等）が整理・可視化されていること

b)-2：利用者が発信者リストにある人材のコンタクト先がわかること

b)-3：利用者が求める人材に係る情報（例：担当できる科目や領域/実施時期　等）が整理・可視化されていること

＜スケジュール機能＞

c)-1： 複数校の時間割を共有できること

c)-2： オンライン授業用のURLを設定可能とし、メールを送付できること

＜アドバイザー機能＞

d)-1： 教師のICTに係る知識、スキル等を支援できるオンラインサポートデスクを設けること

＜通信機器、ネットワーク環境の整備＞

e)-1：通信機器、ネットワーク環境のアセスメントの実施し、適切な速度等を検証すること（結果に応じて、光回線の敷設などの対応を行うこと

8　事業における検証項目

本事業による効果検証として、P.2に記載の各KPIについて計測し、報告することが求められる。（KPIについては、令和７年度及び８年度においても継続して計測し、国に対して報告を行うことが求められる。）

なお、P.2に示す基本目標値よりも高い目標値を設定する場合や、P.2に示す項目以外に有益な項目をKPIとして独自に設定する場合は、加点要素となる

申請要件

番号	申請要件	確認方法
1	実施主体が抱える現状の課題解決に取り組むものであるか	・与件の整理、課題設定又は実現したい将来像が記述されているか ・交付対象事業の成果を複数年に渡って計測するためのKPIが設定されてるか
2	使いやすいサービスを実装するための取り組みとなっているか	・交付対象事業の成果が利用者に裨益するものとなっているか ✓　事業実施前に利用者に対してヒアリングを行う予定か （ヒアリング項目例） ・コミュニティ機能：ディスカッションしたいテーマ、 ディスカッションを活発に行うために欲しい機能　等 ・マッチング機能：各科目のどの領域に民間人材をとりいれてみたいか、 検討にあたり民間人材のどんな情報が知りたいか　等 ✓　検証後に利用者に対して使用感等のアンケート調査を行う予定か （アンケート項目例） ・コミュニティ機能：有益と思う機能、欲しい機能は何か、 何回コメントを行ったか　等 ・マッチング機能：発信者リストの何人に連絡したか、 授業が実現したことが何回あったか　等
3	事業を実施するための体制が確立されていること	・実施体制が確立されているか ✓　都道府県、基礎自治体、学校の担当者とその分担業務が明記されているか
4	横展開に関する協力をする意思があるか	・他の地域への横展開の協力内容が具体的に記述されているか

実施計画書概要

１基本情報

・申請者情報
・事業概要

２サービス内容（仕様への適合性）

・与件の整理、課題設定（事業によって解決できること）
・事業成果を複数年にわたって計測するためのKPI
・サービス内容（コンセプトを含む）、実証方法

３他地域への横展開

・横展開に関する協力

４実施体制

・教育委員会（または教育委員会事務局）における実施体制
・PDCAの実施体制、PDCAの方法

５事業計画（実装計画、運営計画）

・実装計画（実装までのプロセス・スケジュール、事業経費内訳）
・運用計画（実装後２年間のスケジュール、収支予定）

評価項目（1/2）

番号	評価項目	評価基準	配点	
1．基本情報（事業概要）			5	
1-1	機能の充実	任意機能が実装される予定か	5	5
2　サービスの内容			50	
2-1	事業設計の適切性	基本目標値以上の目標値を設定するものであるか P.2に定める項目以外に有益な項目をKPIとして独自に設定するものであるか	5	5
2-2	事業内容の具体性	事業内容が具体的かつ詳細に記載されているか	5	10
2-3		戦略が具体的に記載されているか	5	
2-4		コミュニティ機能が具体的に記載されているか	5	30
2-5		コミュニティが活性化するための創意工夫があるか	10	
2-6		マッチング機能が具体的に記載されているか マッチングのための発信者リスト作成方法が具体的か	5	
2-7		マッチングが多数成立するための創意工夫があるか	10	
2-8	他地域への横展開	他の地域への横展開の協力内容が具体的かつ有益であるか	5	5

評価項目（2/2）

番号	評価項目	評価基準	配点	
３．実施体制の適切性			20	
2-1	事業実施体制	都道府県及び基礎自治体における実施体制が確立されているか	10	10
2-2	PDCAの実施体制・実施方法	交付対象事業の実施状況を評価・分析するための実施PDCAサイクルの実施体制が構築されているか。	5	10
2-3		PDCAサイクルの実施方法が具体的に記載されており、効果を期待できるものとなっているか	5	
４．事業計画			25	
3-1	事業計画（事業立ち上げ初年度）	実施方法に具体性があり、実現可能なものとなっていること	5	15
3-2		交付決定から仕様作成、入札、開発、試行など、実装までのスケジュールが具体的であり、かつ、実現可能なものとなっているか	5	
3-3		交付対象事業費について、適切な経費項目に分類した上で、具体的に記載されているか	5	
3-4	運営計画（交付対象事業終了後（実装後）２年間）	令和７年度及び令和８年度におけるサービスの収支予定が具体的に記載されており、当該２年間におけるサービスの継続運営に係る費用の財源が確保されているか	5	10
3-5		令和７年度及び令和８年度におけるサービスの利用拡大・改善に向けた取組が具体的に記載されているか	5	

広域災害において切れ目のないきめ細やかな被災者支援を展開するためのデジタル技術の活用【募集要項】

概要

（広域災害において切れ目のないきめ細やかな被災者支援を展開するためのデジタル技術の活用）

○　令和６年能登半島地震のように、市町村の区域を跨ぐ広域災害においては、通常の災害とは異なる特徴がある（下図参照）。

○　このような状況でも、被災者に切れ目のない細やかな支援を行うためには、通常の災害とは異なり、都道府県が、被災者情報の管理を行う上で一定の役割を果たす必要がある。

○　都道府県が当該役割を果たすため、発災直後から市町村の区域を越えて被災者情報を共有できる広域被災者データベースの開発等を先導的に行う都道府県を募集する。

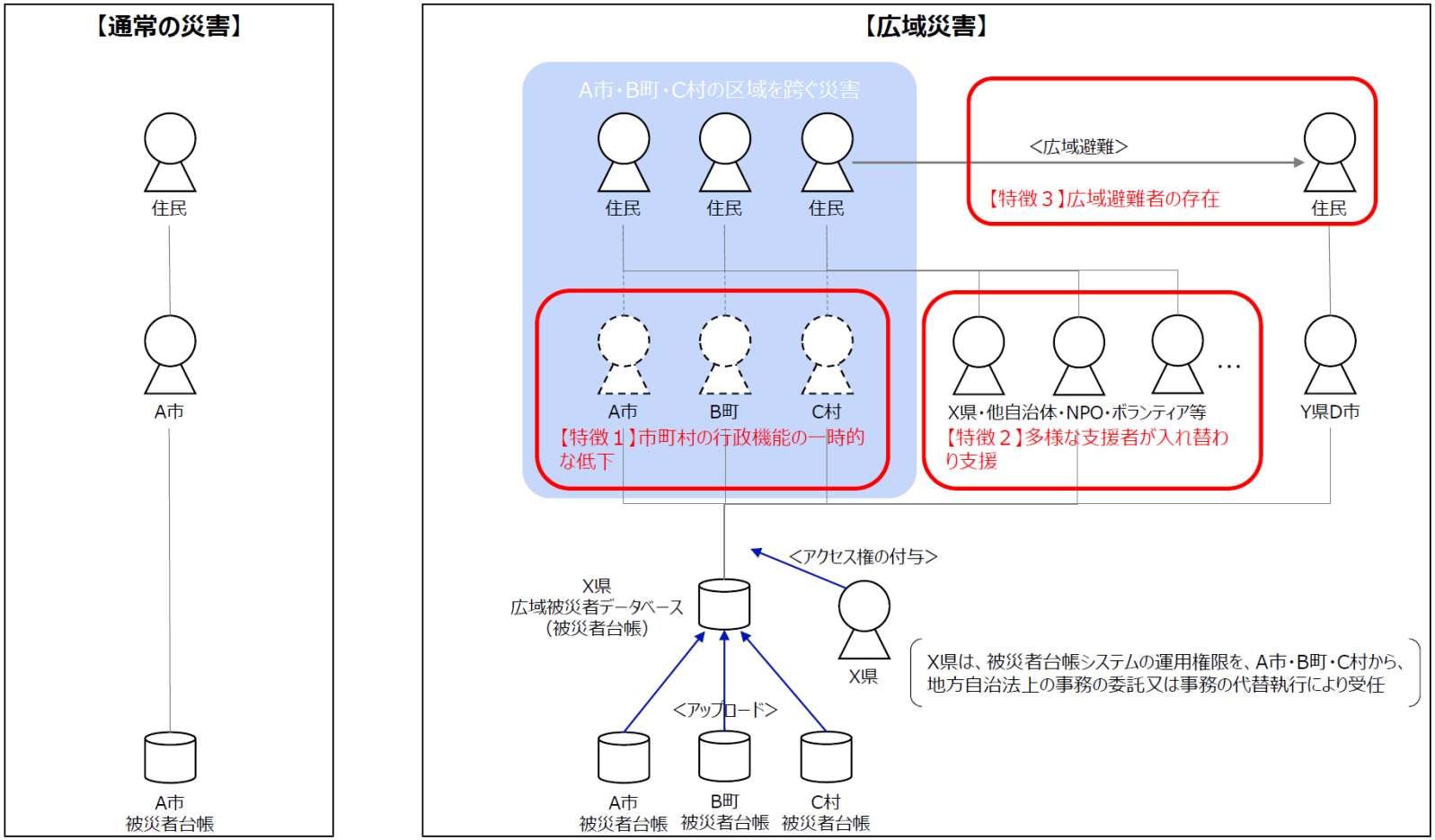

進め方

（広域災害において切れ目のないきめ細やかな被災者支援を展開するためのデジタル技術の活用）

○本プロジェクトにより得られたソリューションは、広域災害が発災した際に他の都道府県も活用できるよう、全国展開をすることを前提としているため、次の進め方を想定している。

①多様な関係者で構成する検討体制

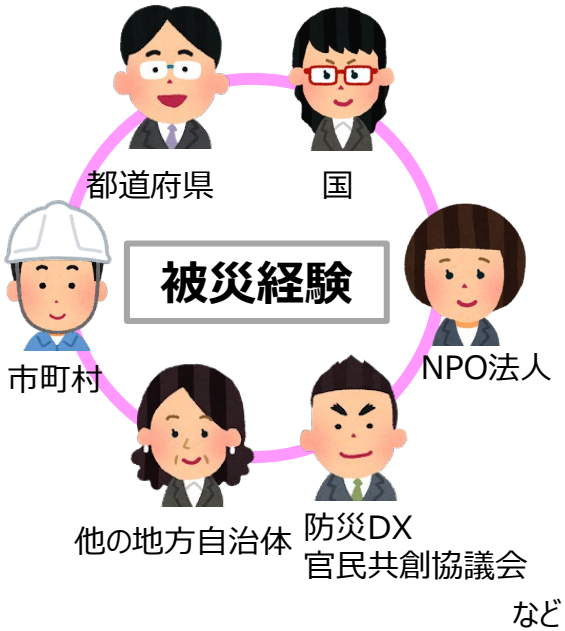

②検討会の議論を踏まえたアジャイルな開発

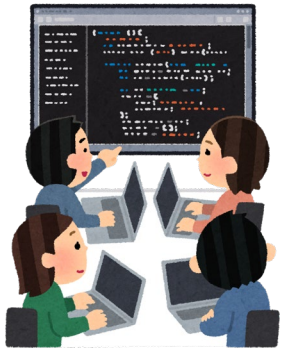

※被災者支援のために必要な情報を適切に共有できるよう、個人情報の共有の範囲や取り扱いについて対応を明確化することも検討

③広域被災者データベース・システムの全国展開
※仕様書（業務フロー含む）や導入手順書の提供等

事業要件（１／６）

１．申請単位

○　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）に基づき激甚災害に指定された災害のうち、広域災害（市町村の区域をまたがる災害をいう。以下同じ。）の被災経験を有する都道府県を募集する。

２．選定における必須項目

（１）広域災害において切れ目のないきめ細やかな被災者支援を展開するための広域被災者データベース・システムの開発を含めたソリューションの構築

○　市町村の区域に跨る広域災害においては、通常の災害と異なり、①市町村職員も大きく被災することでその行政機能が一時的に麻痺し、限られたリソースを、本来市町村が果たすことが特に求められる役割を果たすことに集中せざるを得ない、②平時は市町村の区域外で活動する支援者が、日々入れ替わりながら被害者支援を行う頻度が高くなる、③被災者が、市町村の区域外へ広域的な避難を行う必要が発生する等の特徴が挙げられる。

○　このような広域災害であっても、支援を必要とする被災者を把握し、必要とする支援を被災者に提供する、切れ目のないきめ細やかな被災者支援を展開するためには、通常の災害とは異なり、都道府県が、被災者情報の管理を行う上で一定の役割を果たす必要がある。

○　具体的には、都道府県は、市町村の機能が一定の回復を見られるまで、市町村の被災者台帳から必要なデータを受領し管理することや、多様な関係者が同一の被災者に対して行う支援の記録や共有を行えるようアクセス権を付与すること等が求められる。

○　都道府県がそのような役割を果たすために、関係者を含めたBPRを前提とした業務フローを整理するとともに、発災直後から市町村の区域を越えて被災者情報を共有できる広域被災者データベースやその役割を果たすために必要な機能を有するシステム（以下「広域被災者データベース・システム」という。）の開発を行い、当該広域被災者データベース・システムの導入手順書の策定を求める。

（２）ＫＰＩの測定

○ 本事業による効果検証として、以下に掲げるKPIについて計測し、報告すること。

(a) 通常の災害における被災者台帳システムを増強する項目に関するKPI

① 広域被災者データベース・システムを利用しない場合に比べて、広域被災者データベース・システムを利用した場合において、個別訪問等で収集した要配慮の被災者の情報を、支援実施担当者間で共有するために要する時間の削減割合：要配慮の被災者一人あたり３割削減

② 広域被災者データベース・システムを利用しない場合に比べて、広域被災者データベース・システムを利用した場合において、被災者が市町村の区域外へ広域避難した被災者情報を、被災元自治体と避難先自治体との間で共有するのに要する時間の削減割合：広域避難した被災者一人あたり３割削減

③ 広域被災者データベース・システムを利用した被災者支援を行う職員が非常に満足した又は満足した者の割合度：基本目標値７割以上

(b) 都道府県が市町村に代替して被災者情報を管理する項目に関するKPI

④ 広域災害において、市町村が被災者台帳システムを個別に構築運用した場合における、被災者台帳関連業務に係るトータルの作業時間に対し、都道府県が広域被災者データベース等を構築した場合における、被災者台帳関連業務に係るトータルの作業時間が下回ること

(c) 全国展開に関するKPI

⑤ 開発に関わった職員のうち、申請都道府県以外の都道府県の職員が当該広域被災者データベース・システムの導入を強く希望する又は希望する者の割合：基本目標値７割以上

○ なお、基準目標値以上の高い目標値を設定すること、上記の項目以外のKPIを独自に設定することは妨げない。

事業要件（３／６）

（３）多様な関係者で構成する検討体制の整備・運用

○　（１）を実現するため、多様な関係者で構成する検討体制を構築すること。

○　当該検討体制の中で検討した結果を広域被災者データベース・システムの開発に活かし、更なる課題を当該検討体制で検討をする、というサイクルを繰り返しながら、当該システムの質を高めること。

○　申請都道府県内における実施体制を記載すること。
（申請都道府県内における要員の数及びそれぞれの役割、関係する課室間の連携体制、首長等幹部のコミットメント、申請都道府県以外の他の地方自治体との連携体制等の具体の記載を求める）

○　当該実施体制には、次に掲げる者が参画すること

a) 都道府県のデジタル化を推進する担当の職員
b) 実際の災害対応、被災者支援に携わった都道府県の職員
c) 同一被災経験を有する複数の市町村の職員
d) 同一の災害対応において他の地方自治体から応援職員の派遣を受けた場合は、当該応援職員又は応援職員派遣元団体の職員（意見聴取でも可）
e) 同一被災経験を有しない他の地方自治体の職員（意見聴取でも可）
f) 広域被災者データベース・システムの開発に関して専門的知見を有するデジタル人材
g) 防災DX官民共創協議会
h) 個人情報保護に関する有識者
i) 国（内閣府防災、デジタル庁、デジタル行財政改革会議事務局）及びクラウド型被災者システムを運用するJ-LISの職員

○　検討会において検討すべき事項を整理して申請すること。

○　議論は原則公開とすること。

事業要件（４／６）

（４）個人情報の共有の範囲や取り扱いについて対応を明確化

○ 被災者支援のために必要な情報を適切に共有できるよう、個人情報の共有の範囲や取り扱いについて対応を明確化すること。

（５）ソリューションの全国展開のための工夫

○ (1)のソリューションは、全国で同様の広域的な災害が発生した際に活用できるようにする等、今後、全国展開を行うことを前提に、申請団体のみが利用できるものとはせず、本事業に参加していない地方自治体でも利用が可能となるように工夫すること。特に次の点は必ず実施すること。

a) 他の都道府県が利用できるように、広域災害対応において必要となる業務フローを整理すること。

b) 広域被災者データベース・システムは、内閣府のクラウド型被災者システムその他被災者台帳システムとデータ連携を円滑に行えるものであること。

事業要件（５／６）

３．選定における比較事項

（１）ソリューションの全国展開のための工夫

○　全国に展開させるための取組について具体的な記載を求め、取組に工夫が見られるものほど高く評価。

（２）民間事業者が提供する多様なアプリ・システムとの連携

○　防災DXサービスカタログ（https://bosai-dx.jp/）に掲載されている民間事業者が提供する多様なアプリ等と、広域被災者データベース・システムとの連携により、被災者支援を効果的に行えるユースケースを示し、当該ユースケースで必要になるデータ連携のための仕組みを実装すること。ユースケースが多いほど高く評価。

（３）適切なKPIの設定

○　２．（２）で示した基準目標より高い目標値を設定したものほど高く評価。また、２．（２）で示した項目以外に有意なKPIを独自に設定したものほど高く評価。

事業要件（６／６）

（４）多様な関係者で構成する検討体制の充実

○　広域的な災害時には多様な関係者が被災者支援に関係することから、検討体制には、申請した地方自治体以外の関係団体（NPO法人など）からも参画することを求め、参画する団体数が多いほど高く評価。

○　応援職員の派遣を受けた場合は、意見聴取を行う応援職員又は応援職員派遣団体の数が多いほど高く評価。

○　意見聴取を行う申請都道府県以外の地方自治体（応援職員派遣団体除く）の数が多いほど高く評価。

○　検討会で検討すべき事項、検討会の開催頻度等、検討会の実施計画について具体的な記載を求め、検討の内容が充実しているものほど高く評価

（５）事業実施体制の充実

○　申請都道府県内の事業実施体制が充実・具体化されているものほど高く評価。

（６）事業計画の具体性・合理性

○　開発した広域被災者データベース・システムが令和７年３月末の事業終了までに運用開始を完了するよう具体的なスケジュールの記載を求め、プロセスが充実・具体化されているものほど高く評価。

○　当該事業の事業費について、適切な経費項目に分類した上で、具体的に記載されているものほど高く評価。

成果物

○　標準仕様書となることを前提に、本ソリューションに係る仕様書（BPMNによる業務フロー、機能要件や非機能要件等）を策定すること。

○　併せて、他の地方自治体が円滑にシステム導入できるよう、関係者がシステムを導入し利用できるようにするために必要な手順を整理した導入手順書を策定すること。

○　本事業を通じて開発されたシステム、仕様書や導入手順書は、全国展開するにあたり、国において活用できるよう、実施自治体及び受託事業者は、国において自由に複製・改変等することや、それらの利用を第三者に許諾することが出来るようにすること。
　なお、知的財産権等の取扱いについては、今後の全国展開の方法を議論する中で調整することとする。

申請要件

	申請要件	確認方法
①	事業要件を充たす事業の実施	実施計画書においてその旨が表明されているか （☑チェックボックスへのチェックにより意思確認）
②	KPIの計測	P４　2.(２)に定めるKPIについて、基準目標値以上の目標値を定め、計測・報告を行うものであるか
③	多様な関係者で構成する検討体制の整備・運用	P５　2.(３)で示した必須項目すべてを満たす体制が示されているか
④	全国展開のための工夫	全国展開のための工夫が記載されているか
⑤	成果物	P９に定める成果物の策定及びその権利の取扱いについて同意するものであるか （☑チェックボックスへのチェックにより意思確認）

評価項目（１／２）

評価項目		評価基準	配点
1	事業内容		6
①	事業内容の具体性	事業内容が具体的かつ詳細に記載されているか	6
2	ソリューションの全国展開のための工夫		１２
①	取組の工夫	全国展開のための取組について工夫が見られるか	１２
3	民間事業者が提供するアプリ・システムとの連携		6
①	民間企業者が提供するアプリ・システムとの連携	複数のユースケースが示されているか	6
4	適切なKPIの設定		１８
①	KPIの適切性	国が設定するKPIについて、より高い目標値を設定しているか	9
②		必須項目に定める項目以外に有意な項目をKPIとして独自に設定しているか	9

評価項目（２／２）

評価項目		評価基準	配点
5	多様な関係者で構成する検討体制の充実		４６
①	検討体制に参画する団体の確保	検討プロセスに参画する申請都道府県以外の関係団体の数	１０
②		意見聴取を予定している応援職員又は応援職員派遣元団体の数	１０
③		意見聴取を予定している地方自治体（応援職員派遣元団体としてカウントした地方自治体除く）の数	１０
④	検討会の実施計画の充実	検討会の実施計画が具体的かつ充実しているか	１０
⑤	業務実施体制の充実	申請都道府県内の事業実施体制が充実しているか	6
6	事業計画		１２
①	事業計画の妥当性	本事業で実現するソリューションの開発のためのスケジュールが具体的であり、かつ、実現可能なものとなっているか	6
②		当該事業の事業費について、適切な経費項目に分類した上で、具体的に記載されているか	6

実施計画書概要

事業内容

- 事業要件を充たす事業を実施する旨の表明
- 成果物の開示に関する同意
- 申請地方自治体が経験した災害の概要
- 広域被災者データベース・システムのアーキテクチャ案
- 個人情報の取り扱いについて
- 全国展開への工夫
- 民間事業者が提供する多様なアプリ・システムとの連携
- 申請団体内における実施体制の整備
- 都道府県・市町村間の連携体制の整備
- 多様な関係者で構成する検討体制の整備・運用
- 検討会の実施計画
- KPI必須項目
- KPI独自項目【任意・加点要件】

事業計画

- 事業計画
- 運営計画（KPI達成のための中長期スケジュール）